

平成 22 年度政策評価書

平成 23 年 6 月

財 務 省

⑤ 総合目標5：我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す。特に、我が国を含むアジア諸国が共に成長するため、アジアにおける「新成長戦略」を推進する

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

経済のグローバル化が進む中で、通貨に対する信認を確保しつつ、我が国経済の健全な発展を実現し、世界経済の持続的発展に貢献するためには、国際金融システムの安定や国際貿易の秩序ある発展を図ることが重要です。平成20年9月の米国リーマン・ブラザーズ破綻以降の金融・世界経済危機からの回復を確実なものとするためにも、国際金融システムを安定させるとともに、保護主義に陥ることなく国際貿易の秩序ある発展を図ることが重要となっています。また、貧困や地球環境問題、テロ・大量破壊兵器の拡散といった問題にも国際社会が協力して積極的に取り組む必要があります。我が国は、こうした国際的協力において主体的な役割を果たしていきます。特に、急速な成長を遂げているアジア地域において、環境やインフラ分野等で我が国の固有の強みを生かすこと等により、アジア全体の活力ある発展をさらに着実なものとしつつ、アジアの成長を日本の成長に結実させていきます。

2. 内閣の基本的な方針との関連

第173回国会 総理大臣所信表明演説

第174回国会 総理大臣所信表明演説

第176回国会 総理大臣所信表明演説

第171回国会 総理大臣施政方針演説

第174回国会 総理大臣施政方針演説

第177回国会 総理大臣施政方針演説

第174回国会 財務大臣財政演説（平成22年1月29日）

第177回国会 財務大臣財政演説（平成23年1月24日）

明日の安心と成長のための緊急経済対策（平成21年12月8日閣議決定）

新成長戦略（基本方針）（平成21年12月30日閣議決定）

新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）

財政運営戦略（平成22年6月22日閣議決定）

新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策（平成22年9月10日閣議決定）

円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策（平成22年10月8日閣議決定）

包括的経済連携に関する基本方針（平成22年11月9日閣議決定）

平成23年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（平成23年1月24日閣議決定）

新成長戦略実現2011（平成23年1月25日閣議決定）

政策推進指針（平成23年5月17日閣議決定）

パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合決定事項

（平成22年12月10日パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合決定）

3. 重点的に進める業績目標・施策

該当なし

4. 平成22年度の事務運営の報告

施 策 総5-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組

【平成22年度実施計画】

平成20年秋の金融・世界経済危機に対する各国の協調的かつ断固たる措置の結果、世界経済及び金融の情勢は改善してきている。こうした世界経済の回復を強固なものとし、金融危機の再発を防止するとともに、世界経済の持続的な成長、国際金融システムの安定を実現し、さらに、開発途上国における貧困の問題や地球温暖化をはじめとした地球環境問題やテロ・大量破壊兵器の拡散といった問題の解決を図るため、我が国は、G20、G7等の国際会議に積極的に参画し、また、国際機関および各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。また、我が国との関係が深いアジア諸国経済の持続的発展に貢献することは、我が国経済の発展にもつながる重要な取組であるため、ASEAN（東南アジア諸国連合）+3（日中韓）、平成22年に我が国が議長国を務めるAP E C（アジア太平洋経済協力）等の多国間のフォーラムで主体的役割を果たしていきます。また、日中財務対話、日韓財務対話等の二国間の会議を通じて、アジア諸国等との関係を更に深化、拡大させていきます。

【事務運営の報告】

① 外国為替市場の安定に向けた取組

平成22年度においても、日常的な国際金融市場のモニタリング、各国通貨当局との意見交換や緊密な協力等を通じて、外国為替市場相場に関する情報の収集・分析を行い、その安定に向けて取り組みました。

特に、G7（7か国財務大臣・中央銀行総裁会議、平成22年5月、10月及び平成23年3月に開催）やG20（20か国財務大臣・中央銀行総裁会議、平成22年4月、6月、10月及び平成23年2月に開催）、金融・世界経済に関する首脳会合（G20サミット）（平成22年6月及び11月に開催）等の国際会議において、国際金融市場の動向や各国の対応等について議論を行いました。

なお、平成22年度には、為替相場の過度の変動を抑制する観点から、平成22年9月15日に2兆1,249億円、及び東日本大震災直後の平成23年3月18日のG7協調介入時に6,925億円の為替介入をそれぞれ実施しました（いずれも、米ドル買い日本円売り介入）。

② G20サミット等への参画を通じた取組

平成22年4月に開催された20か国財務大臣・中央銀行総裁会議（米国・ワシントンD.C.）では、世界経済、強固で持続可能かつ均衡ある成長のための枠組み（フレームワーク）、金融規制、国際金融機関改革などについて議論を行いました。本会合では、フレームワークについて、各国の政策枠組みを踏まえた世界経済見通しを作成し、G20の目標との集合的な整合性を評価することにより、相互評価プロセスの第一段階を実施するとともに、フレームワークの具体的な目標や今後IMFが政策シナリオ案を作成する際に従うべき原則について合意しました。

6月のG20トロント・サミットの準備会合として開催された同月の20か国財務大臣・中央銀行総裁会議（韓国・釜山）においても、世界経済、フレームワーク、金融規制、

国際金融機関改革などについて議論を行いました。世界経済については、財政の持続可能性が重要であり、各国がそれぞれの状況に即して差別化された、財政の持続可能性を実現するための、信頼に足る、成長に配慮した措置を導入する必要性が強調されました。また、国際金融機関改革については、国際開発金融機関の増資や世界銀行のボイス改革に関する合意を歓迎しました。

G20トロント・サミットでは、世界経済、フレームワーク、金融規制、国際金融機関改革、気候変動、貿易・投資などについて議論を行いました。フレームワークについて、先進国において既存の財政刺激策を遂行し、成長に配慮した財政健全化計画を作成・実施していくことに合意しました。また、先進国は、平成25年（2013年）までに少なくとも赤字を半減させ、平成28年（2016年）までに政府債務の対GDP比を安定化または低下させる財政計画を約束しました。日本については、G20として、日本の状況を認識し、新成長戦略とともに6月に発表された財政運営戦略を歓迎しました。

11月のG20ソウル・サミットの準備会合として開催された10月の20か国財務大臣・中央銀行総裁会議（韓国・慶州）では、世界経済、フレームワーク、金融規制、国際金融機関改革などについて議論を行いました。本会合では、IMF改革について、IMFの資金基盤であるクォータを倍増させるとともに、新興国・途上国のIMFにおけるクォータ・シェアや理事の議席数について、各国の経済力を反映した見直しを行う改革案に合意しました。また、フレームワークについては、経済のファンダメンタルズを反映し、市場で決定される為替レートシステムに移行し、通貨の競争的な切り下げを回避すること、準備通貨を持つ国々は、為替レートの過度の変動や無秩序な動きを監視することを確認しました。さらに、過度の不均衡を是正し、経常収支を持続可能な水準で維持するために、あらゆる政策を追求すること、今後合意される参考となるガイドラインに照らして、大規模な不均衡が継続すると評価された場合には、不均衡の性質や調整の障害となっている原因を評価することに合意しました。

G20ソウル・サミットでは、危機後の世界経済のあり方等幅広い議題について議論を行いました。本会合では、G20として包括的、協力的かつ国ごとの政策行動から成る「ソウル・アクションプラン」を立ち上げ、金融政策と為替政策、貿易と開発政策、財政政策、金融改革、構造改革への取組の継続を約束しました。

平成23年2月に開催された、20か国財務大臣・中央銀行総裁会議（フランス・パリ）は、フランスが議長国となって初めてのG20であり、世界経済、フレームワーク、国際通貨システム、一次産品、金融規制などについて議論を行いました。本会合では、フレームワークについて、統合された二段階のプロセスを通じて、政策措置を必要とするような継続した大規模な対外不均衡に焦点を当てることを可能にする一連の項目を、①公的債務と財政赤字、民間貯蓄率と民間債務、②貿易収支、投資所得及び対外移転のネットフローから構成される対外バランス、とすることに合意しました。また、一次産品価格の変動について、国際機関と協働しつつ、価格変動の要因や、消費国・生産国双方への影響について検討を深めることとしました。

③ G7（7か国財務大臣・中央銀行総裁会議）への参画を通じた取組

平成22年度は、平成22年4月（米国・ワシントンD. C. ）、10月に2回（米国・ワシントン、韓国・慶州）と、合計3回のG7が開催され、世界経済及び国際金融市場の混乱からの回復に向けた取組について活発に議論を行いました。また、電話会議で日頃から意見交換を行っており、平成22年5月及び平成23年3月には声明を発表しました。また、平成22年11月には、G7財務大臣による声明を発表しました。

平成22年5月の声明では、EU（欧州連合）やECB（欧州中央銀行）による措置、各国中央銀行が協力して行う措置、IMFの支援等、国際的な連携による対策を、国際社会として歓迎し、強く支持することを表明しました。

11月には、アイルランド政府による、EU及びIMFからの資金支援を要請しているとの発表や、欧州当局とIMFによる、アイルランドが財政改革計画を実施し、銀行システムを安定化するために必要な資金支援を行うとの発表を、G7財務大臣として歓迎し、支持しました。

平成23年3月には、東日本大震災後の3月18日にG7の電話会議を行い、①こうした困難な時における日本の人々との連帯意識、②必要とされる如何なる協力も提供する用意があること、③日本の経済と金融セクターの強靱さへの信認を表明しました。その際、震災後の円相場の動きへの対応として、我が国からの要請に基づき、米国、英国、カナダ当局及び欧州中央銀行は、我が国とともに為替市場における協調介入に参加することに合意し、同日、我が国を含めたG7各国は為替介入を実施しました。また、為替レートの変動の過度の変動や無秩序な動きは、経済及び金融の安定に対して悪影響を与えること、為替市場をよく注視し、適切に協力することを改めて確認しました。

④ G8サミットへの参画を通じた取組

平成22年6月のサミット（カナダ・ムスコカ）では、世界経済、開発、アフリカなどについて議論を行いました。世界経済の運営に当たっては、成長確保が鍵となること、また同時に財政健全化の推進は重要であり、実施のタイミングを誤らなければ持続可能な成長の確保に資するとの認識を共有しました。また、開発について、G8各国は、ミレニアム開発目標（MDGs）の中で進捗が遅れている母子保健に対する支援を強化する「ムスコカ・イニシアティブ」を打ち出し、我が国は、本イニシアティブの下、母子保健分野において、平成23年（2011年）から5年間で、最大500億円規模、約5億ドル相当の支援を追加的に行う旨表明しました。

⑤ IMFの強化に関する取組

平成20年の危機後、IMFの機能強化が求められる中、IMFは融資制度の改革や資金基盤の増強を実現し、危機予防・対処の両面で体制を強化しました。また、IMFはG20等の国際会議に際して、マクロ経済政策に関する有益な分析を提供するなど、各国・地域のマクロ経済政策の国際協調の実現に大きく貢献しました。

我が国は、理事会等の場で、危機予防の観点からIMFの融資制度を強化することを主張し、フレキシブル・クレジット・ライン（FCL:Flexible Credit Line）の改善

や予防的クレジット・ライン（PCL：Precautionary Credit Line）の創設（平成22年8月に合意）に貢献しました。

また、強化された融資機能を支えるための資金基盤については、その増強を早急に実現するため、平成25年1月が検討期限であった次回（第14次）クォータ（出資割当額）見直しを大幅に前倒し、平成22年末にクォータ見直しを含めた包括的なIMF改革に各国が合意しました。この見直しの結果、我が国の主張を反映しIMFのクォータ資金が倍増するとともに、世界経済における加盟国の相対的地位の変化が出資割合に反映されることとなります。我が国は、このIMF増資等に応じるための「国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案」を平成23年1月に国会に提出、同年3月に同法案の成立を得た上で、他国に先駆けてIMFに対し同意通告を行いました。

さらに、平成23年3月には、我が国を含む有志の参加国がIMFに貸付を行うための多国間の枠組みである新規借入取極（NAB：New Arrangements to Borrow）を拡大・柔軟化するためのNAB改正が発効し、資金基盤は更に拡充されました。

我が国は、IMFの低所得国支援にも積極的に貢献しており、低所得国向けに融資を行うIMF信託基金（PRGT：Poverty Reduction and Growth Trust）の融資原資拡充に貢献するため、平成22年9月にIMFとの間で18億SDR（約27億ドル）を上限とする債券購入取極を締結しました。

IMFの組織のあり方については、IMFにおける新興国・途上国の発言権を強化するため、平成22年末の包括的改革において、ダイナミックな新興国・途上国に6%以上のクォータ・シェアを移転すること、全理事を選任制とすることなどが合意されました。我が国は、この改革に関連するIMF協定改正案を平成23年3月に国会に提出したのに加え、更にIMFの正当性を高めるために、IMFの重要事項の決定に当たって加盟国の大臣の関与を高めることや、IMFスタッフの出身地域を多様化することを、国際通貨金融委員会（IMFC）等の場で主張してきました。

最後に、IMFのミッション（使命）とマンドート（権限）の見直しについては、今般の危機を受けてIMFに求められる役割が拡大している現状を踏まえ、IMFの現在の活動・今後の機能強化に一層の正当性を与えるため、「金融システムの安定」を協定上の目的に追加し、サーベイランス（政策監視）に係る規定の見直しや資本フローの分野でIMFに明確なマンドートを与えることを検討すべきとの主張をIMF理事会やIMF・世銀年次総会等の場で行ってきました。

⑥ ASEAN+3、APEC、日中韓の枠組みへの参画等を通じた取組

イ ASEAN+3財務大臣プロセスにおける地域金融協力の取組

平成22年3月にチェンマイ・イニシアティブ（CMI）のマルチ化（CMIM）契約が発効したことを踏まえ、平成22年5月のASEAN+3財務大臣会議（ウズベキスタン・タシケント）において、更にCMIMの有効性を高める方策を検討することとされました。これを受け、作業部会にIMFのスタッフを招くなど、精力的に検討を進めました。

また、地域経済の監視・分析を行い、リスクを早期に発見するとともに、CMIMの効果的な意思決定を支える常設機関である「ASEAN+3マクロ経済リサーチ・オフィス（AMRO）」について、平成22年5月のASEAN+3財務大臣会議でシンガポールでの設置等全ての主要要素について合意するとともに、早期に活動を開始するため、設立に必要な技術的な詳細の検討を進めました（注：平成23年4月にAMROが設立）。

アジア債券市場育成イニシアティブについては、我が国は、平成22年7月から共同議長として主導的な役割を担い、具体的成果を挙げることに貢献しました。平成22年11月には、ASEAN+3域内の企業が発行する社債に保証を供与し、現地通貨建ての債券発行を促進することを目的とした信用保証・投資ファシリティ（CGIF）を設立し、我が国は国際協力銀行（JBIC）を通じて2億ドルを出資しました。また、平成22年9月には域内のクロスボーダー債券取引の障害となっている各国の規制、市場慣行に関する情報収集、並びに取引慣行及び決済上のメッセージ・フォーマットの調和化に向けた検討課題の調査を進めるため、多数の官民の専門家が参加するASEAN+3債券市場フォーラム（ABMF）を設置し、第1回会合を東京で開催しました。

ロ 日中韓3か国の枠組みにおける取組

平成22年5月に日中韓財務大臣会議を開催し、地域及び3か国の経済情勢についての意見交換を行った他、地域金融協力を3か国が引き続き緊密に協力していくことを再確認しました。

また、平成22年9月に日本を議長国として、日中韓の財務省・金融監督当局・中央銀行が一同に会する日中韓マクロ経済・金融安定化ワークショップを開催し、3か国のマクロ経済や金融市場の動向、金融システムの状況について率直な意見交換を行いました。

ハ APECの枠組みにおける地域金融協力の取組

平成22年11月に京都で開催したAPEC財務大臣会議においては、我が国が議長を務め、先進国から途上国まで、様々な経済発展段階にある域内の国々の財務大臣が一同に会す機会を捉え、高齢化が財政経済運営に与える影響とそれへの対処のありかたについて率直な意見交換を行いました。また、今後の成長戦略の柱としてのインフラ金融や、個人や零細企業向けの金融（金融包接）等について議論を行い、その成果として「成長戦略とファイナンスに関する京都レポート」を取りまとめました。

二 二国間における情報交換・意見交換等

国際的な金融危機による諸課題に対応し、アジア地域の経済回復を確かなものとするため、アジア各国当局と緊密に情報交換・意見交換を行いました。中国との間では、平成22年4月に日中財務対話を開催し、世界経済の課題、地域経済の発展、両国経済の見通し、マクロ経済政策と新成長戦略等の議題について意見交換を行ったほか、他

のアジア諸国とも意見交換を行いました。

⑦ 国際金融システムの濫用への対応

我が国は、G7、G8サミット財務大臣会合や、FATF（金融活動作業部会）における取組等への積極的な参画を通じて、国際社会における資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止等促進に向けた様々な作業に、貢献しました。

特に、イランについては、平成19年2月以降、累次の国連安保理決議に基づき、核開発等に関与する者に対する資産凍結等の措置を講じてきたところですが、これに加え、平成22年6月の国連安保理決議第1929号を受け、資産凍結等対象者の追加、資産凍結等措置によるコルレス関係の停止、資金移転防止強化等の措置を実施しました。

また、リビアについては、平成23年2月及び3月に採択された国連安保理決議（第1970号及び第1973号）に基づき、リビア中央銀行等に対する資産凍結等の措置を実施しました。

⑧ 途上国支援

我が国は、MDGsやODAに関する様々な国際公約の達成に向けて積極的に取り組みました。平成22年9月に開催されたミレニアム開発目標国連首脳会合では、教育及び保健の分野において平成23年からの5年間で合計85億ドルの支援を行う「菅コミットメント」を発表しました。我が国のODAについては、途上国にとって必要不可欠な経済・社会インフラの整備等のための有償資金協力を積極的に行ったほか、国際協力機構（JICA）の海外投融資について、具体的案件の実施を通じて新実施体制の検証・改善と案件選択ルールの特約を行う「パイロットアプローチ」の下で、平成22年度内に再開しました。

⑨ 国際開発金融機関（MDBs）の強化に関する取組

国際開発金融機関（MDBs：世界銀行グループ、アジア開発銀行、米州開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行）は、平成20年からの世界金融・経済危機において、G20サミット等からの要請も踏まえ、融資を大きく拡大するなど、途上国の影響緩和に大きな役割を果たしてきました。

こうした融資の拡大の結果、現状の資金基盤では今後の業務運営に制約が生じることから、MDBsの一般増資が合意されました（アジア開発銀行は平成21年度中に承認済み）。併せて、世界銀行グループの国際復興開発銀行及び国際金融公社では、途上国・新興国の発言権を強化するため、出資シェアの変更等が合意されました。

また、MDBsには、低所得国の貧困削減のため、超長期・低利（又は無利子）の融資等を行う機関・基金が設けられていますが、これらの増資も合意されました（世界銀行グループの国際開発協会、米州開発銀行特別業務基金、アフリカ開発基金）。

我が国は、これらの増資にかかる国際的な議論に積極的に関与・貢献するとともに、我が国がこれらの機関等の増資に応ずるために必要な国内措置として、世界銀行グループについては各機関の加盟措置法の改正案を平成23年1月に国会に提出し同年3月に成

立を得るとともに、その他の機関については、平成22年度予算の予算総則での対応を行いました。

⑩ 地球環境問題への対応

気候変動や、生物多様性の危機等、将来の世代に重大な影響を及ぼすような地球環境問題が、国際的に大きな課題として取り上げられるようになっていきます。財務省は、外務省などの関係省庁と緊密に連携して、これらの影響に脆弱な開発途上国等における環境の保全・改善のため、二国間・多国間の協力を進めました。

二国間の協力としては、インドネシアなどの気候変動対策に積極的に取り組んでいる途上国に対して、JICAを通じて気候変動対策円借款の供与を行った他、JBICを活用して、我が国の民間企業が途上国において行う環境投資を積極的に支援しました。さらに、鳩山イニシアティブを受け、平成22年3月に株式会社日本政策金融公庫法を改正し、JBICの業務に地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進する業務を追加し、具体的な支援を実施しました。

多国間の協力としては、世界銀行の信託基金である地球環境ファシリティ（GEF）及び気候投資基金（CIF）を通じた支援に積極的に参画しました。

⑪ アジア成長戦略の推進

近年のアジア諸国の急速な成長を踏まえ、我が国のアジア市場における取引活動を拡大し、アジアの内需を日本の内需として取り込むことにより、我が国自身の成長機会を創出することが重要となっており、こうした観点から、新成長戦略の柱の1つであるアジア経済戦略について、財務省は、関係省庁と連携しつつ積極的に推進しました。

我が国システムの海外展開の促進をファイナンス面から支援すべく、STEP（本邦技術活用条件）案件の推進を含む、円借款の一層の積極的な活用に取り組むとともに、平成22年4月及び11月には日本政策金融公庫法施行令の改正を行い、JBICの投資金融業務の対象分野を拡充しました。また、JBICに期待される新たな役割に対応するため、更なる機能強化及び日本政策金融公庫からの分離に向け、所要の法案を国会に提出しました（注：平成23年4月に改正法が成立）。

また、CGIFの設立やABMFの設置等により、アジア債券市場の構築支援を進めるなど、アジア域内の貯蓄をアジアの成長に向けた投資につなげるための取組を推進しました。

施策 総5-2：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組

〔平成22年度実施計画〕

現下の経済情勢に鑑みれば、貿易拡大を通じた世界経済の成長が必要であり、関税に関する国際的な取組に積極的に参画します。

我が国としては、多角的な自由貿易体制の維持・強化のため、WTO（世界貿易機関）ドーハ・ラウンド交渉の早期妥結を目指して引き続き積極的に取り組みます。財務省においては、この取組の中で、特に貿易手続の透明性・予見可能性・公平性の向上、簡素化・迅速化等を進める貿易円滑化交渉についても積極的に推進していきます。

また、貿易自由化や経済活性化を迅速に推進する等の観点から、EPA（経済連携協定）交渉を

引き続き積極的に進めていきます。

〔事務運営の報告〕

① WTOドーハ・ラウンド交渉への参画を通じた取組

WTOドーハ・ラウンド交渉では、平成22年6月のAPEC貿易担当大臣会合やG20トロント・サミットで、ドーハ・ラウンド交渉の早期妥結の追求が再確認されました。さらに、平成22年11月のG20ソウル・サミット及び横浜APEC首脳会議では、我が国を含む各国の首脳により、平成23年が極めて重要な「機会の窓」であることを念頭に、ドーハ・ラウンドを迅速かつ成功裏の妥結に導くというコミットメントが再確認されました。これを受け、同年11月下旬から12月中旬にかけてジュネーブで実務レベルの会合が開催され、交渉加速化のための今後の取り進め方などについて議論が行われ、更に、年明けの1月初旬から各交渉分野における集中的な議論が行われました。このような中、財務省は、交渉の早期妥結に向け、関係省庁と協力しつつ交渉に参画しました。特に、関税・税関制度を所管する財務省は、貿易手続の透明性の向上、簡素化等を進める観点から、貿易円滑化交渉を積極的に推進しました。

② EPAへの参画を通じた取組

平成21年度までに11か国との間でEPAが発効済となったことに加え、平成22年度には、インドとの間のEPAに署名し（平成23年2月）、ペルーとの間のEPA交渉が完了しました（平成22年11月）。

また、平成22年11月、「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、主要な貿易国・地域との間で、高いレベルの経済連携を進めていくこととしました。中でも、アジア太平洋地域については、現在交渉中の二国間EPA交渉の加速化、共同研究実施中のFTA/EPAの交渉開始の実現等を図ることとしました。環太平洋パートナーシップ（TPP）協定については、その情報収集を進めながら対応していくこととしました。

この「基本方針」に沿って、日豪EPA交渉の妥結に向けて取り組むとともに、日韓EPA交渉再開に向けた協議、EUとの交渉開始に向けた共同検討作業に取り組みました。

さらに、日中韓FTA産官学共同研究を平成22年5月に開始し、モンゴルとの間では共同研究を平成22年6月に開始し、速やかな交渉開始を提言する報告書を3月に完成させました。

また、財務省は、発効したEPAの円滑な運用に重要な役割を担っており、EPAに基づく関税率、原産地規則等の適正な運用に引き続き努めました。

5. 平成21年度政策評価結果の政策への反映状況

（1）世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組

我が国は、G20、G7、G8等の枠組みにおける国際会議への積極的貢献を通じて、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定、開発・貧困削減、気候変動対策、アジアにおける地域金融協力の強化やテロ資金対策等の諸問題への取組を行いました。また、国

際会議等の場で、日本の経済・金融情勢等についての各国の理解が深まるよう取り組みました。

世界経済については、その回復は進んでいるものの、先進国と新興国で回復の速度は異なっています。先進国・新興国いずれにおいても強固で持続可能かつ均衡ある成長を実現するため、適切な政策措置を各国と積極的に議論しました。

国際金融システムの安定については、金融資本市場の混乱が、信用収縮等を通じて実体経済に悪影響を及ぼし、世界的な景気後退を発生させたことを踏まえ、このような危機を克服し、再発を防ぐための取組に積極的に参画しました。

IMFに関しては、危機の教訓を踏まえて、強化された資金基盤や融資機能を有効に活用できるよう、IMFミッションの再定義やマンデートの見直し等のIMF改革に取り組みました。また、平成23年1月が期限とされていたIMFの次期クォータ（出資割当額）見直しに関しても、期限内の合意形成に向けた議論に積極的に参画し、平成22年末の交渉妥結に寄与しました。

アジアにおける地域金融協力の強化については、まずASEAN+3の枠組みにおいては、「ASEAN+3マクロ経済リサーチ・オフィス（AMRO）」に関し、シンガポールでの設置等全ての主要要素について合意するとともに、早期に活動を開始するため、設立に必要な技術的な詳細の検討を行いました。

また、域内の企業が発行する社債に保証を供与し、域内債券市場の育成に貢献する「信用保証・投資ファシリティ（CGIF）」を平成22年11月に設立し、我が国からもJBICを通じて2億ドルを出資したほか、多数の官民の専門家が参加する「ASEAN+3債券市場フォーラム（ABMF）」を設置し、平成22年9月に第1回会合を東京で開催しました。

また、日中韓の枠組みにおいては、平成22年5月に日中韓財務大臣会議を開催し、現下のマクロ経済・金融情勢、地域金融協力、及びその他共通の関心事項について率直な意見交換を行いました。APECについては、平成22年は我が国が議長を務め、11月にAPEC財務大臣会議を京都で開催しました。

テロ資金対策については、各国がFATF勧告に則った取組を進める一方で、テロリスト等が取組の脆弱な部分を悪用する可能性が指摘されているところ、G7の協調等を通じて国際的な対策を積極的に講じました。

気候変動については、気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）で取りまとめられた「カンクン合意」において設立が決定した緑の気候基金に関し、その具体的な設計に向けた議論に積極的に参加しました。また、世界銀行の信託基金である地球環境ファシリティ（GEF）及び気候投資基金（CIF）を通じた途上国の気候変動支援にも取り組みました。さらに、平成21年12月に表明した鳩山イニシアティブに関し、財務省は、気候変動対策円借款を通じて途上国の気候変動対策を支援するとともに、途上国政府等が実施する地球温暖化対策プロジェクトに対してJBICが支援を行えるよう、平成22年3月に株式会社日本政策金融公庫法を改正し、民間投資の後押しを積極的に図りました。

（2）関税に関する国際的な取組

WTOについては、ドーハ・ラウンド交渉の早期妥結に向けて、関税・税関制度を所管する立場から、関係省庁と連携しつつ、引き続き取り組みました。特に、貿易円滑化交渉については、貿易手続の透明性向上、簡素化等を進めるため、引き続き交渉を推進しました。

EPAにおいては、交渉を積極的に推進しました。その結果、平成22年度においては、インドとの間のEPAに署名し、ペルーとの間のEPA交渉が完了しました。また、我が国の将来に向けての成長・発展基盤を再構築するため、平成22年11月には「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、これに沿って高いレベルの経済連携の推進に取り組んでいくこととしました。その一環として、豪州との交渉についても、妥結に向けて取り組みました。

（3）アジア成長戦略の推進（新成長戦略）

アジアを中心とする旺盛なインフラ需要に応えつつ、我が国システムの海外展開の促進をファイナンス面から支援するため、STEP（本邦技術活用条件）案件の推進を含む、円借款の一層の積極的な活用を図るとともに、平成22年4月及び11月には日本政策金融公庫法施行令の改正を行い、JBICの投資金融業務の対象分野を拡充しました。さらに、JBICに期待される新たな役割に対応するため、更なる機能強化及び日本政策金融公庫からの分離に向け、所要の法案を国会に提出しました（注：平成23年4月に改正法が成立）。

また、アジアの債券市場を構築することにより、域内の豊富な貯蓄を域内の投資に活用するための環境を整備するとともに、資金調達手段の多様化を通じて日系企業等の現地通貨建てでの資金調達の円滑化にも貢献する観点から、我が国はアジア債券市場育成イニシアティブで主導的な役割を果たしました。

6. 目標を巡る外部要因等の動向

(1) 最近の世界経済の動向

最近の世界経済の動向は以下のとおりです。

○参考指標 総5-1：最近の世界経済動向

	実質GDP成長率 (%)					消費者物価上昇率 (%)				
	2006	2007	2008	2009	2010	2006	2007	2008	2009	2010
世界	5.2	5.4	2.9	-0.5	5.0	3.7	4.0	6.0	2.5	3.7
日本	2.0	2.4	-1.2	-6.3	3.9	0.3	0.0	1.4	-1.4	-0.7
米国	2.7	1.9	0.0	-2.6	2.8	3.2	2.9	3.8	-0.3	1.6
ドイツ	3.6	2.8	0.7	-4.7	3.5	1.8	2.3	2.8	0.2	1.2
フランス	2.4	2.3	0.1	-2.5	1.5	1.9	1.6	3.2	0.1	1.7
英国	2.8	2.7	-0.1	-4.9	1.3	2.3	2.3	3.6	2.1	3.3
ユーロ圏	3.1	2.9	0.4	-4.1	1.7	2.2	2.1	3.3	0.3	1.6
アジアNIES	5.8	5.9	1.8	-0.8	8.4	1.6	2.2	4.5	1.3	2.3
中国	12.7	14.2	9.6	9.2	10.3	1.5	4.8	5.9	-0.7	3.3
途上国アジア	10.4	11.4	7.7	7.2	9.5	4.1	5.4	7.4	3.1	6.0
中南米	5.6	5.7	4.3	-1.7	6.1	5.3	5.4	7.9	6.0	6.0
CIS諸国	8.9	9.0	5.3	-6.4	4.6	9.5	9.7	15.6	11.2	7.2
サハラ以南アフリカ	6.4	7.2	5.6	2.8	5.0	6.9	6.9	11.7	10.5	7.5

	失業率 (%)					経常収支 (10億ドル)				
	2006	2007	2008	2009	2010	2006	2007	2008	2009	2010
世界	-	-	-	-	-	211.8	305.4	232.4	225.5	282.6
日本	4.1	3.8	4.0	5.1	5.1	170.4	211.0	157.1	141.8	194.8
米国	4.6	4.6	5.8	9.3	9.6	-802.6	-718.1	-668.9	-378.4	-470.2
ドイツ	9.8	8.4	7.3	7.5	6.9	188.5	253.8	245.7	167.0	176.1
フランス	9.2	8.3	7.8	9.5	9.7	-13.0	-25.9	-54.6	-51.3	-53.1
英国	5.4	5.4	5.6	7.5	7.8	-82.8	-73.0	-44.1	-37.3	-56.0
ユーロ圏	8.4	7.5	7.6	9.5	10.0	43.0	29.7	-86.7	-23.5	11.6
アジアNIES	3.7	3.4	3.4	4.3	4.1	99.4	130.9	87.8	128.6	133.1
中国	4.1	4.0	4.2	4.3	4.1	253.3	371.8	436.1	297.1	306.2
途上国アジア	-	-	-	-	-	289.2	418.3	435.9	328.2	308.1
中南米	-	-	-	-	-	49.5	14.6	-31.2	-25.0	-56.9
CIS諸国	-	-	-	-	-	96.3	71.7	107.7	41.4	75.0
サハラ以南アフリカ	-	-	-	-	-	30.8	11.0	0.0	-21.6	-24.9

(出所) IMF “World Economic Outlook” (2011. 4)

(注) アジアNIES：香港、韓国、シンガポール、台湾。

(2) 国際機関による経済成長率見通し

国際機関による経済成長率の見通しは以下のとおりです。

○参考指標 総5-2：国際機関による世界経済の成長率見通し

(単位：%)

	IMF (2011年4月)		OECD (2010年11月)		アジア開発銀行 (2011年4月)		世界銀行 (2011年1月)	
	2011年	2012年	2011年	2012年	2011年	2012年	2011年	2012年
世界経済	4.4	4.5	-	-	-	-	3.3	3.6
OECD諸国	-	-	2.3	2.8	-	-	2.3	2.6
アメリカ	2.8	2.9	2.2	3.1	-	-	2.8	2.9
日本	1.4	2.1	1.7	1.3	-	-	1.8	2.0
ユーロ圏	1.6	1.8	1.7	2.0	-	-	1.4	2.0
途上国アジア	8.4	8.4	-	-	-	-	-	-
中国	9.6	9.5	-	-	9.6	9.2	8.7	8.4
アジアNIES	4.9	4.5	-	-	-	-	-	-
東南アジア	-	-	-	-	5.5	5.7	-	-
中南米	4.7	4.2	.	-	-	-	4.0	4.0
CIS諸国	5.0	4.7	-	-	-	-	-	-
サハラ以南アフリカ	5.5	5.9	-	-	-	-	5.3	5.5

(出所) IMF “World Economic Outlook” (2011. 4)、OECD “Economic Outlook No.88”、アジア開発銀行 “Asian Development Outlook 2011: South-South Economic Links”、世界銀行 “Global Economic Prospects 2011”

(注1) アジアNIES：香港、韓国、シンガポール、台湾。

(注2) 東南アジア：カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム。

○参考指標 総5-3：金融セクターにおける損失推計額の見通し (単位：億ドル)

地域	2009年10月	2010年4月
米国	10,250	8,850
英国	6,040	4,550
ユーロ圏	8,140	6,650
他の欧州先進国	2,010	1,560
アジア	1,660	1,150
合計	28,090	22,760

(出所) IMF：国際金融安定性報告書

(注1) 2007～2010年までに各地域の銀行において発生する、ローン・証券による損失額を推計。他の欧州先進国とはデンマーク、アイスランド、ノルウェー、スウェーデン、スイスを含み、アジアとは日本の他、オーストラリア、香港、ニュージーランド、シンガポールを含む。

(注2) 2010年4月以降、更新無し

(3) テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数

国際社会の平和と安全を脅かすテロリストの活動を防止することは、国際社会全体の課題であり、テロ資金が国際金融システムを濫用する形で移転していくことを防止することも必要となってきました。財務省としては、国連安保理決議を受けて、外為法に基づき、

これまで累次にわたりテロリスト等に対する資産凍結等の措置を行ってきています。

○参考指標 総5-4：テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数

	資産凍結対象	
	追 加	解 除
平成13年度	299個人・団体	6団体
14年度	72個人・団体	7個人・団体
15年度	86個人・団体	—
16年度	29個人・団体	1個人
17年度	38個人・団体	3個人
18年度	15個人・団体	1個人
19年度	11個人	15個人・団体
20年度	29個人・団体	12個人・団体
21年度	10個人・団体	15個人・団体
22年度	21個人・団体	35個人・団体
小 計	610個人・団体	95個人・団体
累 計	515個人・団体	

(出所) 国際局調査課外国為替室調

(4) 途上国の貧困削減状況

1日1.25ドル以下で生活する人口が1993年の1,799百万人から2005年には1,374百万人に低下する等、開発途上国全体の貧困削減については改善が見られますが、地域的な進ちよく状況は一様ではありません。

このような状況に対処するため、我が国は、開発途上国に対する多国間・二国間の協力に取り組み、開発途上国の貧困削減や安定的な経済社会の発展に貢献しています。

○参考指標 総5-5：途上国の貧困削減状況

1日1.25ドル以下で生活している人口(数)

(単位：百万人)

	1993年	1996年	1999年	2002年	2005年
東アジア・太平洋 (除 中国)	845 212	622 179	635 188	507 144	316 108
南アジア	559	594	589	616	596
欧州・中央アジア	20	22	24	22	17
中東・北アフリカ	10	11	12	10	11
中南アフリカ	317	356	383	390	388
中南米	47	53	55	57	45
合 計 (除 中国)	1,799 (1,166)	1,658 (1,215)	1,698 (1,251)	1,601 (1,238)	1,374 (1,166)

(出所) 世界銀行 World Development Indicators 2011

出生時平均余命

(単位：歳)

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
低所得国	56	56	57	57	57
中所得国	68	68	68	69	69
高所得国	79	79	79	80	80

(出所) 世界銀行 World Development Indicators 2011

成人非識字率

(単位：%)

	1980年	1990年	2000年	2009年
低所得国	-	49	42	38
中所得国	-	28	20	17
高所得国	-	2	2	2

(出所) 世界銀行 World Development Indicators 2011

小児死亡率 (1000人当たり)

(単位：人)

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
低所得国	82	80	79	77	76
中所得国	44	42	41	40	38
高所得国	6	6	6	6	6

(出所) 世界銀行 World Development Indicators 2011

(5) 地球環境問題への対応状況

地球環境問題への対応状況は以下の通りです。

○参考指標 総5-6：地球環境問題への対応状況

G E F対象分野別プロジェクト承認額

(1991年設立時から2008年までの累計額)

(単位：億ドル)

	生 物 多様性	気候 変動	国際 水域	複合 分野	土地 劣化	POPs	オゾン	合 計
プロジェクト承認額	25.9	25.7	10.3	9.6	3.3	3.0	1.8	79.5
全体に占める割合	33%	32%	13%	12%	4%	4%	2%	100%

(出所) G E F Annual Report 2008

G E F地域別プロジェクト承認額

(1991年設立時から2008年までの累計額)

(単位：億ドル)

	アジア	アフリカ	中南米	地球 規模	東欧・ 中央アジア	複合 地域	合 計
プロジェクト承認額	20.5	17.3	16.5	11.1	10.4	3.7	79.5
全体に占める割合	26%	22%	21%	14%	13%	5%	100%

(出所) G E F Annual Report 2008

(6) 世界全体の貿易額及び我が国の貿易動向

平成22年世界全体の貿易額は、約15.2兆ドルであり、昨年に比べ21.7%増加しました。

平成22年の我が国の貿易動向についてみると、

① 輸出

67兆3,996億円（対前年比24.2%増）と3年ぶりに増加しました。これは、自動車や自動車の部品等が増加したことによるものです。

② 輸入

60兆7,650億円（対前年比18.0%増）と2年ぶりに増加しました。これは原粗油や液化天然ガス等が増加したことによるものです。

③ 差引

この結果、輸出額から輸入額を引いた差引額については、6兆6,347億円（対前年比148.4%増）と2年連続で増加しました。

○参考指標 総5-7：世界全体の貿易額

（単位：10億米ドル）

	平成18年	19年	20年	21年	22年
貿易額（輸出）	12,112	13,993	16,097	12,461	15,238

（出所） WTO Statistics Database

○参考指標 総5-8：輸出入額及び貿易バランス（対GDP比を含む）の推移

（単位：億円、%）

	平成18年	19年	20年	21年	22年	対前年比 伸率
輸出額 （対GDP比）	752,462 (14.8)	839,314 (16.3)	810,181 (16.0)	541,706 (11.5)	673,996 (14.1)	24.4%
輸入額 （対GDP比）	673,443 (13.3)	731,359 (14.2)	789,547 (15.6)	514,994 (10.9)	607,650 (12.7)	18.0%
差引額 （対GDP比）	79,019 (1.6)	107,955 (2.1)	20,633 (0.4)	26,712 (0.6)	66,347 (1.4)	148.4%

（出所） 財務省貿易統計、内閣府GDP統計

（注1） 輸出入額の対GDP比は、「輸出入額／名目GDP」で算出。

（注2） 平成21年の名目GDPは、第2次速報ベース。

（7）関税負担率の推移とその国際比較

関税率の水準を示す代表的な指標としては、関税負担率（関税収入額の総輸入額に対する比率）があります。我が国の関税負担率は、国内産業保護の必要性にかんがみ比較的高い関税率が設定されている品目がある一方で、無税品目も多いため、低い水準となっています。ウルグアイ・ラウンド合意に基づく関税率の段階的引下げに加え、近年は、EPAの推進等により、年々低下する傾向で推移してきましたが、平成21年度においては、一般機械等無税品の輸入額の減少により、前年度より0.2%高い1.4%となっています。

参考指標 総5-9のとおり、先進国との比較において、我が国の関税負担率は低い水準と

なっています。

（注）ウルグアイ・ラウンド：GATT（関税及び貿易に関する一般協定）の下で、1986年から1994年にかけて行われた包括的な多角的貿易交渉をいいます。

○参考指標 総5-9：関税負担率の推移とその国際比較

（単位：％）

年度	2004 (平成16)	2005 (平成17)	2006 (平成18)	2007 (平成19)	2008 (平成20)
日 本	1.7	1.5	1.4	1.3	1.2
米 国	1.7	1.6	1.5	1.5	1.4
E U	1.5	1.5	1.4	1.4	1.2
カナダ	0.8	0.9	1.0	1.0	0.9
オーストラリア	3.5	3.0	3.1	3.0	3.3
韓 国	2.7	2.4	2.4	2.7	1.9

（出所）関税局関税課調

（注1）年度は各国の会計年度（但し、EUは暦年）。

（注2）関税負担率＝関税収入額／総輸入額。

（注3）諸外国の負担率については、OECD「REVENUE STATISTICS」及び「Monthly Statistics of International Trade」を基に計算したものである。

（注4）EUの負担率は域外からの輸入額に係るものであり、関税収入額には農産品に対する輸入課徴金を含む。
なお、EUの2004年から2007年までの数値は、EU加盟国のうち、OECDに加盟している19か国の各年における関税収入額と域外からの輸入額を用いて計算した関税負担率である。

（8）地域貿易協定の年次別推移

WTOへの通報に基づく地域貿易協定の発効件数は平成5年時点では29でしたが、平成22年時点では合計193に達するなど急速に増加しました。

○参考指標 総5-10：地域貿易協定の年次別推移

	平成5年	10年	15年	20年	22年
地域貿易協定の数（累計）	29	64	109	165	193

（出所）Regional Trade Agreements Notified to the GATT/WTO and in Force (WTO) に基づき関税局調

（注）件数はGATT/WTOへの通報に基づく発効件数（EU加盟国間に存在した協定を含まず、22年については7月31日時点）。ただし重複して通報されているサービス協定及び既存の貿易協定への加盟協定は除く。

7. 今後の政策等に反映すべき事項

（1）今後の方針

総合目標5 我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す。特に、我が国を含むアジア諸国が共に成長するため、アジアにおける「新成長戦略」を推進する

引き続き推進

改善・見直し

廃止

施 策 総5-1 世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組

引き続き推進

改善・見直し

廃止

施 策 総5-2 国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組

引き続き推進

改善・見直し

廃止

(2) 企画立案に向けた提言

① 世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組

我が国は、今後とも、G20、G7、G8等の枠組みにおける国際会議への積極的貢献を通じて、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定、開発・貧困削減、気候変動、アジアにおける地域金融協力の強化やテロ資金対策等の諸問題への取組を行います。

世界経済については、その回復は進んでいるものの先進国と新興国で回復の速度は異なっています。先進国・新興国いずれにおいても強固で持続可能かつ均衡ある成長を実現するため、適切な政策措置を各国と積極的に議論していきます。国際金融システムの安定については、金融資本市場の混乱が、信用収縮等を通じて実体経済に悪影響を及ぼし、世界的な景気後退を発生させたことを踏まえ、このような危機を克服し、再発を防ぐための取組に積極的に参画します。

また、国際会議等の場で、日本の経済・金融情勢等について、各国の理解が高まるよう取り組みます。特に、東日本大震災について、我が国からの輸出品への風評被害に関して冷静な対応を呼びかけ、これまで通りの我が国へ訪問を要請するとともに、復旧・復興と財政健全化目標の達成の両立への取組を説明していきます。

IMFに関しては、危機予防・対処の両面からIMFが引き続き重要な役割を果たせるよう、我が国は、融資機能の更なる改善やサーベイランス機能の強化についての議論に積極的に参画していきます。さらに、新しいNABの主要貢献国として、またIMFとの間の最大1,000億ドル相当の融資契約の維持を通じ、我が国はIMFの資金基盤の拡充・確保を支援していきます。また、IMFの活動や今後の機能強化に一層の正当性を与えるべく、IMFのミッションの再定義・マンデートの見直しを含むIMF改革に今後とも主体的に取り組みます。

アジアにおける地域金融協力の強化については、ASEAN+3財務大臣プロセスにおいて、ASEAN+3マクロ経済リサーチ・オフィス（AMRO）が早期に十全な活動を行うことができるよう協力していくとともに、AMROの機能強化に向けて検討を進めていきます。また、アジア債券市場育成イニシアティブを通じて、クロスボーダー債券取引の促進に向けた取組等を進めるとともに、地域金融協力の中長期的な課題について引き続き積極的に議論を進めていきます。APEC、ASEMなどの地域協力の枠組みにおいても、その特色を踏まえた地域協力への取組を推進していきます。

テロ資金対策については、各国がFATF勧告に則った取組を進める一方で、テロリスト等が取組の脆弱な部分を悪用する可能性が指摘されており、今後ともG7の協調等を通じて国際的な対策を積極的に講じます。

ODAについては、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するため、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、効果的かつ効率的な資

金協力等を実施していきます。

MDBsについては、主要出資国として業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念をMDBsの政策に反映させるとともに、我が国の開発援助にMDBsの専門的知見や人材を活用していきます。また、各機関相互や他の援助主体との間の協調・連携の推進、重点分野の明確化、結果を重視した援助の取組、援助効果の評価の推進を図ることにより、支援の効率性・有効性を高めるMDBsの取組を積極的に支援していきます。さらに、IMFやMDBsにおいて、日本人スタッフの増加を含む職員の多様性確保に引き続き取り組んでいきます。

気候変動については、資金に関する国連の気候変動交渉をフォローするとともに、我が国がこれまで行ってきた二国間・多国間の支援を引き続き実施していきます。具体的には、気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）で取りまとめられた「カンクン合意」により設置が決定した緑の気候基金（Green Climate Fund）について、我が国はその設計に係る議論に積極的に参画していきます。

② 関税に関する国際的な取組

WTOドーハ・ラウンド交渉の早期妥結に向けて、関税制度・税関手続を所管する立場から、関係省庁と連携しつつ、引き続き取り組みます。特に、貿易円滑化交渉については、貿易手続の透明性の向上、簡素化等を進めるため、引き続き交渉を推進していきます。

我が国の将来に向けての成長・発展基盤を再構築するため、「包括的経済連携に関する基本方針」に沿って、市場として期待ができるアジア諸国や新興国、欧米諸国、資源国等との経済連携、とりわけ世界の主要貿易国との間での高いレベルの経済連携を積極的に推進していきます。TPP協定については、「包括的経済連携に関する基本方針」、「政策推進指針」に基づき、情報収集を継続しつつ、適切に対応します。

③ アジア成長戦略の推進（新成長戦略）

新成長戦略の柱の1つであるアジア経済戦略について、財務省は関係省庁と連携しつつ、積極的に推進していきます。

そのため、我が国システムの海外展開の促進のため、STEP（本邦技術活用条件）案件の推進を含む、円借款の一層の積極的な活用やJBICの投資金融などの枠組みの活用を通じて、ファイナンス面から支援していきます。そのうち、新成長戦略に盛り込まれている「パッケージ型インフラの海外展開」の支援等、JBICに期待される新たな役割に対応するため、機能強化及び日本政策金融公庫からの分離に向け、所要の法案を国会に提出しました（注：平成23年4月に改正法が成立）。これにより、我が国企業による海外事業展開がより積極的に行われることが期待されます。

また、アジア債券市場の構築支援を通じ、アジア域内の貯蓄をアジアの成長に向けた投資につなげるための取組を更に推進していきます。

政策目標 6：国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進

④ 政策目標 6－1：外国為替市場の安定並びに国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保

- ④・6-1-1：外国為替市場の安定
- ④・6-1-2：国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画
- ④・6-1-3：アジアにおける地域金融協力の推進
- ④・6-1-4：北朝鮮・イランの核開発等に係る問題への対策及びテロ資金や大量破壊兵器の拡散に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応

④ 政策目標 6－2：開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

- ④・6-2-1：ODAの効率的・戦略的な活用
- ④・6-2-2：円借款、国際協力銀行業務、国際開発金融機関を通じた支援
- ④・6-2-3：債務問題への取組
- ④・6-2-4：知的支援

④ 政策目標 6－3：アジア経済戦略の推進（新成長戦略）

- ④・6-3-1：アジア経済戦略の推進

※「④」マークは、重点的に進めるものを示しています。

⑥ 政策目標6－1：外国為替市場の安定並びに国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

世界各国の経済の相互連関が深まり、国際的な資金移動が活発化する中で、我が国と外国との間の資金移動が円滑に行われる環境を整えるとともに、特に、平成20年9月の米国リーマン・ブラザーズ破綻以降、国際金融システムを安定させることが重要となっています。このような認識の下、財務省では、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づいて外国為替制度の運営に当たっているほか、国際金融システムの安定に向けた制度強化が急務となっています。

また、従来より我が国と密接な経済的結びつきを有するアジア地域の経済の安定は重要であり、域内における地域金融協力の強化策の1つとして、平成22年度は、通貨危機の予防・対処のためのより前進した枠組みの実現に向けた検討を更に進めていきます。このほか、テロ資金供与や大量破壊兵器の拡散への資金支援といった国際金融システムの濫用の防止にも取り組んでいきます。

2. 内閣の基本的な方針との関連

第173回国会 総理大臣所信表明演説

第174回国会 総理大臣所信表明演説

第176回国会 総理大臣所信表明演説

第171回国会 総理大臣施政方針演説

第174回国会 総理大臣施政方針演説

第177回国会 総理大臣施政方針演説

第174回国会 財務大臣財政演説（平成22年1月29日）

第177回国会 財務大臣財政演説（平成23年1月24日）

明日の安心と成長のための緊急経済対策（平成21年12月8日閣議決定）

新成長戦略（基本方針）（平成21年12月30日閣議決定）

新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）

財政運営戦略（平成22年6月22日閣議決定）

新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策（平成22年9月10日閣議決定）

円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策（平成22年10月8日閣議決定）

平成23年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（平成23年1月24日閣議決定）

新成長戦略実現2011（平成23年1月25日閣議決定）

パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合決定事項

（平成22年12月10日パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合決定）

3. 重点的に進める業績目標・施策

施 策 6-1-1：外国為替市場の安定

施 策 6-1-2：国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画

施 策 6-1-3：アジアにおける地域金融協力の推進

4. 平成22年度の事務運営の報告

④ 施策 6-1-1：外国為替市場の安定

〔平成22年度実施計画〕

為替レートは、経済ファンダメンタルズ（経済の基礎的状況）を反映しつつ、安定的に推移することが重要であり、為替レートの過度の変動は、経済や金融の安定に対して悪影響を与え、望ましくないと考えられます。このような観点から、通貨当局としては、日常的な国際金融市場のモニタリング、各国の通貨当局との意見交換や国際協調等を行うほか、必要に応じた為替介入等を通じ、外国為替相場の安定に向けた取組を行っています。

為替介入等を通じて保有することとなった外貨準備は、政府短期証券により調達した円資金に見合う外貨資産を保有しているものであり、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備え、安全性及び流動性に最大限留意しつつ、可能な限り収益性を追求する運用を行っています。

国際金融市場のモニタリングは、外為法に基づく報告制度をベースとして、取引実態の把握を主としています。

報告を取りまとめ作成・公表する「国際収支統計」、「対外及び対内証券売買契約等の状況」等は、対外的な資金の流れに関して、市場に対する正確かつ適時な情報の提供、及び経常収支・資本収支の動向の把握といった観点から重要です。加えて、国際収支統計は、内閣府において作成・公表される「国民経済計算」及び「四半期別GDP」の基礎統計ともなっており、今後とも、適切な作成・公表を行っていきます。また、対外的な資金の流れに関しては、継続的に専門家との意見交換を行うことにより経常収支・資本収支の動向の実態把握に努めています。今後とも、取引実態の一層的確かつ効率的な把握に向けて、IMF国際収支マニュアルの改訂を受けた国際収支統計等の見直しなど報告制度の見直しを検討していきます。

〔事務運営の報告〕

① 外国為替市場の安定に向けた取組について

平成22年度においても、日常的な国際金融市場のモニタリング、各国通貨当局との意見交換や緊密な協力等を通じて、外国為替相場に関する情報の収集・分析を行い、その安定に向けて取り組みました。

イ 外国為替市場の安定

平成22年度においては、グローバルな金融市場の脆弱性が続く中、G7（7か国財務大臣・中央銀行総裁会議、平成22年5月、10月及び平成23年3月に開催）やG20（20か国財務大臣・中央銀行総裁会議、平成22年4月、6月、10月及び平成23年2月に開催）、金融・世界経済に関する首脳会合（G20サミット）（平成22年6月及び11月に開催）等の国際会議において、国際金融市場の動向や各国の対応等について議論を行いました。為替については、「根底にある経済のファンダメンタルズを反映するため、より市場で決定される為替レートシステムに移行し、為替レートの柔軟性を向上させるとともに、通貨の競争的な切り下げを回避する。準備通貨を持つ国々を含む先進国は、為替レートの過度の変動や無秩序な動きを監視する。」（G20ソウル・サミット首脳声明（平成22年11月11-12日））、「為替レートの無秩序な動き、為替レートの継続した不均衡を回避する」（G20パリ財務大臣・中央銀行総裁会議声明（平成23年2月18-19日））との共通認識を確認しました。

なお、平成22年度には、為替相場の過度の変動を抑制する観点から、平成22年9月15日に2兆1,249億円、及び東日本大震災直後の平成23年3月18日のG7協調介入時に6,925億円の為替介入をそれぞれ実施しました（いずれも、米ドル買い日本円売り介入）。

ロ 国際収支統計等の作成・公表

我が国の対外的な資金の流れに関する統計として「国際収支統計」、「対外及び対内証券売買契約等の状況」等を引き続き作成し発表しました。特に、国際収支統計については、利用者の利便性向上等の観点から、平成22年8月より、地域別国際収支において、サービス収支／その他サービス／特許等使用料の内訳として「工業権・鉱業権使用料」「著作権等使用料」の計数を新たに公表することとし、所得収支／投資収益／証券投資収益の内訳として「配当金」「債券利子」についても新たに公表することとしました。また、平成20年12月のIMFの国際収支マニュアルの改訂を踏まえ、我が国としても、外為法に基づく報告書の報告事項の見直しなど、報告制度の見直しの検討を進めているところです。さらに、新成長戦略に基づき、クロスボーダーのローンを供与する場合について、外為法令上、契約ベースの報告書と支払ベースの報告書の2つの報告書の提出を求める仕組みを改め、支払ベースの報告書に一本化する等の簡素化を図ることとしました（注：平成23年4月に当該改正省令を公布し、5月に施行）。

○参考指標 6-1-1：外国為替平衡操作の実施状況

	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
金 額	0円	0円	0円	0円	2兆8,174億円

（出所）財務省「外国為替平衡操作の実施状況」

(http://www.mof.go.jp/international_policy/reference/feio/data.htm)

② 外国為替資金特別会計の状況

外国為替資金特別会計（外為特会）の保有する外貨資産については、「安全性及び流動性に最大限留意した運用を行うこととし、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する」（「外国為替資金特別会計が保有する外貨資産に関する運用について」（平成17年4月4日））との考え方の下、国債、政府機関債及び国際機関債等の債券や預金等によって運用しています。

平成22年度は、平成21年度と比較して、米国の金利が低下（2年債：0.6%（平成22年度平均）←0.9%（平成21年度平均）、5年債：1.8%←2.3%）したほか、為替レートが円高方向に進んだ（基準外国為替相場の平均値：86.92円←96.25円）こと等から、外為特会の運用収入は2.8兆円に減少すると見込まれています（平成21年度（決算）：2.9兆円）。

外為特会の運用状況の情報開示については、近年その拡充に努めたこともあり、他のG7諸国と比較しても遜色ない水準となりました。具体的には、「外国為替平衡操作の実施状況」や「外貨準備等の状況」の公表、決算書及び特別会計財務書類による財務状況の開示、外貨建資産の運用利回りの公表を行っており、さらに、平成20年11月からは、各年度末における保有外貨証券の満期別構成割合及び国債・非国債の構成割合を公表しています。なお、通貨構成については、為替市場に影響を与えるおそれがあることから、引き続き非公表としています。

外為特会の外貨資産と円建ての政府短期証券の金利差から生じた剰余金については、外国為替相場の変動、市場金利の変動等の要因を勘案し、同会計の健全な運営を確保するために必要な金額を、積立金として積み立てるとともに、予算で定めるところにより、一般会計に繰り入れることができることとされています。平成23年度予算においては、一般会計の極めて厳しい財政状況に最大限配慮し、平成22年度の剰余金見込額2.7兆円の全額を一般会計に繰り入れることとし、さらに、基礎年金国庫負担2分の1を確保するための平成23年度限りのやむを得ない措置として、平成23年度に剰余金として見込まれる金額から法的措置を行った上で、0.23兆円を追加的に繰り入れることとしました（注：平成23年4月、この0.23兆円については、東日本大震災に対処するために必要な財源を確保するための特別措置として、法的措置を行った上で、一般会計に繰り入れることとしました。）。これにより、これまでの外為特会から一般会計への繰入累計額は31.5兆円となる見込みです。

外為特会の積立金は、外貨資産と円建ての政府短期証券の金利差から生じた剰余金を積み立てたものですが、この内外金利差は将来外国通貨の減価（ドル安）が見込まれるゆえ生じるものです。このため、特会が債務超過とならないよう、バランスシートに時価評価による為替差損と見合う形で積立金を立て、バランスさせる必要があります。なお、一般的に、積立金は、為替差損のほか、金利差損、内外金利の逆転による収支赤字にも備えるものです。平成22年度末時点の積立金の金額は20.6兆円であり、外国為替相場が1ドル＝約98円となると、保有外貨資産の評価損が積立金の金額と同水準となり、これより円高になると評価損が積立金の金額を上回ることになります。

また、平成22年10月に実施された行政刷新会議「事業仕分け」の評価結果において、外為特会に関し、「剰余金は、一定のルールに基づいて、一般会計に繰り入れる方式にする」とされたことを踏まえ、平成22年12月に、同会計の財務の健全性を確保する観点から、毎年度の剰余金の一般会計繰入ルールを定め、公表しました。また、積立金につき「財投預託されている積立金（20兆円）については、中長期的に債務（政府短期証券）の償還に充てることにより、B/Sの両サイドを減らしていく」、金融資産（外貨運用益の円転のためのF B発行）につき「F Bの発行によって外貨運用益を円転し、負債が積み上がる構造の解消を図る」とされたことを踏まえ、特別会計法改正までの運用面の対応として、平成23年度より、外為特会の積立金（財投預託金）の満期分の繰替使用によりF Bを償還し、F B残高を圧縮することとしています。

(新) ◎業績指標 6-1-1：資金フローに関する研究会の開催回数

(単位：回、%)

	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
開催予定回数	7	6	7	6	6
実際の開催回数	8	7	7	6	5 ^(注2)
達成率	114%	117%	100%	100%	目標値：80%以上 実績値： 約83%

(出所) 国際局為替市場課調

(注1) 資金フロー研究会は、世界の資金フローに重要な影響を与えると思われる資本取引や金融情勢等につい

て、専門家を招聘し、取引実態の把握や資金フロー等への影響についての研究を行うことを目的としているもの。

(注2) 東日本大震災の影響により、平成23年3月の研究会開催を中止。

○参考指標 6-1-2：外貨準備動向

(単位：百万ドル)

	平成18年度末	19年度末	20年度末	21年度末	22年度末
外貨準備高	908,958	1,015,587	1,018,549	1,042,715	1,116,025

(出所) 財務省「外貨準備等の状況」

(http://www.mof.go.jp/international_policy/reference/official_reserve_assets/data.htm)

(参考1) 米独の金利動向

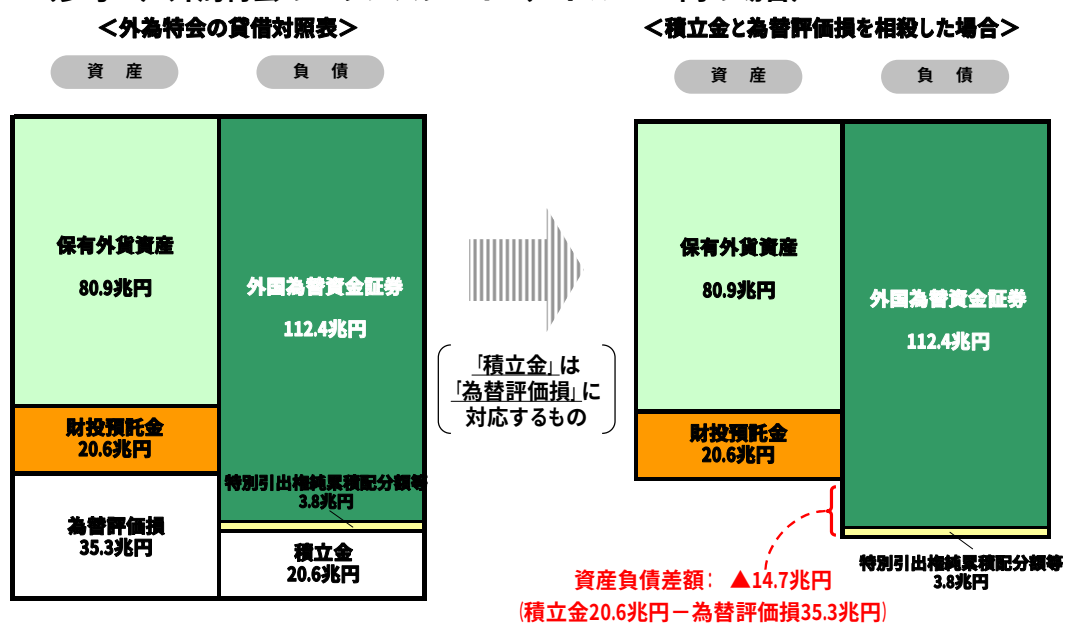


(参考2) 為替レート(基準外国為替相場:ドル円)の推移

平成21年度	96.25円
平成22年度	86.92円
(参考)	
21年1月～6月	105円
21年7月～12月	95円
22年1月	89円
22年2月	90円
22年3月	91円
22年4月	90円
22年5月	90円
22年6月	93円
22年7月	92円
22年8月	91円
22年9月	88円
22年10月	85円
22年11月	84円
22年12月	82円
23年1月	82円
23年2月	83円
23年3月	83円

(注) 基準外国為替相場は、本邦通貨と外国通貨(米ドル)の換算レートにつき、当該月の前々月中の実勢相場の平均値として、財務大臣が公示する相場です。外為特会の外貨資産は、基準外国為替相場等によって評価することとされています。

(参考3) 外為特会のバランスシート(1ドル=82円の場合)



(注) 平成22年12月末時点。

(参考4) 外為特会の保有する外貨資産の状況

(詳細は財務省ホームページ (http://www.mof.go.jp/english/about_mof/councils/gov_debt_management/reference/gaitametokkai/gaitametokkai_221108.pdf) 参照)

①運用資産利回り

	平成19年度	20年度	21年度
運用資産利回り	4.32%	3.69%	3.08%

②外貨証券の満期別構成

満 期	平成21年度末残高
1年以下	14.5兆円 (17.7%)
1年超5年以下	46.4兆円 (56.6%)
5年超	21.0兆円 (25.7%)
合 計	82.0兆円 (100.0%)

③外貨証券の国債・非国債の構成割合

銘 柄	平成21年度末残高
国 債	58.0兆円 (70.8%)
国債以外の証券	24.0兆円 (29.2%)
合 計	82.0兆円 (100.0%)

(注) 時価ベース。円建て換算は、特別会計に関する法律第79条の規定に基づき、年度末の基準外国為替相場等により行っている。

(参考5) 財務省ホームページにおける積立金に関する説明(平成21年度決算)

(http://www.mof.go.jp/about_mof/mof_budget/special_account/gaitame/gaitame_kesan21.htm)

(積立金の目的)

「特別会計に関する法律」第80条第1項の規定により、外国為替相場の変動、市場金利の変動その他の要因を勘案し、外国為替資金特別会計の健全な運営を確保するために必要な金額を積立金として積み立てることとしている。

(積立金の水準)

積立金に必要な金額としては、外国為替相場や市場金利の変動等があっても、保有外貨資産に発生する評価損を概ね下回らない水準であるところの保有外貨資産の100分の30が目安となり、中長期的にはこの水準まで積み立てることが望ましい。

〔重〕 施策 6-1-2 : 国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画 [平成22年度実施計画]

① 国際金融システムの安定

国際金融市場において多額の資金が取引されるようになって以降、金融取引の技術も飛躍的に進歩し、従前は想定されなかった様々な国際金融システムの不安定要因が顕在化しました。平成9年に起こったアジア通貨危機やその後のブラジル、アルゼンチン等における金融危機は、従来の経常収支赤字に起因する危機とは異なり、市場の信認の低下による短期資本の急激な流出とい

う新しい型の危機です。また、平成20年秋以降には米国などで急速に普及した証券化商品や金融派生商品に対して金融機関が十分なリスク管理を怠った結果、大規模な損失が発生し、国際金融市場全体が混乱に陥りました。金融資本市場の混乱は、信用収縮等を通じて实体经济に悪影響を及ぼし、世界的な景気後退を発生させました。危機からの回復を確実なものとし、その再発を防ぐための取組が、国際的に求められています。

我が国は、金融・世界経済に関する首脳会合（G20サミット）、G8サミット、G7、G20、IMF（国際通貨基金）関連の各種会議等を通じて、引き続きこうした取組に関する議論に積極的に参画してきています。

② IMF改革

平成20年秋の金融危機発生以降、IMFは、加盟国が危機から脱却する上で極めて重要な役割を果たしました。また、危機を経て、IMFの資金基盤の3倍増が合意されたほか、大規模かつ速やかな資金支援を実施するための新しい融資制度が創設されるなど、その機能は大幅に強化されました。我が国は、他国に先駆けてIMFへの1,000億ドルの融資を表明しIMF資金基盤の拡充に向けた議論を主導するなど、IMFの機能強化に積極的に貢献してきました。

このように強化された資金基盤と融資制度をIMFがより有効に活用できるよう、今後IMFが、①マクロ経済に金融セクター政策を加え、経済政策全体をIMFがカバーするためのマナデート見直し、②重要な意思決定への大臣レベルの関与の強化、③平成23年1月を期限とする次期クォータ（出資割当額）見直し、等に取り組むことが求められています。また、IMFが真にグローバルな機関として、その役割を果たすためには、日本人スタッフの増加を含むスタッフの多様性確保が必要です。我が国は、IMFに対する世界第2位の出資国としての責任ある立場から、これらのIMFの課題への議論に積極的に参画し、IMFの更なる機能強化のための取組を主導します。

【事務運営の報告】

① 国際金融システムの安定

我が国は、G20、G7、G8等の枠組みにおける国際会議を通じて、金融危機への対応、危機後の世界経済の体制強化についての議論に積極的に参画しました。

イ G20サミット等への参画を通じた取組

平成22年4月に開催された、20か国財務大臣・中央銀行総裁会議（米国・ワシントンD.C.）では、世界経済、強固で持続可能かつ均衡ある成長のための枠組み（フレームワーク）、金融規制、国際金融機関改革などについて議論を行いました。本会合では、フレームワークについて、各国の政策枠組みを踏まえた世界経済見通しを作成し、G20の目標との集合的な整合性を評価することにより、相互評価プロセスの第一段階を実施するとともに、フレームワークの具体的な目標や今後IMFが政策シナリオ案を作成する際に従うべき原則について合意しました。

6月のG20トロント・サミットの準備会合として開催された同月の20か国財務大臣・中央銀行総裁会議（韓国・釜山）においても、世界経済、フレームワーク、金融規制、国際金融機関改革などについて議論を行いました。世界経済については、財政の持続可能性が重要であり、各国がそれぞれの状況に即して差別化された、財政の持続可能性を実現するための、信頼に足る、成長に配慮した措置を導入する必要性が強調されました。また、国際金融機関改革については、国際開発金融機関の増資や世界銀行のボイス改革に関する合意を歓迎しました。

G20トロント・サミットでは、世界経済、フレームワーク、金融規制、国際金融機関改革、気候変動、貿易・投資などについて議論を行いました。フレームワークにつ

いて、先進国において既存の財政刺激策を遂行し、成長に配慮した財政健全化計画を作成・実施していくことに合意しました。また、先進国は、平成25年（2013年）までに少なくとも赤字を半減させ、平成28年（2016年）までに政府債務の対GDP比を安定化または低下させる財政計画を約束しました。日本については、G20として、日本の状況を認識し、新成長戦略とともに6月に発表された財政運営戦略を歓迎しました。

11月のG20ソウル・サミットの準備会合として開催された10月の20か国財務大臣・中央銀行総裁会議（韓国・慶州）では、世界経済、フレームワーク、金融規制、国際金融機関改革などについて議論を行いました。本会合では、IMF改革について、IMFの資金基盤であるクォータを倍増させるとともに、新興国・途上国のIMFにおけるクォータ・シェアや理事の議席数について、各国の経済力を反映した見直しを行う改革案に合意しました。また、フレームワークについては、経済のファンダメンタルズを反映し、市場で決定される為替レートシステムに移行し、通貨の競争的な切り下げを回避すること、準備通貨を持つ国々は、為替レートの過度の変動や無秩序な動きを監視することを確認しました。さらに、過度の不均衡を是正し、経常収支を持続可能な水準で維持するために、あらゆる政策を追求すること、今後合意される参考となるガイドラインに照らして、大規模な不均衡が継続すると評価された場合には、不均衡の性質や調整の障害となっている原因を評価することに合意しました。

G20ソウル・サミットでは、危機後の世界経済のあり方等幅広い議題について議論を行いました。本会合では、G20として包括的、協力的かつ国ごとの政策行動から成る「ソウル・アクションプラン」を立ち上げ、金融政策と為替政策、貿易と開発政策、財政政策、金融改革、構造改革への取組の継続を約束しました。

平成23年2月に開催された20か国財務大臣・中央銀行総裁会議（フランス・パリ）は、フランスが議長国となって初めてのG20であり、世界経済、フレームワーク、国際通貨システム、一次産品、金融規制などについて議論を行いました。本会合では、フレームワークについて、統合された二段階のプロセスを通じて、政策措置を必要とするような継続した大規模な対外不均衡に焦点を当てることを可能にする一連の項目を、①公的債務と財政赤字、民間貯蓄率と民間債務、②貿易収支、投資所得及び対外移転のネットフローから構成される対外バランス、とすることに合意しました。また、一次産品価格の変動について、国際機関と協働しつつ、価格変動の要因や、消費国・生産国双方への影響について検討を深めることとしました。

ロ G7（7か国財務大臣・中央銀行総裁会議）への参画を通じた取組

平成22年度は、平成22年4月（米国・ワシントンD. C.）、10月に2回（米国・ワシントン、韓国・慶州）と、合計3回のG7が開催され、世界経済及び国際金融市場の混乱からの回復に向けた取組について活発に議論を行いました。また、電話会議で日頃から意見交換を行っており、平成22年5月及び平成23年3月には声明を発表しました。また、平成22年11月には、G7財務大臣による声明を発表しました。

平成22年5月の声明では、EUやECBによる措置、各国中央銀行が協力して行う措置、IMFの支援等、国際的な連携による対策を、国際社会として歓迎し、強く支

持することを表明しました。

11月には、アイルランド政府による、欧州連合及びIMFからの資金支援を要請しているとの発表や、欧州当局とIMFによる、アイルランドが財政改革計画を実施し、銀行システムを安定化するために必要な資金支援を行うとの発表を、G7財務大臣として歓迎し、支持しました。

平成23年3月には、東日本大震災後の3月18日にG7の電話会議を行い、①こうした困難な時における日本の人々との連帯意識、②必要とされる如何なる協力も提供する用意があること、③日本の経済と金融セクターの強靱さへの信認を表明しました。その際、震災後の円相場の動きへの対応として、我が国からの要請に基づき、米国、英国、カナダ当局及び欧州中央銀行は、我が国とともに為替市場における協調介入に参加することに合意し、同日、我が国を含めたG7各国は為替介入を実施しました。また、為替レートの変動や無秩序な動きは、経済及び金融の安定に対して悪影響を与えること、為替市場をよく注視し、適切に協力することを改めて確認しました。

ハ ギリシャ等への支援

平成21年10月以降、ギリシャの財政問題に端を発する信用不安の高まりを背景に、欧州の金融市場は不安定化しました。こうした状況に対応するため、平成22年5月、欧州・IMFは、ギリシャに対する総額1,100億ユーロの支援実施を決定するとともに、平成22年11月には、アイルランドに対する総額850億ユーロの支援を決定しました。

国際社会の主要なメンバーとして欧州における金融安定化に貢献する観点から、我が国は、アイルランド支援に伴い、平成23年1月25日に初回発行された欧州金融安定ファシリティ（EFSF）債について、発行額（50億ユーロ）の20.5%に相当する10.25億ユーロを外貨準備より購入しました。また、ギリシャやアイルランド等にIMFが支援する際の原資として、2009年に我が国がIMFに対しコミットした最大1,000億ドルの貸付が活用されています（なお、本コミットのうち、これまで使用されているのは70.7億SDR（108.5億ドル相当）（平成23年3月末時点））。

② IMF改革

平成20年の危機後、IMFの機能強化の必要性が求められる中、IMFは融資制度改革や資金基盤の増強を実現し、危機予防・対処の両面で体制を強化しました。また、IMFはG20等の国際会議に際して、マクロ経済政策に関する有益な分析を提供するなど、各国・地域のマクロ経済政策の国際協調の実現に大きく貢献しました。

我が国は、理事会等の場で、危機予防の観点からIMFの融資制度を強化することを主張し、フレキシブル・クレジット・ライン（FCL:Flexible Credit Line）の改善や予防的クレジット・ライン（PCL:Precautionary Credit Line）の創設（平成22年8月に合意）に貢献しました。

また、強化された融資機能を支えるための資金基盤については、その増強を早急に実現するため、平成25年1月が検討期限であった次回（第14次）クォータ（出資割当額）

見直しを大幅に前倒しし、平成22年末にクォータ見直しを含めた包括的なIMF改革に各国が合意しました。この見直しの結果、我が国の主張を反映しIMFのクォータ資金が倍増するとともに、世界経済における加盟国の相対的地位の変化が出資割合に反映されることとなります。我が国は、このIMF増資等に応じるための「国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案」を平成23年1月に国会に提出、同年3月に同法案の成立を得た上で、他国に先駆けてIMFに対し同意通告を行いました。

さらに、平成23年3月には、我が国を含む有志の参加国がIMFに貸付を行うための多国間の枠組みである新規借入取極（NAB：New Arrangements to Borrow）を拡大・柔軟化するためのNAB改正が発効し、資金基盤は更に拡充されました。

我が国は、IMFの低所得国支援にも積極的に貢献しており、低所得国向けに融資を行うIMF信託基金（PRGT：Poverty Reduction and Growth Trust）の融資原資拡充に貢献するため、平成22年9月にIMFとの間で18億SDR（約27億ドル）を上限とする債券購入取極を締結しました。

IMFの組織のあり方については、IMFにおける新興国・途上国の発言権を強化するため、平成22年末の包括的改革において、ダイナミックな新興国・途上国に6%以上のクォータ・シェアを移転すること、全理事を選任制とすることなどが合意されました。我が国は、この改革に関連するIMF協定改正案を平成23年3月に国会に提出したのに加え、更にIMFの正当性を高めるために、IMFの重要事項の決定に当たって加盟国の大臣の関与を高めることや、IMFスタッフの出身地域を多様化することを、国際通貨金融委員会（IMFC）等の場で主張してきました。

最後に、IMFのミッションとマンドートの見直しについては、今般の危機を受けてIMFに求められる役割が拡大している現状を踏まえ、IMFの現在の活動・今後の機能強化に一層の正当性を与えるため、「金融システムの安定」を協定上の目的に追加し、サーベイランスに関する規定の見直しや資本フローの分野でIMFに明確なマンドートを与えることを検討すべきとの主張をIMF理事会やIMF・世銀年次総会等の場で行ってきました。

○参考指標 6-1-3：国際金融システム安定に向けた制度強化の取組状況

G20財務大臣・中央銀行総裁会議	平成22年4月23日（米国・ワシントンD. C.）
	平成22年6月4日、5日（韓国・釜山）
	平成22年10月22日、23日（韓国・慶州）
	平成23年2月18日、19日（フランス・パリ）
G20サミット	平成22年6月26日、27日（カナダ・トロント）
	平成22年11月11日、12日（韓国・ソウル）
G7	平成22年4月22日（米国・ワシントンD. C.）
	平成22年10月8日（米国・ワシントンD. C.）
	平成22年10月22日（韓国・慶州）

G 8 サミット首脳会合	平成22年 6 月25日、26日（カナダ・ムスコカ）
I M F ・世界銀行総会（総務会）	平成22年10月 8 日（米国・ワシントンD. C. ）
I M F C （国際通貨金融委員会）	平成22年 4 月24日（米国・ワシントンD. C. ）
	平成22年10月 9 日（米国・ワシントンD. C. ）

会議名	最近の開催状況
G 20財務大臣・中央銀行総裁会議	- 国際金融システム上重要な国々（G 7に中国、インド、ブラジル等世界各地域の主要な新興市場国を加えた計19か国）による対話のフォーラム。 - 平成23年 2 月の会合（フランス・パリ）では、世界経済、フレームワーク、国際通貨システム、一次産品、金融規制などについて議論が行われました。
G 20サミット	- G 20サミットは、20の国と地域の首脳が一堂に会し、国際的な金融危機に対する進捗状況のレビュー、危機を招いた原因に関する共通認識の醸成、金融部門における規制・制度改革のための一連の原則に合意することを目的として、平成20年11月に米国のワシントンD. C. にて第1回会合を開催。 - 第5回会合のソウル・サミットでは、世界経済、フレームワーク、国際金融機関改革、グローバルな資金のセーフティ・ネット、開発、金融規制改革、気候変動等について議論が行なわれました。
G 7財務大臣・中央銀行総裁会議	日、米、英、独、仏、伊、加の7か国間で世界経済の持続的発展、開発、国際金融機関の改革、新興市場国、テロ資金対策といった諸問題につき議論する場。 - 平成22年10月の会合（米国・ワシントン）では、世界的な不均衡の問題を中心に議論が行われました。
G 8 サミット	- 主要国間の経済問題に関する首脳会議として、昭和50年以降毎年1回開催。現在は、日、米、英、独、仏、伊、加、露の8か国の首脳に加えて、欧州委員会委員長が参加。 - 平成22年 6 月の首脳会合（カナダ・ムスコカ）では、世界経済、開発、アフリカなどについて議論が行われました。
I M F ・世界銀行総会（総務会）	- 各国の I M F ・世界銀行の総務及び総務代理（財務大臣・中央銀行総裁級）から構成される両機関の最高意思決定機関。秋に年 1 回開催。 - 平成22年10月の I M F ・世界銀行総会（米国・ワシントンD. C. ）では、我が国から、I M F が国際経済に一層の貢献を行うためにその使命の見直しや資金基盤の充実が必要であること、また開発に関し援助手法や成果検証の取組みの改善が必要であることを総務演説で主張しました。
I M F C （国際通貨金融委員会）	- 国際通貨及び金融システムに関する問題について I M F 総務会に勧告する役割を強化することを目的として、従来の I M F 暫定委員会を常設化し、改編することにより設立された委員会。第1回会合は平成12年 4 月に開催。春・秋の年 2 回開催。 - 平成22年 4 月の会合、10月の会合（2回とも米国・ワシントンD. C. ）では、世界経済の現状や I M F 改革等について議論が行われました。

○参考指標 6-1-4：IMFへの主要国出資 (第2段階特別増資発効後)

国名	出資額 (億SDR)	シェア (%)
米	421.2	17.67
日	156.3	6.56
独	145.7	6.11
英	107.4	4.51
仏	107.4	4.51

(出所) IMF

(注) SDR (Special Drawing Right) は、金やドル等の既存の準備資産を補完するための公的準備資産として創設されたもの。1 SDR＝約1.59米ドル＝約132円 (平成23年3月31日現在)

○参考指標 6-1-5：IMFの活動状況 (日本人幹部職員数等を含む)

IMFの融資状況 (平成23年3月末現在) (単位：億SDR)

一般資金勘定融資残高 (借入国：36か国)	655.1
譲許的融資残高 (借入国：64か国)	48.7

(出所) IMF ホームページ (www.imf.org)

IMFにおける日本人職員数等

	2007年4月	2008年4月	2009年4月	2010年4月	2011年4月
日本人職員数	35 (12)	37 (13)	40 (13)	47 (18)	52 (19)
日本人幹部職員数	6	7	9	9	8
日本人比率	1.31%	1.43%	1.67%	1.97%	2.13%

(出所) IMF 公表統計等

(注1) () 内は女性職員数。

(注2) 日本人幹部職員数は、審議役以上を指す。

③ 二国間における情報交換・意見交換の取組

上記のような多国間の国際会議に向けて主要国との意見の調整を図り、また、特定の国との間の個別的問題に対処するため、主要国財務省との間で国際金融システムの安定に必要なマクロ経済・財政政策について二国間で情報・意見交換を行い、緊密な連携をとっています。

平成22年度は、欧州周縁国の財政問題や日本の震災原発問題等に対して国際的に協調して対応するため、主要国との間で積極的に情報・意見交換を行いました。特に、米国との間では、G7 (10月)、APEC (11月)、G20 (2月)、G20 (4月) を始めとする多国間の国際会議の際などに財務大臣会談を行い、マクロ経済・財政政策等について連携を深めました。

㊦ 施策 6-1-3：アジアにおける地域金融協力の推進

[平成22年度実施計画]

平成20年秋の金融危機発生以降、国際的な金融市場の混乱がアジア地域にも影響を及ぼしたことから、域内の金融市場の安定を図っていくことが一層重要となっています。こうした足下の金融市場の変動に対して必要に応じ適切に対応するため、地域金融協力の枠組み強化の取組を引き続き積極的に推進していく必要があります。こうした地域金融協力の取組は、我が国が長期的ビジョンと

して掲げる東アジア共同体の実現に資するものであるとともに、施策 6-3-1（アジア経済戦略の推進）に述べるとおり、新成長戦略の下、成長のフロンティアとしてのアジアの活力を取り込んでいく上でますます重要となっています。

① チェンマイ・イニシアティブ

我が国はこれまで、チェンマイ・イニシアティブ（平成12年5月開催のASEAN+3蔵相会議にて合意）に基づき、二国間通貨スワップ取極のネットワーク構築を進めてきました。これまでに中国、韓国及びASEAN5か国との間で同取極を締結し、このネットワークの総額は640億ドル（平成21年末現在）に達しました。また、チェンマイ・イニシアティブの発動の迅速化・円滑化を図る観点から、二国間通貨スワップ取極のネットワークを一本の契約に基づく仕組みとするマルチ化の作業に取り組み、平成21年12月に、マルチ化契約への署名を行いました。このマルチ化契約は本年3月末に実施される予定となっています。チェンマイ・イニシアティブのマルチ化の実施は、東アジア地域における経済連携の一層の強化に向けたステップとなるものです。

また、平成21年5月のASEAN+3財務大臣会議では、アジア金融市場安定のための我が国独自の取組として、アジア諸国との間で、円を危機時に融通するスワップ取極を締結（総額6兆円規模）していくことを表明しました。引き続き、これら多国間及び二国間での通貨スワップの枠組整備を進めていきます。

また、こうした金融協力が有効に機能するためには、域内経済情勢や各国政策課題に関する政策対話を実施・強化していくことが重要です。こうした観点から、平成14年5月より開始しているASEAN+3の13カ国間の対話を引き続き定例的に開催するとともに、域内の経済監視を行う常設機関である「サーベイランス・ユニット」を早期に設置するなど、政策対話を充実させ、域内経済の安定を図っていきます。加えて、日中韓財務大臣会議や日中、日韓二国間の財務対話を開催するなど、日中韓の対話を密に行っており、引き続きこうした政策対話を積極的に実施していきます。

さらに、アジア域内の研究機関の知見を活用し、更なる地域金融協力の中長期的な課題についてアカデミックな観点から研究を行うため、ASEAN+3リサーチ・グループにおいて、「東アジアにおける貿易取引の域内国通貨建て決済の促進のための課題」等、地域金融協力に関する様々な研究を行ってきています。これらの政策対話、研究についても、我が国は引き続き積極的に参加・貢献していきます。

② アジア債券市場育成イニシアティブ

平成15年8月開催のASEAN+3財務大臣会議にて合意・開始されたアジア債券市場育成イニシアティブについては、域内現地通貨建て債券の発行体が広がり、債券の種類も多様化する等、既に多くの具体的な成果が実現しています。また、平成21年5月のASEAN+3財務大臣会議での合意を受け、アジアの企業が発行する債券に信用保証を行なうことを目的として信用保証・投資ファシリティ（CGIF）の早期設立に向け取り組んでいます。

こうした取組は、アジア域内の貯蓄をアジアの成長に向けた投資につなげるものとして、成長戦略を進める上でも重要です。我が国としては、域内の債券市場の発展に向けて、現地通貨建て債券の発行・需要の促進や、規制・市場インフラの改善等の取組を進め、効率的で流動性の高いアジア債券市場の育成を目指していきます。中でも、アジアの債券市場育成のネックとなっている、域内のクロスボーダー債券取引の障害となる幅広い課題の解決に資するよう、官民の専門家によるフォーラムを設置し検討を進めていきます。

③ 我が国の金融・資本市場の活性化と円の国際的な利用

我が国の金融・資本市場の活性化は、経済発展の基盤となる金融インフラを提供することを通じ、内外の企業等への成長資金を供給し、家計部門への適切な投資機会を提供するとともに、日本の金融機関のビジネス・チャンスの拡大等に繋がることが期待されるものです。また、我が国市場の活性化により、円がアジアを中心に国際的に利用されることとなり、日本企業等の為替リスクが軽減され、日本経済全体としても為替変動の影響を受けにくくなるということが期待できます。

アジア経済との連携が一層深まる中、財務省は、アジアとの関係も視野に入れつつ、我が国の金融・資本市場を活性化し、円の国際的な利用を容易にする取組を継続していきます。

【事務運営の報告】

アジア地域は平成20年以降の金融危機からいち早く回復しましたが、平成22年秋以降、海外からの資本流入急増やインフレの上昇への対応が新たな政策課題となるなど、グローバル及び地域における経済情勢を踏まえつつ、域内の金融市場の安定を図ることが引き続き

き重要です。地域金融協力の強化に向け、様々なフォーラムで以下の取組を行いました。

① **ASEAN＋3等における地域金融協力の取組**

イ チェンマイ・イニシアティブの推進

平成22年3月にチェンマイ・イニシアティブ（CMI）のマルチ化（CMIM）契約が発効したことを踏まえ、平成22年5月のASEAN＋3財務大臣会議（ウズベキスタン・タシケント）において、更にCMIMの有効性を高める方策を検討することとされました。これを受け、作業部会にIMFのスタッフを招くなど、精力的に検討を進めました。

また、地域経済の監視・分析を行い、リスクを早期に発見するとともに、CMIMの効果的な意思決定を支える常設機関である「ASEAN＋3マクロ経済リサーチ・オフィス（AMRO）」について、平成22年5月のASEAN＋3財務大臣会議でシンガポールでの設置等全ての主要要素について合意するとともに、早期に活動を開始するため、設立に必要な技術的な詳細の検討を進めました（注：平成23年4月にAMROが設立）。

○参考指標 6-1-6：アジアにおける通貨スワップ取極の進展状況

チェンマイ・イニシアティブのマルチ化における各国の貢献額と買入可能総額
(平成23年3月末現在)

				貢献額（億ドル） （ ）内は全体に占める割合（％）		買入乗数	買入可能総額 （億ドル）		
日中韓				960		(80)	576		
日本				384		(32.0)	0.5	192	
中国	香港を除く中国			384	342	(32.0)	(28.5)	0.5	171
	香港								
韓国				192		(16.0)	1	192	
ASEAN				240		(20)		631	
インドネシア				45.52		(3.79)	2.5	113.8	
タイ				45.52		(3.79)	2.5	113.8	
マレーシア				45.52		(3.79)	2.5	113.8	
シンガポール				45.52		(3.79)	2.5	113.8	
フィリピン				45.52		(3.79)	2.5	113.8	
ベトナム				10.0		(0.83)	5	50.0	
カンボジア				1.2		(0.10)	5	6.0	
ミャンマー				0.6		(0.05)	5	3.0	
ブルネイ				0.3		(0.02)	5	1.5	
ラオス				0.3		(0.02)	5	1.5	
合計				1200		(100.0)		1207	

(出所) 国際局地域協力課調

ロ アジアの債券市場育成

アジア債券市場育成イニシアティブについては、我が国は、平成22年7月から共同議長として主導的な役割を担い、具体的成果を挙げることに貢献しました。平成22年11月には、ASEAN+3域内の企業が発行する社債に保証を供与し、現地通貨建ての債券発行を促進することを目的とした信用保証・投資ファシリティ（CGIF）を設立し、我が国は国際協力銀行（JBIC）を通じて2億ドルを出資しました。また、平成22年9月には域内のクロスボーダー債券取引の障害となっている各国の規制、市場慣行に関する情報収集、並びに取引慣行及び決済上のメッセージ・フォーマットの調和化に向けた検討課題の調査を進めるため、多数の官民の専門家が参加するASEAN+3債券市場フォーラム（ABMF）を設置し、第1回会合を東京で開催しました。

加えて、我が国は、ASEAN事務局に設置している「日本・ASEAN金融技術

支援基金」を通じて、各国の債券市場の制度面での整備（公社債発行制度支援、機関投資家育成支援）のための技術支援を行いました。

ハ ASEAN+3 リサーチ・グループ

ASEAN+3 各国政府・中央銀行関係者及び民間の研究者・研究機関から構成される「リサーチ・グループ」では、中長期的な地域金融協力の更なる強化のための研究の実施及びその報告を行っています。平成22年度は、我が国の提案により、「地域通貨単位の使用可能性 ―実用面における課題の特定―」についての調査・研究を進め、その結果を平成23年3月の会合に報告しました。

② 日中韓の枠組みにおける地域金融協力の取組

平成22年5月に日中韓財務大臣会議を開催し、地域及び3か国の経済情勢についての意見交換を行った他、地域金融協力に3か国が引き続き緊密に協力していくことを再確認しました。

また、平成22年9月に日本を議長国として、日中韓の財務省・金融監督当局・中央銀行が一同に会する日中韓マクロ経済・金融安定化ワークショップを開催し、3か国のマクロ経済や金融市場の動向、金融システムの状況について率直な意見交換を行いました。

③ APECの枠組みにおける地域金融協力の取組

平成22年11月に京都で開催したAPEC財務大臣会議においては、我が国が議長を務め、先進国から途上国まで、様々な経済発展段階にある域内の国々の財務大臣が一同に会す機会を捉え、高齢化が財政経済運営に与える影響とそれへの対処のありかたについて率直な意見交換を行いました。また、今後の成長戦略の柱としてのインフラ金融や、個人や零細企業向けの金融（金融包接）等について議論を行い、その成果として「成長戦略とファイナンスに関する京都レポート」を取りまとめました。

④ 二国間における情報交換・意見交換等

国際的な金融危機による諸課題に対応し、アジア地域の経済回復を確かなものとするため、アジア各国当局と緊密に情報交換・意見交換を行いました。中国との間では、平成22年4月に日中財務対話を開催し、世界経済の課題、地域経済の発展、両国経済の見通し、マクロ経済政策と新成長戦略等の議題について意見交換を行ったほか、他のアジア諸国とも意見交換を行いました。

○参考指標 6-1-7：アジアの地域金融協力実施状況

APEC財務大臣会議	平成22年11月5、6日（京都）
ASEAN+3財務大臣会議	平成22年5月2日（ウズベキスタン・タシケント）
日中韓財務大臣会議	平成22年5月2日（ウズベキスタン・タシケント）
日中韓サミット	平成22年5月29-30日（韓国・済州島）

会議名	最近の開催状況
A P E C財務大臣会議 (参加メンバー：日、中、韓、ASEAN 5 か国等アジア諸国・地域及び米、豪、露等の環太平洋諸国の計21か国・地域)	- マクロ経済・資本フロー等の幅広い経済・金融問題を討議するため、A P E C参加国・地域の各国財務大臣をメンバーとして、平成6年から開催。 - 平成22年11月の第17回会議（京都）では、アジア太平洋地域の地域経済情勢及び健全な財政運営と経済成長、経済成長のためのファイナンス等に関して議論が行われ、「成長戦略とファイナンスに関する京都レポート」を取りまとめました。
ASEAN＋3（日中韓）財務大臣会議 (参加メンバー：ASEAN加盟10か国と日、中、韓の計13か国)	- 域内経済情勢や経済政策についての意見交換の他、地域金融協力の強化を目的として、ASEAN及び日中韓の財務大臣をメンバーとして平成11年4月から開催。 - 平成22年5月の会議（ウズベキスタン・タシケント）では、地域金融協力の具体的な強化策について合意しました。
日中韓財務大臣会議	- 東アジア地域における地域協力の進展を背景に、日中韓3か国の財務当局の連携をより深めることを目的として、平成12年9月から開催。 - 平成22年5月の会議（ウズベキスタン・タシケント）では、域内3か国の経済情勢にかかる意見交換の他、地域金融協力に3か国が引き続き緊密に協力していくことを再確認しました。

④ 我が国の金融・資本市場の活性化と円の国際的な利用

平成22年度においては、J B I Cの保証機能を活用して、東京市場で発行される円建外債（サムライ債）に対する保証を5件、4,515億円実施する等の措置を講じました。

○参考指標 6-1-8：貿易取引通貨別動向

貿易取引通貨別比率（平成22年下半年）

日本からの輸出

（単位：％）

世界	通貨名	米ドル	円	ユーロ	豪ドル	カナダ・ドル	その他
	比率	48.9	41.0	6.2	1.1	0.6	2.2
アメリカ	通貨名	米ドル	円	ユーロ	豪ドル	英ポンド	その他
	比率	85.7	14.2	0.1	0.0	0.0	0.0
EU	通貨名	ユーロ	円	米ドル	英ポンド	スウェーデン・クローネ	その他
	比率	48.3	31.2	16.3	3.9	0.2	0.1
アジア	通貨名	円	米ドル	タイ・バーツ	韓国ウォン	ユーロ	その他
	比率	49.2	48.7	0.6	0.4	0.2	0.9

日本への輸入

(単位：％)

世界	通貨名	米ドル	円	ユーロ	英ポンド	スイス・フラン	その他
	比率	71.7	23.6	3.2	0.3	0.3	0.9
アメリカ	通貨名	米ドル	円	ユーロ	スイス・フラン	英ポンド	その他
	比率	77.2	22.3	0.3	0.1	0.0	0.1
EU	通貨名	円	ユーロ	米ドル	英ポンド	スイス・フラン	その他
	比率	58.4	28.6	9.9	2.2	0.3	0.6
アジア	通貨名	米ドル	円	タイ・バーツ	ユーロ	香港ドル	その他
	比率	71.5	27.0	0.4	0.3	0.2	0.6

(出所) 関税局調査課調

○参考指標 6-1-9：各国通貨当局保有外貨の通貨別動向

各国通貨当局保有外貨の通貨別構成比 (2009年末)

(単位：％)

	全世界	先進国	発展途上国
円	3.0	4.1	1.8
米ドル	62.2	65.4	58.5
ユーロ	27.3	24.8	30.1
英ポンド	4.3	2.8	5.9
その他	3.2	2.9	3.6

(出所) IMF 「年次報告2010」

施策 6-1-4：北朝鮮・イランの核開発等に係る問題への対策及びテロ資金や大量破壊兵器の拡散に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応

〔平成22年度実施計画〕

国際社会の平和と安全を脅かすテロリストの活動、及び現在の核不拡散体制に対する大きな脅威である北朝鮮やイランの核開発問題は国際社会全体の課題です。これらに対処するため、資金面からのアプローチ、すなわち、テロ資金や大量破壊兵器の拡散に関連した資金が国際金融システムを濫用する形で移転していくことを防止することも必要となっています。

このような観点から、財務省としては国連安保理決議を受けて、外為法に基づき、これまで累次にわたりテロリスト等、北朝鮮のミサイル・大量破壊兵器計画に関連する者及びイランの核活動等に関与する者に対する資産凍結等の措置を行っており、また、イランの核活動等及び北朝鮮の核関連計画等に貢献しうる活動に寄与する目的で行われる資金移転防止措置を行っています。今後も、関係省庁や金融機関等との連携を密にし、これら措置の着実な実施を図ります。

また、上記資産凍結等措置の実効性を担保する上で、外国送金等の外国為替業務に係る取引について、外為法令の規定が遵守されているかの確認を目的とした金融機関等に対する外国為替検査を実施します。さらに、平成21年6月及び8月には、外為法及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下外為法等）に関する検査の項目を定めた外国為替検査マニュアルを改正、公表し、検査内容の強化・充実を図っています。同マニュアルに基づいた検査を実施することにより、金融機関等における外為法等の遵守体制の整備・強化を図ります。

さらに、国際社会と協調して、資金洗浄・テロ資金対策に関するFATF（金融活動作業部会）勧告の実施等を進めていきます。平成20年10月に公表された我が国のFATF勧告実施状況に関する対日相互審査の結果については、審査団からの指摘事項を踏まえて、平成22年10月に予定されているFATFへの第1回フォローアップ報告に向け、関係省庁と協力して必要な対応を進めていきます。

【事務運営の報告】

平成22年度も、国際社会と協調してテロの脅威と闘うため、資金洗浄及びテロ資金対策の強化を図るために様々な取組を進めました。また、資金洗浄・テロ資金供与対策に関する国際基準の遵守状況の確認を目的としたFATF（Financial Action Task Force：金融活動作業部会）の対日相互審査報告書の結果を踏まえ、平成22年10月に第1回フォローアップ報告が議論されました。今後平成23年10月に予定されている第2回フォローアップ報告に向け、関係省庁と協力して必要な対応を進めていきます。

さらに、国連安保理決議等を受け、テロリスト等、北朝鮮のミサイル・大量破壊兵器計画に関連する者及びイランの核活動等に関与する者に対する資産凍結等の措置並びに北朝鮮及びイランの核活動等に寄与する目的で行われる資金移転防止措置等、さらにリビア関連の資産凍結等の措置についても、適切に対処しました。

① 国際社会における資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止策

我が国は、資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止策に係る以下の取組について、各国と協調し、積極的に貢献しました。

イ G7、G8サミット財務大臣会合等における取組

平成21年6月のG8サミット財務大臣会合では、FATFによる資金洗浄、テロ資金供与に対する関心を歓迎しました。平成21年7月のG8サミット首脳会合では、FATFの40の勧告及び9の特別勧告の完全実施等を通じ、テロ資金対策の分野における国際基準の普遍的な遵守に向けての行動をさらに強めることにコミットしました。また、平成21年4月のG20ロンドン・サミットでは非協力的な国・地域に対する措置を実施することに合意し、平成21年9月のG20ピッツバーグ・サミットでは、資金洗浄・テロ資金供与対策における、FATFの取組による進展を歓迎し、FATFに対し、非協力的な国・地域のリストの公表を求めました。

ロ FATFにおける取組

FATFのメンバーとして、我が国もその活動に積極的に参画しました。その一環として、G20ロンドン・サミット及びG20ピッツバーグ・サミットでのG20諸国等の要請を受け、平成22年2月以降、資金洗浄・テロ資金供与対策に非協力的な国・地域を特定し、公表しています。また、FATFの第4次相互審査準備を含む、国際基準の改善とその世界的な履行のための活動に積極的に参画しました。

② 我が国としての資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止策等

我が国は資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止策等として、以下に挙げる資産凍結措置等、FATFの勧告の要請する措置及び金融機関等に対する外国為替検査を実施しました。

イ 資産凍結措置等

（a）タリバーン関係者等

国連安保理において、各国に対しタリバーン関係者その他のテロリスト等に対す

る資産凍結等の措置を講ずることを求める諸決議が採択され、我が国もこれまで、これらの決議に基づき、タリバーン関係者その他のテロリスト等に対し、平成13年9月以降、累次にわたって資産凍結等の措置を講じてきました。

平成22年度末時点で資産凍結等の措置の対象に指定されているタリバーン関係者その他のテロリスト等は計515個人・団体です。

(b) 北朝鮮

北朝鮮については、平成18年9月以降の累次の国連安保理決議に基づき、ミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者に対する資産凍結等の措置等並びに核関連計画等に貢献し得る資産の移転等の防止措置等を実施してきました。平成22年度末時点で北朝鮮関連の資産凍結等の措置の対象者は26個人・団体です。

また、経済産業省において、外為法に基づき北朝鮮との間の輸出入を全面的に禁止していますが（輸入禁止：平成18年10月から。輸出禁止：平成21年6月から。）、財務省においては、金融機関に対して、輸入代金等の決済が行われないよう確認の徹底を要請しているところです。

(c) イラン

イランについては、平成19年2月以降、累次の国連安保理決議に基づき、核開発等に関与する者に対する資産凍結等の措置を講じてきたところです。これに加え、平成22年6月の国連安保理決議第1929号を受け、同年8月及び9月に資産凍結対象者の範囲を拡大するとともに、核開発等に寄与し得る者として指定されたイランの銀行について、資産凍結を通じたコルレス関係の停止等の措置を実施しました。平成22年度末時点でイラン関連の資産凍結等の措置の対象者は243個人・団体です。

(d) リビア

リビアについては、平成23年2月及び3月に採択された国連安保理決議（第1970号及び第1973号）に基づき、リビア中央銀行等に対する資産凍結等の措置を実施しました。平成22年度末時点でリビア関連の資産凍結等の措置の対象者は18個人・団体です。

○参考指標 総5-4：テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数（再）

	資産凍結対象	
	追 加	解 除
平成13年度	299個人・団体	6団体
14年度	72個人・団体	7個人・団体
15年度	86個人・団体	—
16年度	29個人・団体	1個人
17年度	38個人・団体	3個人
18年度	15個人・団体	1個人
19年度	11個人	15個人・団体
20年度	29個人・団体	12個人・団体
21年度	10個人・団体	15個人・団体
22年度	21個人・団体	35個人・団体
小 計	610個人・団体	95個人・団体
累 計	515個人・団体	

（出所）国際局調査課外国為替室調

□ F A T F 勧告の実施

資金洗浄・テロ資金供与対策に関する国際基準の遵守状況の確認を目的としたF A T F の対日相互審査報告書の結果を踏まえ、平成22年10月に第1回フォローアップ報告が議論されました。今後本年10月に予定されている第2回フォローアップ報告に向け、関係省庁と協力して必要な対応を進めていきます。

ハ 外国為替検査の実施等

資産凍結等の措置を講ずるにあたり、「外国為替及び外国貿易法」（外為法）及び「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（犯罪収益移転防止法）の規定を着実に実施するため、各財務局の為替実査官との連携に努めながら、金融機関等に対する外国為替検査を進めました。

外国為替検査は「外国為替検査マニュアル」（注）に従って実施されますが、平成22年度は国際局調査課為替実査室及び各財務局において、金融機関等に対し、合計181件の外国為替検査を実施しました。同検査においては、北朝鮮からの貨物の輸入等禁止措置、北朝鮮の核関連計画等及びイランの核活動等に貢献し得る資産の移転等の防止措置に係る銀行等の確認義務が適切に履行されているか、外国為替取引に係る送金人情報を送金先金融機関に適切に通知しているか、また両替業者については疑わしい取引の届出を履行するための内部管理体制が整備されているか、などに重点を置いて検査を実施しました。

また、イランについては、平成22年8月及び9月に資金移転防止強化等の措置が実施されたことに伴い、イランの銀行の預金口座及びイラン関係の送金実績を有する金融機関に対して、当該預金口座の管理状況及び当該送金に係る確認義務の履行状況に

関する特別検査を実施しました。さらに、平成22年4月施行の資金決済に関する法律により外国送金業務を取り扱うことが可能となった資金移動業者に対しても、新たに検査を実施しました。

(注) 同マニュアルには、①外為法令等遵守のための内部管理体制は整備されているか、②資産凍結等経済制裁に関する外為法令の遵守状況はどうか、③本人確認義務等に関する外為法令等の遵守状況はどうか、④特別国際金融取引勘定の経理等に関する外為法令の遵守状況はどうか、⑤両替業務に係る疑わしい取引の届出義務等に関する犯罪収益移転防止法の遵守状況はどうか、⑥外国為替取引に係る通知義務に関する犯罪収益移転防止法令の遵守状況はどうか等を確認するためのチェックリストが定められています。

○参考指標 6-1-10：外国為替検査の実施状況

(単位：件、人日)

	検査実施件数				
	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
都市銀行 信託銀行	18	8	1	5	7
在日外国銀行 外資系信託銀行	83	23	13	22	16
地方銀行	133	59	51	38	29
信用金庫	104	50	52	92	80
その他金融機関	10	6	4	2	10
資金移動業者	－	－	－	－	7
両替業者	10	22	149	9	32
証券会社	2	1	0	0	0
計	360	169	270	168	181
延べ人日数	1, 373	1, 617	1, 725	1, 642	1, 450

(出所) 国際局調査課為替実査室調

政策目標に係る予算額：平成22年度外国為替資金特別会計予算額：1,383,724百万円
[21年度予算額：1,342,753百万円]

平成22年度においては、政府短期証券の利子の支払に充てるための国債整理基金特別会計への繰入れ等に必要な経費として1,383,724百万円の予算措置を行いました。

5. 平成21年度政策評価結果の政策への反映状況

(1) 外国為替市場の安定

平成22年度においても引き続き、為替レートの変動や無秩序な動きが、経済及び金融の安定に対して悪影響を与えるとの認識の下、為替市場を中心とした日常的な国際金融市場のモニタリングや各国の通貨当局との意見交換、緊密な協力等を行い、平成22年9月及び東日本大震災直後の平成23年3月には為替介入を実施する等、外国為替相場の安定に向けた取組を行いました。

(2) 国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画

イ 国際金融システムの安定

金融資本市場の混乱が、信用収縮等を通じて実体経済に悪影響を及ぼし、世界的な景

気後退を発生させたことを踏まえ、出口戦略、世界経済のより均衡ある成長パターンへの移行のための「強固で持続可能かつ均衡ある成長のための枠組み」、金融規制改革、国際金融機関の改革等に関する議論に引き続き積極的に参画しました。

ロ IMF改革

危機の教訓を踏まえて、強化された資金基盤や融資機能を有効に活用できるよう、IMF ミッションの再定義やマンドートの見直し等のIMF改革に取り組みました。また、平成23年1月が期限とされていたIMFの次期クォータ（出資割当額）見直しに関しても、期限内の合意形成に向け積極的に議論に参画し、平成22年末の交渉妥結に寄与するとともに、合意を実施するため所要の法改正を行いました。さらに、IMFが真にグローバルな機関として、その役割を果たすことができるよう、日本人スタッフの増加を含むスタッフの多様性確保に努めました。

（3）アジアにおける地域金融協力の強化

イ ASEAN+3財務大臣プロセスにおける取組

アジアにおける地域金融協力の強化については、ASEAN+3財務大臣プロセスにおいて積極的に取組んでおり、平成23年1月からはインドネシアとともに共同議長国として、主導的な役割を担っています。

CMJについては、その有効性を更に高める観点から、検討を進めています。また、域内の経済監視を行う常設機関である「ASEAN+3マクロ経済リサーチ・オフィス（AMRO）」については、平成22年5月のASEAN+3財務大臣会議でシンガポールでの設置等全ての主要要素について合意するとともに、早期に活動を開始するため、設立に必要な技術的な詳細の検討を行いました。

アジア債券市場育成イニシアティブについては、平成22年11月にASEAN+3域内の企業が発行する社債に保証を供与し、現地通貨建ての債券発行を促進することを目的とした信用保証・投資ファシリティ（CGIF）を設立し、我が国は国際協力銀行（JBIC）を通じて2億ドルを出資しました。また、平成22年9月には、域内のクロスボーダー債券取引の障害となっている各国の規制、市場慣行に関する情報収集、並びに取引慣行及び決済上のメッセージ・フォーマットの調和化に向けた検討課題の調査を進めるため、多数の官民の専門家が参加するASEAN+3債券市場フォーラム（ABMF）を設置し、第1回会合を東京で開催しました。

ロ その他の地域金融協力の枠組みにおける取組

平成22年11月に京都で開催したAPEC財務大臣会議において「成長戦略とファイナンスに関する京都レポート」をとりまとめ、APEC首脳に提出する等、アジア地域における経済・金融分野における協力の効果的な推進について議論をリードしました。

ハ 二国間における情報交換・意見交換等

国際的な金融危機による諸課題に対応し、アジア地域の経済回復を確かなものとする

ため、アジア各国当局と緊密に情報交換・意見交換を行いました。特に、中国との間では、平成22年4月に日中財務対話を開催し、世界経済の課題、地域経済の発展、両国経済の見通し、マクロ経済政策と新成長戦略等の議題について意見交換を行ったほか、他のアジア諸国とも意見交換を行いました。

（４）資金洗浄及びテロ資金対策並びに大量破壊兵器拡散防止策等

イ 国際社会における資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止策等

我が国は、国際社会における資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止等促進に向けた様々な作業に、積極的に参加・貢献しました。

ロ 我が国としての資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止策等

テロリスト等に対する資金供与及び犯罪収益等に関する資金洗浄を防止するため、各国・関連国際機関等との協力、検査等による外為法の実効性の確保、疑わしい取引の届出に係るガイドライン等の策定を通じた「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の着実な施行、FATF勧告の実施に向けた更なる国内措置の整備等を通じて、テロ資金対策及び資金洗浄対策に取り組みました。また、大量破壊兵器拡散防止の観点からのイランの核開発問題やその他の問題に対し必要な措置を講じました。特に、イランの核活動に関しては、平成22年6月の国連安保理決議第1929号を受け、同年8月及び9月には、資産凍結等対象者の追加、資産凍結等措置によるコルレス関係の停止、資金移転防止強化等の措置を実施しました。さらに、平成23年2月及び3月に採択されたりビア情勢に関する国連安保理決議第1970号及び第1973号に基づき、リビア中央銀行等に対する資産凍結等の措置を実施しました。

6. 目標を巡る外部要因等の動向

平成22年度末までの為替相場の動向は次のとおりです。

○参考指標 6-1-11：為替相場の動向



（出所）Bloomberg（日次、NY終値）より財務省作成

	円の最安値	円の最高値	最高値と最安値の変化幅
平成22年度	94円99銭 (平成22年5月4日, 5日)	76円25銭 (平成23年3月17日)	18円74銭 (19.7%)
平成21年度	101円45銭 (平成21年4月6日)	84円82銭 (平成21年11月27日)	16円63銭 (16.4%)
平成20年度	110円67銭 (平成20年8月15日)	87円10銭 (平成21年1月21日)	23円57銭 (21.3%)

ユーロ・円



(出所) Bloomberg (日次、NY終値)より財務省作成

為替市場では、平成22年5月頃から、ギリシャに端を発する欧州財政問題の深刻化を主因としてユーロ売りが優勢となるとともに、ドル円については、8月末にかけて米国連邦準備制度（F e d）が金融緩和を強化するとの観測が強まるに従い、米国金利が低下する中、円高が進行しました。こうした中、為替相場の過度の変動を抑制する観点から、9月15日にドル買い・円売り介入を実施しました。

その後、平成22年11月に米連邦公開市場委員会（F O M C）において6,000億ドルの国債買い入れが決定された後、市場予想を上回る経済指標が目立つようになったこと等から、米国金利が上昇する中、ドル円は、概ね81～84円程度のレンジで推移しました。

平成23年3月11日、東日本大震災発生を受け、震災発生直後はいったんドル円相場は円安方向に振れたものの、その後は円が買い戻され、17日早朝には一時76.25円まで円高が進みました。翌18日朝、G7財務大臣・中央銀行総裁の電話会議が開催され、震災後の円相場の動きへの対応として、米国、英国、カナダ当局及び欧州中央銀行は、日本とともに為替市場における協調介入に参加することに合意し、この合意に沿って、同日為替介入が実施されました。ドル円相場は、10年半ぶりの協調介入を受けて、年度末にかけては概ね81～83円程度のレンジで推移しました。

○参考指標 6-1-12：国際収支動向

国際収支状況

(単位:億円)

	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
経常収支	211,538	245,444	123,363	157,817	159,210
貿易収支	104,839	116,861	11,591	65,998	65,070
輸出	736,653	809,446	677,117	555,669	644,467
輸入	631,814	692,584	665,527	489,671	579,397
サービス収支	-22,979	-25,960	-20,469	-18,185	-12,679
所得収支	142,484	167,544	145,531	120,759	118,386
資本収支	-152,330	-223,531	-173,053	-123,113	-100,277
直接投資（資産）	-69,502	-95,730	-119,306	-60,990	-48,985
〃（負債）	-2,716	27,487	18,219	7,995	-3,542
証券投資（資産）	-89,873	-210,912	-176,609	-102,988	-262,569
〃（負債）	241,760	150,049	-83,368	-34,844	191,949
その他投資（ネット）	-230,369	-102,307	173,371	64,560	20,897

(出所) 財務省「国際収支統計」

(注1) 資本収支の「-」は資本の流出（資産の増加、負債の減少）を示す。

(注2) 平成22年度実績値は速報値。23年7月にデータが確定するため、平成23年度実績評価書に掲載予定。

直接投資・証券投資の地域別状況（国際収支ベース）

(単位:億円)

		資産（本邦資本）		負債（外国資本）	
		直接投資	証券投資	直接投資	証券投資
世界	平成21年度	-60,990	-114,223	7,995	-9,613
	平成22年度	-48,985	-266,941	-3,542	187,655
米国	平成21年度	-11,028	-46,313	5,064	-8,742
	平成22年度	-2,988	-141,924	-5,050	-7,497
ケイマン諸島	平成21年度	-10,661	-5,545	785	-3,817
	平成22年度	2,644	-56,101	691	-7,747
EU	平成21年度	-13,753	-14,895	9,242	81,926
	平成22年度	-8,395	-36,185	-1,505	331,985
アジア	平成21年度	-13,712	-4,592	995	-3,456
	平成22年度	-21,781	-3,177	2,712	-31,113

(出所) 財務省「国際収支統計」

(注1) 「-」は資本の流出（資産の増加、負債の減少）を示す。証券投資は証券貸借取引を除くベース。

(注2) 平成22年度実績値は速報値。23年7月にデータが確定するため、平成23年度実績評価書に掲載予定。

国際経済情勢の変動に的確に対応する前提として、その取引の実態を的確に把握するとともに、国境を越える資金の流れについて市場に正確な情報提供を図るため、国際収支統計等を公表しています。

平成22年度中の経常収支（速報）は15兆9,210億円の黒字となり、対前年度比で黒字幅を拡大（対前年度比＋1,393億円、＋0.9%）しました。

主要な内訳項目をみていきますと、貿易収支については、6兆5,070億円（対前年度比▲

928億円、▲1.4%)の黒字となりました。輸出・輸入ともに増加する中、輸入の増加幅が輸出の増加幅を上回り、2年振りに黒字幅を縮小しました。

所得収支については、11兆8,386億円(対前年度比▲2,373億円、▲2.0%)の黒字となりました。直接投資に係る配当金の支払増加等により直接投資収益が減少したことにより、所得収支の黒字幅は3年連続で縮小しました。

次に、資本収支について主要な内訳をみていきますと、直接投資(資産)については、本邦企業による海外子会社の増資引き受け等がみられ、流出超(▲4兆8,985億円)が継続しました。直接投資(負債)については、海外親会社等による本邦企業からの資金回収等がみられ、流出超(▲3,542億円)に転じました。

証券投資(資産、除く証券貸借取引)については、対外株式投資において、年金資金等の買い越しを主因に、流出(取得)超幅(▲1兆3,470億円)を拡大しました。対外中長期債投資において、銀行及び生保等による買い越しを主因に、流出(取得)超(▲25兆5,951億円)が拡大しました。

一方、証券投資(負債、除く証券貸借取引)については、対内株式投資において、通信及び鉱業等を中心に買い越しとなったことから、流入(取得)超(3兆5,524億円)が継続しました。対内中長期債投資において、中長期国債等の買い越しがみられ、流入(取得)超(3兆5,837億円)に転じました。(http://www.mof.go.jp/international_policy/reference/balance_of_payments/data.htm参照)

○参考指標 6-1-13：対外資産負債残高（対GDP比を含む）

主要国の対外資産負債残高及び経常収支のGDP比（円ベース比較）

（単位：10億円）

対外資産負債残高（対GDP比を含む）

（単位：10億円）

		資 産		負 債		純資産		経常収支	
			GDP比(%)		GDP比(%)		GDP比(%)		GDP比(%)
日 本	2006年末	558,106	110.0	343,024	67.6	215,081	42.4	19,849	3.9
	2007	610,492	118.4	360,271	69.9	250,221	48.5	24,794	4.8
	2008	519,179	102.9	293,671	58.2	225,508	44.7	16,380	3.2
	2009	554,826	117.8	288,603	61.3	266,223	56.5	13,287	2.8
	2010	563,526	117.6	312,031	65.1	251,495	52.5	17,171	3.6
米 国	2005年末	1,411,110	94.6	1,639,040	109.9	▲ 227,930	▲ 15.3	▲ 82,398	▲ 5.5
	2006	1,716,222	107.7	1,976,925	124.0	▲ 260,703	▲ 16.4	▲ 93,346	▲ 5.9
	2007	2,090,749	130.4	2,309,138	144.0	▲ 218,390	▲ 13.6	▲ 84,559	▲ 5.3
	2008	1,746,475	133.9	2,063,546	158.2	▲ 317,071	▲ 24.3	▲ 69,133	▲ 5.3
	2009	1,691,980	130.2	1,944,022	149.6	▲ 252,042	▲ 19.4	▲ 35,410	▲ 2.7
英 国	2006年末	1,414,399	456.0	1,504,491	485.1	▲ 90,093	▲ 29.0	▲ 9,532	▲ 3.1
	2007	1,769,189	551.4	1,842,992	574.4	▲ 73,804	▲ 23.0	▲ 8,370	▲ 2.6
	2008	1,452,672	759.6	1,466,103	766.6	▲ 13,431	▲ 7.0	▲ 4,254	▲ 2.2
	2009	1,294,060	622.2	1,339,427	644.0	▲ 45,367	▲ 21.8	▲ 3,467	▲ 1.7
	2010	1,184,234	638.9	1,210,070	652.9	▲ 25,836	▲ 13.9	▲ 4,932	▲ 2.7
ドイ ツ	2006年末	715,320	196.2	614,006	168.4	101,314	27.8	21,245	5.8
	2007	842,210	206.0	731,969	179.1	110,241	27.0	29,332	7.2
	2008	621,868	198.7	538,501	172.1	83,367	26.6	23,578	7.5
	2009	673,923	212.2	556,978	175.4	116,946	36.8	17,650	5.6
	2010	696,406	256.6	583,755	215.1	112,650	41.5	16,535	6.1
フ ラ ンス	2005年末	540,224	225.2	537,540	224.0	2,684	1.1	▲ 1,131	▲ 0.5
	2006	700,329	247.2	697,185	246.1	3,144	1.1	▲ 1,511	▲ 0.5
	2007	819,944	257.7	824,874	259.2	▲ 4,931	▲ 1.5	▲ 3,133	▲ 1.0
	2008	550,184	223.8	579,449	235.7	▲ 29,265	▲ 11.9	▲ 5,664	▲ 2.3
	2009	627,472	248.1	656,556	259.6	▲ 29,085	▲ 11.5	▲ 4,852	▲ 1.9
イ タ リ ア	2006年末	285,196	122.4	333,071	143.0	▲ 47,875	▲ 20.6	▲ 5,562	▲ 2.4
	2007	322,285	124.2	377,999	145.7	▲ 55,714	▲ 21.5	▲ 6,073	▲ 2.3
	2008	234,073	118.2	276,558	139.7	▲ 42,485	▲ 21.5	▲ 6,906	▲ 3.5
	2009	262,392	130.2	302,368	150.1	▲ 39,976	▲ 19.8	▲ 4,019	▲ 2.0
	2010	224,394	133.2	253,247	150.4	▲ 28,853	▲ 17.1	▲ 5,964	▲ 3.5
カ ナ ダ	2006年末	121,278	82.5	129,916	88.4	▲ 8,638	▲ 5.9	2,103	1.4
	2007	138,291	78.3	152,795	86.5	▲ 14,504	▲ 8.2	1,413	0.8
	2008	110,135	92.7	109,636	92.3	499	0.4	829	0.7
	2009	124,934	93.0	135,429	100.8	▲ 10,496	▲ 7.8	▲ 3,591	▲ 2.7
	2010	115,784	87.7	137,219	104.0	▲ 21,435	▲ 16.2	▲ 2,490	▲ 1.9
中 国	2005年末	144,998	53.0	96,220	35.2	48,778	17.8	17,725	6.5
	2006	201,077	59.4	124,930	36.9	76,147	22.5	29,455	8.7
	2007	275,447	66.4	140,002	33.7	135,445	32.6	43,785	10.6
	2008	268,320	64.3	132,755	31.8	135,564	32.5	45,076	10.8
	2009	318,536	69.3	150,808	32.8	167,728	36.5	27,804	6.0

（出所）日本：財務省「本邦対外資産負債残高」、内閣府資料

その他：IMF「International Financial Statistics (IFS)」、各国政府資料

（注）日本以外の計数は、各年末のIFSレートで円換算した。

平成22年末現在の対外純資産は251兆4,950億円となり、平成20年末以来2年ぶりの減少となりました（対前年末比▲14兆7,280億円、同比▲5.5%）。

これは、我が国の投資家による外国への証券投資等の増加が、海外の投資家による本邦への証券投資等の増加を上回った一方で、為替相場変動に伴い外貨建資産の円評価額が大きく減少したこと等により、全体として円の時価で見た対外資産の増加が対外負債の増加を下回ったことによるものです。（http://www.mof.go.jp/international_policy/reference/iip/data.htm参照）

7. 今後の政策等に反映すべき事項

(1) 今後の方針

政策目標6-1 外国為替市場の安定並びに国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保

引き続き推進

改善・見直し

廃止

施策 6-1-1 外国為替市場の安定

引き続き推進

改善・見直し

廃止

施策 6-1-2 国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画

引き続き推進

改善・見直し

廃止

施策 6-1-3 アジアにおける地域金融協力の推進

引き続き推進

改善・見直し

廃止

施策 6-1-4 北朝鮮・イランの核開発等に係る問題への対策及びテロ資金や大量破壊兵器の拡散に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応

引き続き推進

改善・見直し

廃止

(2) 企画立案に向けた提言

① 外国為替市場の安定に向けた取組

今後とも、為替レートの変動や無秩序な動きが、経済及び金融の安定に対して悪影響を与えるとの認識の下、為替市場を中心とした日常的な国際金融市場のモニタリングや各国の通貨当局との意見交換、緊密な協力等を行う等、必要に応じた為替介入等を通じ、外国為替相場の安定に向けた取組を行っていきます。特に、グローバルな金融市場の脆弱性が続く状況においては、こうした取組に一層注力していきます。また、為替介入を実施する際に機動的に対応するため、外貨準備については安全性及び流動性に最大限留意しつつ、可能な限り収益性を追求する運用を行っていきます。

② 国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画

イ 国際金融システムの安定

金融資本市場の混乱が、信用収縮等を通じて実体経済に悪影響を及ぼし、世界的な景気後退を発生させたことを踏まえ、出口戦略、世界経済のより均衡ある成長パターンへの移行のための「強固で持続可能かつ均衡ある成長のための枠組み」、金融規制改革、国際金融機関の改革等に関する議論に引き続き積極的に参画します。

ロ IMF改革

危機予防・対処の両面からIMFが引き続き重要な役割を果たせるよう、我が国は、融資機能の更なる改善やサーベイランス機能の強化についての議論に積極的に参画していきます。さらに、新しいNABの主要貢献国として、またIMFとの間の最大

1,000億ドル相当の融資契約の維持を通じ、我が国はIMFの資金基盤の拡充・確保を支援していきます。また、IMFの活動や今後の機能強化に一層の正当性を与えるべく、IMFのミッションの再定義、マンデートの見直し、日本人スタッフの増加を含むスタッフの多様性確保等のIMF改革に今後とも主体的に取り組みます。

③ アジアにおける地域金融協力の強化

イ ASEAN+3財務大臣プロセスにおける取組

ASEAN+3財務大臣プロセスでは、AMROが早期にフル活動体制に入れるよう、AMROの円滑で効率的な活動を促進するとともに、AMROのキャパシティのレビューやAMROの法的地位の強化について研究を進めます。また、現在のグローバルな金融環境に地域金融枠組みを適応させるため、規模、IMFとの更なる連携及びAMROの役割を含め、CMIMにおける危機予防機能の考えられるデザインについて、研究を進めていきます。

また、アジア債券市場育成イニシアティブでは、信用保証・投資ファシリティ（CGIF）における、具体的な保証案件の組成に向けた取組みを積極的に支援するほか、ASEAN+3債券市場フォーラムでは、ASEAN+3域内のクロスボーダー債券取引の障害となっている各国の規制、市場慣行に関する情報収集、並びに取引慣行及び決済上のメッセージ・フォーマットの調和化に向けた検討課題の報告書の年内取りまとめに積極的に参画していきます。さらに、アジア債券市場育成イニシアティブの活動の更なる改善策について議論を行っていきます。

ロ その他の地域金融協力の枠組みにおける取組

平成22年11月に京都で開催し、「成長とファイナンスに関する京都レポート」をとりまとめたAPEC財務大臣会議や、アジア及び欧州における経験の共有や中長期的な地域協力のあり方に関する研究や議論を行うASEM財務大臣会議において、それぞれの枠組みが持つ特色を踏まえつつ、アジア地域における経済・金融分野における協力の効果的な推進について検討していきます。

ハ 二国間における情報交換・意見交換等

国際的な金融危機による諸課題に対応し、アジア地域の経済回復を確かなものとするため、アジア各国当局と緊密に情報交換・意見交換を行います。特に、韓国及び中国との定期的な財務対話等を通じて、より率直かつ密接な意見交換を行う他、他のアジア諸国とも意見交換を行っていきます。

④ 資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止策等

イ 国際社会における資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止策等

我が国は、国際社会における資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止等の促進に向けた様々な作業に、積極的に参加・貢献します。

ロ 我が国としての資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止策等

今後とも、テロリスト等に対する資金供与及び犯罪収益等に関する資金洗浄を防止するため、各国・関連国際機関等との協力、検査等による外為法の実効性の確保、疑わしい取引の届出に係るガイドラインを通じた「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の着実な施行、F A T F 勧告の実施に向けた更なる国内措置の整備等を通じて、テロ資金対策及び資金洗浄対策に取り組みます。また、北朝鮮やイラン、リビア等に係る資産凍結等の措置を適切に実施していきます。

(3) 平成24年度予算要求等への反映

平成22年度政策評価結果を踏まえ、国際的な取組への参画及び外国為替資金の運営のため、必要な経費の確保に努めます。

⑨ 政策目標6－2：開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向け、開発途上国における貧困の問題や地球温暖化をはじめとした地球環境問題等の課題への対応を含む国際的な協力を積極的に取り組むことを通じて、世界経済の中で大きな地位を占める我が国が主体的な役割を果たすことが求められています。我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方を踏まえつつ、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための効果的かつ効率的な資金協力等を推進していきます。

2. 内閣の基本的な方針との関連

第173回国会 総理大臣所信表明演説
 第174回国会 総理大臣所信表明演説
 第176回国会 総理大臣所信表明演説
 第171回国会 総理大臣施政方針演説
 第174回国会 総理大臣施政方針演説
 第177回国会 総理大臣施政方針演説
 第174回国会 財務大臣財政演説（平成22年1月29日）
 第177回国会 財務大臣財政演説（平成23年1月24日）
 明日の安心と成長のための緊急経済対策（平成21年12月8日閣議決定）
 新成長戦略（基本方針）（平成21年12月30日閣議決定）
 新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）
 財政運営戦略（平成22年6月22日閣議決定）
 新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策（平成22年9月10日閣議決定）
 円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策（平成22年10月8日閣議決定）
 包括的経済連携に関する基本方針（平成22年11月9日閣議決定）
 平成23年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（平成23年1月24日閣議決定）
 新成長戦略実現2011（平成23年1月25日閣議決定）
 パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合決定事項
 （平成22年12月10日パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合決定）

3. 重点的に進める業績目標・施策

施 策 6-2-1：ODAの効率的・戦略的な活用
 施 策 6-2-2：円借款、国際協力銀行業務、国際開発金融機関を通じた支援

4. 平成22年度の事務運営の報告

⑧ 施策 6-2-1 : ODAの効率的・戦略的な活用

[平成22年度実施計画]

我が国は、ミレニアム開発目標やODAに関する様々な国際公約の達成に向けて積極的に取り組んでいます。一方、我が国の厳しい財政状況や、国民のODAに対する見方を踏まえると、これまで以上に、戦略的な援助の実施を図ると共に、開発効果の向上に努めて行くことが課題となっています。こうした中、ODAについては、総理及び少数の閣僚メンバーを構成員とする「海外経済協力会議」において、ODA以外の政府資金や、関連する民間資金と共に、その戦略的かつ効率的な実施について審議されているほか、行政刷新会議において、ODAについても、一層の効率化を図ることが求められました。

こうした点を踏まえ、財務省は、関係省庁間で密接な連携を図りながら、円借款・技術協力・無償資金協力の一体的活用や、国際開発金融機関及び諸外国との援助協調の推進、NGOや民間企業等との連携、国別援助計画の策定、ODA評価の充実を進め、ODAの効率的・戦略的な活用に取り組んでいきます。

[事務運営の報告]

① 有償資金協力、技術協力、無償資金協力の連携による二国間ODAの一層の効率的・戦略的实施

我が国の海外経済協力（ODA、その他政府資金（OOF : Other Official Flows）及びこれらに関連する民間資金の活用を含む）に関する重要事項を機動的かつ実質的に審議し、戦略的な海外経済協力の効率的な実施を図るため、平成18年4月に総理大臣を議長とする「海外経済協力会議」が内閣に設置されたところであり、会議でのこれまでの議論も踏まえ、二国間ODAの一層の効率的・戦略的实施を図ってきました。また、アジアを中心とする旺盛なインフラ需要に対応して、インフラ分野の民間企業の取組を支援し、国家横断的かつ政治主導で機動的な判断を行うため、平成22年9月より、内閣官房長官を議長とする「パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合」が開催されており、二国間ODAの戦略的实施についても活発な議論が行われました。

② 国際開発金融機関と我が国ODA関係機関との政策対話の実施

ODAの効果や効率性を高めるには、国内の関係機関だけではなく、世界銀行、アジア開発銀行（ADB）等の国際開発金融機関（Multilateral Development Banks : MDBs）との協調が重要です。そうした観点から、特定の国や地域等をテーマとして、国際開発金融機関と我が国ODA関係機関が集まり、政策対話を実施しました。

＜平成22年度に実施された世界銀行、ADBとの主な政策対話の実績＞

イ 世界銀行南アジア局との政策対話（平成22年11月）

参加者：世界銀行、アジア開発銀行、財務省、外務省、国際協力銀行、
国際協力機構

議題：世界銀行の南アジア地域戦略、世界銀行と日本との協力等

ロ 世界銀行人間開発ネットワーク局との政策対話（平成23年2月）

参加者：世界銀行、財務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国際協力機構
議題：日本及び世界銀行の教育・保健分野の支援戦略、世界銀行と日本との
協力等

ハ 世界銀行東アジア・大洋州局との政策対話（平成23年2月）

参加者：世界銀行、アジア開発銀行、財務省、外務省、国際協力銀行、
国際協力機構

議題：世界銀行の東アジア・大洋州地域戦略、世界銀行と日本との協力等

二 アジア開発銀行とのハイレベル政策対話（平成23年3月）

参加者：アジア開発銀行、アジア開発銀行研究所、財務省、外務省、国際協力
銀行、国際協力機構

議題：アジア開発銀行のアジア・太平洋地域開発への貢献、アジア開発銀行
と日本との協力等

③ NGOや民間企業等との連携

途上国の開発を進めるに当たっては、NGOの果たす役割も重要です。財務省は、NGOと定期的な協議会の場を設けており、平成22年度は、4回開催しました。

途上国の開発を進めるためには、公的セクターだけでなく、開発に寄与する経済活動を行う民間セクターの関与を促していくことが重要です。

④ 施策 6-2-2：円借款、国際協力銀行業務、国際開発金融機関を通じた支援

〔平成22年度実施計画〕

財務省は、円借款や国際協力銀行業務、国際開発金融機関に関する業務を所管する立場から、以下に取り組んでいきます。

① 円借款・国際協力銀行業務

開発途上国に対して、長期・低利の緩やかな条件で開発資金を融資する円借款は、途上国にとって必要不可欠な経済・社会インフラを整備するために重要な役割を果たしています。一方、円借款は、返済が求められる有償の資金であることから、債務償還確実性の確保に慎重を期す必要があります。財務省としては、IMFの知見も活用しつつ、途上国の財政や国際収支の状況を分析するなど、債務問題に目を配ると共に、世銀を始めとする国際開発金融機関との連携が図られるように意を用いるなど、援助効果の向上に努めており、こうした観点から、相手国政府との協議や、それを受けて策定される国別援助計画、更には、個々の円借款の案件の形成に参画しています。

平成22年度においては、アジア地域を中心に円借款を供与していくとともに、第4回アフリカ開発会議（TICAD－IV）の成果も踏まえ、引き続き、国際開発金融機関との連携を深めながら、開発効果の高い円借款の供与を図っていきます。また、経済・社会情勢の変化に応じて、円借款制度の見直しを検討していきます。

一方、国際協力銀行（JBIC）業務については、引き続き、民業補完の徹底を図りつつ、国策上重要な海外資源確保、我が国産業の国際競争力の維持・向上のための業務を行うほか、今般、途上国支援に関する「鳩山イニシアティブ」が策定されたことを踏まえ、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする事業の促進にも努めていきます。（下記③参照）。また、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月8日閣議決定）を踏まえ、国際的な金融危機への対処として、日本企業の先進国における事業等に対し、臨時的措置として支援を行う海外事業支援緊急業務について、平成21年度末の期限を延長しました。

この他、JBICは、金融危機発生以降、国際金融市場の混乱のため一時的に外国債の発行が困難となった途上国に対する支援として、インドネシア等の途上国政府が発行するサムライ債に対する保証供与を実施してきたところです。今後とも、途上国政府の要望を踏まえ、サムライ債発行支援に引き続き取り組んでいきます。

② 国際開発金融機関等

世界銀行、アジア開発銀行等の国際開発金融機関（Multilateral Development Banks: MDBs）は開発援助における豊富な経験を有し、最先端の専門的知識を持った人材を数多く有すると共に、その広範な情報網を活用し現地の支援ニーズを的確に把握することにより、効果的な援助

を行うことができるなどの長所があります。財務省はこのような長所を十分認識し、昨年も、経済・金融危機対応において、G20諸国との協調により、MDBsの融資等の拡大を通じて、途上国や世界の貧困層が蒙る危機の影響を軽減すべく、MDBsの活動に積極的に関与・貢献しており、今後もMDBsの主要出資国として、業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念をMDBsの政策に反映させていきます。また、第4回アフリカ開発会議において行ったように、引続き、我が国の開発援助にMDBsの専門的知見や人材を活用することで、我が国支援の効果・効率を増大させていきます。

また、MDBsは、貧困削減や成長といった中核的役割や、経済・金融危機への対応のような緊急課題に加え、気候変動や食糧安全保障などグローバルな課題に積極的な対応を行っていくことが必要であり、我が国としては、MDBsの改革や適切な資金基盤の確保に取り組んでいきます。中でも、各機関相互や他の援助主体との間の協調・連携の推進、重点分野の明確化、結果を重視した援助の取組、援助効果の評価の推進を図ることにより、支援の効率性・有効性を高めるMDBsの取組を積極的に支援していきます。

また、MDBsを通じた開発援助について、広く一般に紹介していきます。

③ 地球環境保全・改善に向けた開発途上国の取組み支援

気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）で取りまとめられた「コペンハーゲン合意」では、気候変動対策に取り組む途上国に対し、先進国全体で、幅広い支援を行う必要性が謳われました。

こうした国際的な動きを踏まえ、我が国は、平成24年までの3年間に、官民合計で、1兆7,500億円規模の支援を実施すること等を内容とする「鳩山イニシアティブ」を表明したところですが、その中では特に、JBICについて、民間投資の後押しを図る観点から、その積極活用を図ることが重要との考え方が盛り込まれており、財務省としても、積極的に取り組んでいきます。その一環として、途上国政府等が実施する温暖化対策プロジェクトに対して、JBICによる支援を可能とするため、「株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する法律案」を平成22年2月に国会に提出しています。また、多国間の取組について、財務省は、世界銀行の信託基金である地球環境ファシリティ（Global Environment Facility：GEF）及び気候投資基金（Climate Investment Funds：CIF）について、関係省庁と密接に連絡を取りながら、運営のあり方や、気候変動ファイナンス全体の中に占める役割について、「ポスト京都」における途上国支援のあり方に関する国際的な検討の動向にもらみながら、引き続き、積極的に議論に参画していきます。これに加え、GEFについては、平成22年7月以降の資金規模等について議論する増資交渉の早期妥結に向け、各国との意見交換を深めつつ議論を主導していきます。また、CIFについては、資金拠出を行うことを踏まえ、同基金が効果的・効率的に活用されるよう、その運営に積極的に参画していきます。

[事務運営の報告]

① 円借款、国際協力銀行業務等

開発途上国に対して、ODA資金として、長期・低利の固定金利により、開発に要する資金を提供する円借款については、無償資金協力・技術協力と共に、独立行政法人国際協力機構（JICA）の下において、一元的に実施されており、援助効果の促進に努めています。また、国際協力銀行（JBIC）業務については、民業補完の原則の下、我が国にとって重要な資源の海外における開発・取得の促進や我が国の産業の国際競争力の維持及び向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする事業の促進、国際金融秩序の混乱への対処に努めているところです。

イ 円借款業務

平成22年度の円借款業務は、アジア地域を中心に、全体で4,716億円（注）の円借款供与を決定しました。円借款供与は、パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合を踏まえ、日本企業の海外でのビジネス展開支援の観点からも、取り組んできています。

（注）円借款については、東日本大震災を受け、平成23年3月11日以降に供与決定予定だった案件は緊急性の高いものに絞り込んで供与することとしたため、22年度における全体の

供与額は例年に比べ小さくなっている。

(a) アジア地域

平成22年度は、円借款供与総額の約6割がアジア地域に対するものでした。主な供与国は、ベトナム（866億円）、フィリピン（508億円）、インド（480億円）です。特に、パッケージ型インフラ海外展開関係では、以下のような円借款による支援協力を行っています。

(i) ベトナム支援

平成22年10月31日、日越両首脳は、「アジアにおける平和と繁栄のための戦略的パートナーシップを包括的に推進するための日越共同声明」に署名し、我が国は、日本の優れた技術と知見を活用し、ベトナムの経済発展を支える旨及び総額約790億円の円借款の供与を表明。ベトナムはレアアース等について、日本を開発パートナーとして選定するなど両国協力関係は深化しました。平成22年度では総額約866億円の円借款供与を決定しました。

(ii) インド支援

平成22年10月25日、日印両首脳は、「次なる10年に向けた日印戦略的グローバル・パートナーシップのビジョン」に署名し、両首脳は、日本のインドへのODAが極めて重要であることを強調。インドにおける貨物専用鉄道建設計画（DFC）西回廊の早期完成を目指すこと等を表明しました。これに先立ち、同年7月には同計画の第2フェーズに対するエンジニアリング・サービス借款（約16億円）に関する交換公文の署名が行われる等、平成22年度では総額約480億円の円借款供与を決定しました。

(iii) インドネシア支援

平成23年2月にパッケージ型インフラ大臣会合で取り上げられたインドネシアは、日本企業からのインフラおよび投資環境整備のニーズが高く、第三次インフラ改革セクター開発計画（83億円）等の総額約439億円の円借款供与を決定しました。

(b) 気候変動対策

COP15の「コペンハーゲン合意」及びCOP16の「カンクン合意」を踏まえ、平成22年度は、インドネシア、ベトナム等へ5件（約586億円）の気候変動対策円借款を決定しました。

(c) パキスタン洪水災害支援

平成22年7月下旬からパキスタン各地で発生した洪水被害に対し、同年11月のパキスタン開発フォーラムにおいて、我が国は5億ドル（約450億円）の支援を表明

しました。この一環として、ハイバル・パフトゥンハー州緊急農村道路復興計画（147億円）、緊急輸入支援融資（洪水災害対策）（50億円）の2案件、総額約197億円の円借款供与を決定しました。

（d）国際開発金融機関と国際協力機構の協調融資

世界銀行やアジア開発銀行、アフリカ開発銀行等との協調融資案件が増えており、特に投資環境整備等の分野への供与が多くなっています。平成22年度においては、我が国は総額約1,121億円の円借款の協調融資を決定しました。

（i）ESDAイニシアティブ

我が国は、平成19年5月、アジア開発銀行と共同で実施する、「アジアの持続的成長のための日本の貢献策（Enhanced Sustainable Development for Asia: ESDA）」を発表しました（そのうち、アジア開発銀行と我が国が共同で支援を実施する円借款枠組み（Accelerated Co-Financing scheme with ADB: ACFA）として、今後5年間で20億ドルの円借款を供与すること）。

平成22年度においては、ESDAイニシアティブの下、ウズベキスタン、インドネシア、カザフスタン等へ約540億円の円借款の供与を決定しました。

（ii）EPSAイニシアティブ

平成17年6月に、アフリカ開発銀行グループと共同で始められた「アフリカにおける民間セクターの成長を促進するための包括的なイニシアティブ（Enhanced Private Sector Assistance for Africa: EPSA for Africa）」の下では、平成21年末までに約9.8億ドル相当の円借款供与を決定いたしました。

平成22年度の実績としては、タンザニア（約60億円）及びカメルーン（約29億円）への供与を決定しました。

○参考指標 6-2-1：円借款実施状況

円借款実績の推移

（単位：億円、件数）

	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
金 額	8,435	9,448	8,443	9,797	4,716
件 数	79	59	52	62	34

（出所）国際局開発政策課調

（注）数字はE/Nベース（債務救済を含まない）。

円借款実施状況（地域別）の推移

（金額単位：億円、シェア：％）

	平成18年度		19年度		20年度		21年度		22年度	
	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア
アジア	6,440	76.3	6,547	69.3	6,632	78.5	6,606	67.4	3,110	65.9
（ASEAN）	(2,320)	(27.5)	(3,080)	(32.6)	(3,045)	(36.1)	3,407	34.8	(2,052)	(43.5)
大洋州	—	—	46	0.5	—	—	83	0.8	—	—
中央アジア・コーカサス	—	—	—	—	433	5.1	177	1.8	338	7.1
欧州	—	—	369	3.9	111	1.3	545	5.6	—	—
中近東	798	9.5	1,606	17.0	364	4.3	878	9.0	421	—
アフリカ	1,137	13.5	687	7.3	681	8.1	1,208	12.3	508	8.9
中南米	60	0.7	194	2.1	221	2.6	299	3.1	339	7.1
合 計	8,435	100.0	9,448	100.0	8,443	100.0	9,797	100.0	4716	100.0

（出所）国際局開発政策課調

（注1）数字はE/Nベース（債務救済を含まない）。

（注2）アフリカには、北アフリカ諸国（アルジェリア、エジプト、チュニジア、モロッコ）及びアフリカ開発銀行向けを含む。

□ JICA海外投融資業務

JICAの海外投融資について、「新成長戦略」を踏まえ、既存の金融機関では対応できない開発効果の高い案件に対応するため、過去の実施案件の成功例・失敗例等を十分研究・評価し、リスク審査・管理体制を構築した上で再開を図るべく関係省庁と協議を進め、具体的案件の実施を通じて新実施体制の検証・改善と案件選択ルールの詰めを行う「パイロットアプローチ」の下で、平成22年度内に再開しました。

ハ JBIC業務

JBICは、一般の民間金融機関が行う資金の貸付等を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な海外資源確保、我が国産業の国際競争力の維持・向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする事業の促進及び国際金融秩序の混乱への対処のための業務を行っており、平成21年度は、リーマン・ショック以来の国際金融秩序の混乱に対処すべく、出融資及び保証実績が大幅に増えました。

平成22年度の出融資および保証の承諾額合計は1兆7,659億円で、対前年度比で1兆5,992億円（47.5％）減少しています。このうち、出融資承諾額1兆1,277億円で、対前年度比で1兆5,294億円（57.6％）減少しています。また、保証承諾額は6,382億円で、前年度比で698億円（9.9％）減少しています。地域別では中南米向けが最も多く全体の37.9％を占めています。これらは主として、21年度以降、リーマン・ショックに起因する国際金融秩序の混乱への対処として実施してきた海外事業支援緊急業務（日本企業の先進国事業に対する支援等）が、国際金融環境の回復に伴い、大幅に減少したことによるものです。

（注）特にアジア地域向け出融資及び保証については、これまで多く実施されていた大型発電事業案件の新規案件形成が、国際金融秩序の混乱の影響により鈍化したことを

受け、例年に比べ小さくなっている。

この海外事業支援緊急業務については、平成22年度末までの時限的措置として実施してきましたが、平成22年度においては、3,867億円（開発途上国向け18億円、先進国向け29億円、本邦金融機関向けツーステップ・ローン3,820億円）を供与し、累計の実績は2兆4461億円（開発途上国向け1,806億円、先進国向け1兆2,168億円、本邦金融機関向けツーステップ・ローン10,486億円）となりました。

また、メキシコ、インドネシア、パナマ、トルコ、インドの各政府等が日本市場で円建ての国債、いわゆるサムライ債を発行する際、これを円滑に行えるようJBICが支援を行いました。平成22年度のサムライ債保証の承諾額は4,515億円で対前年度比で1,215億円（36.8%）増加しています。

二 JBICの機能強化

近年、海外では膨大なインフラ需要が発生し、個々の案件も大型化してきています。こうした中、諸外国はインフラ案件の受注を成長機会と捉え、先進国のみならず、中国、韓国といった新興国を含めて、国際競争は激しさを増しています。また、インフラ案件の大規模化・長期化に伴い金融リスクが大きくなる一方で、リーマン・ショック後の金融危機の影響も受け、海外ビジネスを行うために民間だけで必要な外貨の資金調達を行うことが難しくなっています。このような海外ビジネス環境を背景として、我が国経済界等から、インフラ分野などにおける我が国企業の海外展開に対する政策金融面での支援機能に期待する声が強く出されたことを踏まえ、今後の経済成長の大きな柱である我が国企業による海外展開を積極的に支援すべく、以下の通り、JBICの機能強化を図っています。

（a）株式会社日本政策金融公庫法施行令の改正

平成22年4月及び11月に株式会社日本政策金融公庫法施行令の改正を行い、我が国の産業の国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進を図るために特に必要があると認められる以下の事業について、JBICの先進国向け投資金融業務の対象分野に追加しました。

- 鉄道に関する事業
- 水道、下水道その他汚水処理施設及び工業用水道に関する事業
- 再生可能エネルギー源による発電に関する事業
- 変電、送電及び配電に関する事業
- 石炭による発電に関する事業
- 石炭から発生させたガスを原料とした燃料製品等の製造に関する事業
- 大量の二酸化炭素の回収及び貯蔵に関する事業
- 情報通信等の技術を利用した、電気又は熱の効率的な使用に関する事業
- インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備に関する事業

(b) 株式会社国際協力銀行法案の提出

また、J B I Cに期待される新たな役割に対応するため、更なる機能強化及び日本政策金融公庫からの分離に向け、所要の法案を国会に提出しました（注：平成23年4月に改正法が成立）。具体的な機能強化分野として、法案では以下の事項を盛り込んでいます。

- ① 先進国向け輸出金融
- ② 短期の「つなぎ資金」を供与する投資金融
- ③ 我が国企業（大企業を含む）が外国企業を買収するための資金等を供与する投資金融
- ④ 中小・中堅企業を含む我が国企業の積極的な海外事業展開支援のためのツーステップローン
- ⑤ 通貨スワップに対する保証
- ⑥ 売掛債権の流動化・証券化支援のための保証
- ⑦ 輸出金融における再保証

なお、上記①～⑦のうち、①～④については、新J B I Cの設立・機能強化を円滑に行う観点から、現行の日本政策金融公庫・国際協力銀行部門が実施している業務の延長として新J B I Cの設立（平成24年4月1日）に先立ち、平成23年度中から先行実施することとしています。

○参考指標 6-2-2：J B I Cによる出融資等実施状況（国際協力銀行業務）**出融資および保証承諾状況**

(L/Aベース、単位：億円、件数)

	平成18年度		19年度		20年度		21年度		22年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
融 資	145	10,490	104	11,578	183	20,853	194	26,441	104	11,079
輸出金融	34	757	24	378	24	277	46	979	35	1,512
輸入金融	8	82	5	2,557	2	155	1	82	1	1,695
投資金融	94	8,896	67	7,325	149	18,166	134	21,937	60	7,103
事業開発等金融等	9	755	8	1,317	8	2,255	13	3,443	8	768
保 証	43	6,038	30	5,343	30	5,230	22	7,080	26	6,382
出 資	-	-	-	-	5	857	5	130	3	198
合 計	188	16,528	134	16,921	218	26,940	221	33,651	133	17,659

(出所) 国際協力銀行調

(注) 上記はL/Aベース、金額の単位は億円。

地域別出融資承諾状況

(L/Aベース、単位：億円)

	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
アジア	3,069	4,495	3,412	5,365	1,041
(東南アジア)	(2,582)	(3,099)	(2,693)	(4,320)	(538)
大洋州	63	11	2,561	1,754	84
中央アジア	245	247	-	1,009	-
ヨーロッパ	230	78	6,016	4,804	625
中 東	2,502	5,538	2,101	1,027	2,102
アフリカ	55	859	965	258	664
北 米	257	50	2,158	2,884	746
中南米	4,068	300	2,695	2,628	1,846
国際機関等	-	-	-	92	149
その他	-	-	1,802	6,751	4,020
合 計	10,490	11,578	21,709	26,572	11,277

(出所) 国際協力銀行調

地域別保証承諾状況

(L/Aベース、単位：億円)

	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
アジア	548	2,183	849	2,107	1,175
(東南アジア)	(468)	(1,527)	(758)	(2,081)	(912)
大洋州	-	-	-	-	-
中央アジア	-	65	-	29	-
ヨーロッパ	194	203	47	380	-
中 東	70	314	-	-	1,958
アフリカ	-	412	170	-	-
北 米	1,796	1,097	2,156	2,076	739
中南米	3,431	1,069	2,008	2,488	2,416
国際機関等	-	-	-	-	94
その他	-	-	-	-	-
合 計	6,038	5,343	5,230	7,080	6,382

(出所) 国際協力銀行調

② 国際開発金融機関を通じた支援

イ 国際開発金融機関の業務運営への参画

(a) 国際開発金融機関の増資全般

我が国は、開発援助分野における豊富な経験、専門的知見、人材といった国際開発金融機関（MD B s：世界銀行グループ、アジア開発銀行、米州開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行）の長所を十分に認識し、主要株主として、その融資等の業務や組織運営等について、年次総会や理事会等の場で積極的に意見を述べるとともに、我が国のODA政策や開発の理念をMD B sの施策に適切に反映するよう努めています。特に、平成22年度においては、各MD Bの増資にかかる多くの国際的な議論が行われ、我が国は、これらの議論に積極的に関与・貢献しました。

MD B sは、平成20年からの世界金融・経済危機において、G20サミット等からの要請も踏まえ、融資を大きく拡大するなど、途上国の影響緩和に大きな役割を果

たしてきました。こうした融資の拡大の結果、現状の資金基盤では今後の業務運営に制約が生じることから、MDBsの一般増資が合意されました（アジア開発銀行は平成21年度中に承認済み）。併せて、世界銀行グループの国際復興開発銀行及び国際金融公社では、途上国・新興国の発言権を強化するため、出資シェアの変更等が合意されました。また、MDBsには、低所得国の貧困削減のため、超長期・低利（又は無利子）の融資等を行う機関・基金が設けられていますが、これらの増資も合意されました（世界銀行グループの国際開発協会、米州開発銀行特別業務基金、アフリカ開発基金）。

我が国は、MDBsの増資に応じるため、世界銀行グループ3機関（国際復興開発銀行、国際金融公社、国際開発協会）については所要の法律改正（後述）を、他の機関については平成23年度予算の予算総則での対応を行いました。

（参考）国際開発金融機関の増資

機関・基金名		増資規模 (注1)	増資前の我が国出資額 (注2)	我が国追加出資 ・ 拠出額 (注3)	うち払込額 (注4)	授權形式
通常資本	I B R D (一般増資)	584億ドル (30%)	153億ドル (8.0% →7.2%)	42億ドル (3,745億円)	225億円	法律改正 177回国会
	I B R D (選択増資)	278億ドル (15%)		4億ドル (382億円)	23億円	
	I F C	2億ドル (8%)	1.4億ドル (6.0% →6.3%)	0.2億ドル (19億円)	19億円	法律改正 177回国会
	A D B	1,100億ドル (200%)	86億ドル (15.6%)	133億ドル (12,524億円)	501億円	H22年度 予算総則
	I D B	700億ドル (70%)	51億ドル (5.0%)	35億ドル (3,116億円)	76億円	H23年度 予算総則
	A f D B	440億SDR (200%)	12億SDR (5.5%)	24億SDR (4,445億円)	267億円	H23年度 予算総則
	E B R D	100億ユーロ (50%)	17億ユーロ (8.6%)	8億ユーロ (920億円)	—	H23年度 予算総則
譲許性資金	I D A	328億SDR (20%)	20億SDR (10.9%)	24億SDR (3,346億円) (注5)	3,346億円	法律改正 177回国会
	F S O	5億ドル (-50%)	4億ドル (40.0%)	0.3億ドル (28億円)	28億円	H23年度 予算総則
	A f D F	58億SDR (3%)	3億SDR (7.1%)	3億SDR (384億円)	384億円	H23年度 予算総則

(注1) 下段は増資前の各機関における出資総額との比較。譲許性資金については、直近の増資比。

(注2) 下段は出資比率。I B R D、I F Cの出資比率はボイス改革により変化。また、譲許性資金の我が国現行出資額及び出資比率については、直近の増資ベース。

(注3) 下段は円換算額。I B R D、I F C、I D Bは1ドル＝89円、E B R Dは1ユーロ＝120円（23年度支出官レート）、A D Bは1ドル＝94円（22年度支出官レート）で計算。その他は、各機関指定レート等に基づき計算。

(注4) 実際に払込みを必要とする金額（E B R Dは0%）。通常資本（I F Cを除く）については、残余は「請求払い資本」と呼ばれ、M D B sが債務不履行に陥るという極めて例外的な場合にのみ払込み義務が生ずる資本。

(注5) 24億S D Rの円換算額約3,264億円に加え、多国間債務救済イニシアティブ（M D R I）に基づく重債務貧困国に対する債務救済費用の我が国負担分約82億円を含む。

(b) 世界銀行グループ（国際復興開発銀行、国際金融公社、国際開発協会）の増資及び加盟措置法改正等

国際復興開発銀行では、資本金の拡大（約30%増）を目的とする増資（このような増資は、全加盟国に追加的な出資を求めることとなるため、通常「一般増資」と呼称されます。）が発効しました。併せて、途上国の発言権の強化等を目的とする投票権（ボイス）改革も発効し、途上国全体の投票権シェアは3.13%上昇することとなりました。投票権の調整は、各国の出資額の追加により行われます（上記の「一般増資」と対比して、通常「選択増資」と呼称されます。なお、投票権改革の第一段階として、平成20年10月に各加盟国が保有する基本票の倍増が合意されており、これと併せ、途上国全体の投票権シェアは4.59%の増加となります。）。

国際金融公社では、国際復興開発銀行に準じ、世界金融・経済危機に対応するための途上国の民間部門への技術支援等を拡充するために十分な資金基盤の確保、途上国の発言権の強化等に関する議論が行われた結果、2億ドルの増資を伴う投票権（ボイス）改革が承認され、途上国全体の投票権シェアは6.07%上昇することとなりました。投票権の調整は、国際復興開発銀行における投票権の調整と同様、各国出資額の追加（選択増資）により行われます。

国際開発協会では、世界金融・経済危機への対応に資する低所得途上国への支援を拡充し、2012世銀年度から2014世銀年度（平成23年7月～平成26年6月）の3年間の融資原資を賄うことを目的として行われた第16次増資交渉が妥結し、328億S D R（約493億ドル）規模の増資規模及び各国の負担額に関する合意が成立しました。

我が国は、これら世界銀行グループ3機関の増資に応じるための「国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案」を平成23年1月に国会に提出し、同年3月に同法案の成立を得ました。

なお、国際開発金融機関を通じた我が国の途上国への開発支援に関する国民への理解を促進する方策として、パンフレットを作成し、財務省のホームページにおいても公表しています。（http://www.mof.go.jp/international_policy/publication/mdbs2010/index.html）

◎業績指標 6-2-1：M D B sとの政策協議・開発問題研究会の開催回数（単位：回）

	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
					目標	実績
開催回数	18	35	42	43	40以上	44

(出所) 国際局開発機関課調

(注1) 総会及びそれに準じる規模の会合その他の課長レベル以上が対応する政策協議（個別面会を除く）及び、

開発問題研究会（18年度まではMDBs研究会）の回数。
 （注2）開発問題研究会は、我が国の援助政策に実務家等の幅広い知見を取り入れ、開発援助政策の立案に活かすことを目的として、国際開発金融機関職員（幹部含む）等、開発分野の専門的知見・経験を有する者と財務省職員（課長以上含む）との間で意見交換・議論を行うもの。

○参考指標6-2-3：国際開発金融機関関連の国際会議

世銀・IMF 合同開発委員会	平成22年4月25日（ワシントンD. C.） 10月9日（ワシントンD. C.）
IMF・世銀総会	平成22年10月8日（ワシントンD. C.）
アジア開発銀行総会	平成22年5月3日（タシケント（ウズベキスタン））
米州開発銀行総会	平成23年3月25～28日（カンクン（メキシコ））
アフリカ開発銀行総会	平成22年5月27～28日（アビジャン（コートジボワール））
欧州復興開発銀行総会	平成22年5月14～15日（ザグレブ（クロアチア））

会議名	最近の開催状況
世銀・IMF 合同開発委員会	- 世銀・IMF 合同開発委員会は、開発を巡る広範な問題について世銀・IMF の総務会に勧告することを目的として、昭和49年に設立された委員会です。 - 平成22年4月の会合（ワシントンD. C.）では、国際復興開発銀行における30%規模の一般増資並びに国際復興開発銀行及び国際金融公社における投票権改革に合意しました。 - 平成22年10月の会合（ワシントンD. C.）では、世界銀行グループの内部改革やIDA16次増資についての議論が行われました。
アジア開発銀行総会	- アジア開発銀行は、アジア・太平洋地域の経済的・社会的開発の促進に寄与することを目的として設立された国際開発金融機関です。 - 平成22年5月の総会（タシケント）では、経済危機後のアジア開発銀行の取組や果たすべき役割、貧困、気候変動の各分野における課題、域内諸国の経済情勢等についての議論が行われました。
米州開発銀行総会	- 米州開発銀行は、中南米地域の開発途上国の経済的・社会的開発の促進に寄与することを目的として設立された国際開発金融機関です。 - 平成23年3月の総会（カルガリー）では、昨年合意された一般増資の進捗状況や中南米地域の経済情勢・開発課題等についての議論が行われました。
アフリカ開発銀行総会	- アフリカ開発銀行は、アフリカ地域の持続的な経済・社会開発の推進に寄与することを目的として設立された国際開発金融機関です。 - 平成22年5月の総会（アビジャン）では、アフリカ開発銀行の一般増資や業務運営について議論が行われ、200%規模の一般増資を行うことについて合意しました。
欧州復興開発銀行総会	- 欧州復興開発銀行は、民主化・自由化を進める中東欧諸国（中央アジア諸国を含む）の市場経済への移行の支援を目的として設立された国際開発金融機関です。 - 平成22年5月の総会（ザグレブ）では、欧州復興開発銀行の一般増資や業務のあり方について議論が行われ、50%規模の一般増資を行うことについて合意しました。

○参考指標6-2-4：国際開発金融機関に対する主要国の出資

	世界銀行グループ			
	国際復興開発銀行 (I B R D)	国際開発協会 (I D A)	国際金融公社 (I F C)	多数国間投資保証機関 (M I G A)
日 (順位)	8.1% (第2位)	19.9% (第2位)	6.0% (第2位)	5.1% (第2位)
米	16.8	21.5	24.0	18.4
独	4.6	10.9	5.4	5.1
英	4.4	10.0	5.1	4.8
仏	4.4	7.1	5.1	4.8

	アジア開発銀行	
	通常資本 (O C R)	アジア開発基金 (A D F)
日 (順位)	15.6% (第1位)	38.0% (第1位)
米	15.6	14.2
独	4.3	6.3
英	2.0	4.7
仏	2.3	4.7

※第5次増資完了後(2011年6月末期限)の数値

	米州開発銀行グループ			
	米州開発銀行			米州投資公社 (I I C)
	通常資本 (O C)	特別業務基金 (F S O)	多数国間投資資金 (M I F)	
日 (順位)	5.0% (第6位)	5.9% (第2位)	33.5% (第2位)	3.4% (第6位)
米	30.0	50.4	38.2	25.0
独	1.9	2.2	—	1.9
英	1.0	1.8	1.3	—
仏	1.9	2.3	8.8	3.1

	アフリカ開発銀行グループ	
	アフリカ開発銀行 (A f D B)	アフリカ開発基金 (A f D F)
日 (順位)	5.5% (第3位)	11.7% (第2位)
米	6.6	12.0
独	4.1	10.1
英	1.7	7.6
仏	3.7	10.2

	欧州復興開発銀行 (E B R D)
日 (順位)	8.6% (第2位)
米	10.1
独	8.6
英	8.6
仏	8.6

(出所) 各機関年次報告書(平成23年4月現在における最新版)。アジア開発銀行を除く。

□ 国際開発金融機関に設けた日本信託基金を通じた支援

我が国は、各国際開発金融機関本体への出資・拠出に加え、各機関に日本信託基金を設け、途上国に対する政策アドバイス、途上国政府の制度構築・人材育成、市民社会組織の能力構築等の支援を通じて、貧困削減をはじめとする我が国のODA政策の

重点課題に対する多面的な取組を行っております。

日本信託基金は、ODAのより戦略的、選択的かつ効果的な実施を目的とし、外務省（現地大使館を含む）、国際協力機構及びその他関係省庁との協議を踏まえ、我が国のODA政策との整合性を判断した上で支援を実施します。

22年度においては、21年度に引き続き、世界経済・金融危機によって大きな影響を受けた途上国の貧困層を対象とする危機対応プロジェクトの支援等に、積極的に取り組みました。また、より効果的な信託基金の活用を目的として、各国際開発金融機関における信託基金の個別案件の経験やノウハウを横断的に蓄積し、更なる質の向上に活かす新しい審査手法の導入を、22年度より始めました。

○参考指標6-2-5：国際開発金融機関等に対する拠出金

（単位：億円）

	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
国際開発金融機関拠出金	206.9	192.3	177.7	215.6	194.1
世界銀行グループ	120.8	99.5	85.8	111.0	106.8
アジア開発銀行	55.7	75.4	69.2	86.9	79.2
米州開発銀行	12.9	11.6	9.4	8.8	8.8
アフリカ開発銀行	13.1	1.4	9.4	2.1	1.9
欧州復興開発銀行	4.4	4.4	3.9	6.9	0.5
IMF 拠出金	41.2	41.2	47.4	33.8	31.7
合 計	248.1	233.4	225.1	249.4	225.8

（出所）国際局開発機関課調

<平成22年度に承認された日本信託基金のプロジェクト例>

- （a）世界銀行 ：・乳幼児に対する栄養状態改善プロジェクト（ベナン）
 平成22年9月承認（承認額：約300万ドル）
 ・聴覚障害児及びその家族に対する社会生活支援プロジェクト
 （ベトナム）
 平成22年12月承認（承認額：約300万ドル）
 ・貧困農家に対する農業生産性向上プロジェクト（ナイジェリア）
 平成22年12月承認（承認額：約300万ドル）
- （b）アジア開発銀行：・旧紛争地域における灌漑用水路・農業道路の復旧及び農業技術
 支援プロジェクト（スリランカ）
 平成22年7月承認（承認額250万ドル）
 ・高等教育機関の統廃合及びガバナンス向上支援（モンゴル）
 平成22年6月承認（承認額：40万ドル）
 ・都市上下水道整備にかかる政府機関の能力開発プロジェクト
 （ベトナム）
 平成23年2月承認（承認額：200万ドル）

③ 地球環境保全・改善に向けた開発途上国の取組支援

我が国は、開発途上国における環境の保全・改善のため、二国間・多国間の協力を進めています。

二国間の取組としてインドネシアなどの気候変動対策に積極的に取り組んでいる途上国に対して、JICAを通じて気候変動対策円借款の供与を行っている他、JBICを活用して、我が国の民間企業が途上国において行う環境投資を積極的に支援しました。さらに、平成24年までの約3年間に、官民合計で150億ドル規模の支援を実施すること等を内容とする「鳩山イニシアティブ」が策定されたことを受け、平成22年3月に株式会社日本政策金融公庫法を改正し、JBICの業務に地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進する業務を追加しました。これにより、途上国政府が実施する環境案件についても、民間金融機関や世界銀行グループのIFC（国際金融公社）等の国際機関と協調して、財政負担の少ないJBICを活用しつつ、支援を行うことが可能となり、具体的な支援を実施しているところです。

また、多国間の取組として、世界銀行の信託基金である地球環境ファシリティ（GEF）及び気候投資基金（CIF）を通じた支援に取り組んでいます。GEFは、生物多様性、気候変動等の分野において、途上国の取組を支援するための多国間資金メカニズムであり、CIFは、平成24年までの途上国による気候変動問題への早期取組を強化するため、途上国の温室効果ガス削減に向けたプロジェクト、気候変動への適応対策等を支援する基金です。我が国は、これらの基金による着実な支援の実施に向けて運営に積極的に参画し、平成22年度は、GEFにおいて第5次増資が合意され、CIFにおいては着実なプロジェクトの進捗が見られました。

以上を始めとした鳩山イニシアティブに基づく二国間・多国間の協力を通じ、我が国は、平成23年3月末時点で97億ドル以上の支援を実施済みです。

施策 6-2-3：債務問題への取組

〔平成22年度実施計画〕

我が国は、債務問題に直面した開発途上国政府に対し、パリクラブ（主要債権国会合）合意に基づき、適切に公的債権の繰り延べや削減を行っています。とりわけ、重債務貧困国（Heavily Indebted Poor Countries:HIPCs）に対しては、「拡大HIPCイニシアティブ」に基づく債務救済を通じて、その貧困削減への取組に大きく貢献しており、今後とも、拡大HIPCイニシアティブの着実な進捗等、債務問題の解決に向け引き続き取り組みます。

また、IMFや世界銀行は、我が国を含めた全ての債権者やドナーが債務持続性分析の枠組みに沿った行動をとるよう促しています。財務省としても、債務持続性を脆弱なものとする非譲許的借入などの途上国が直面する債務に関する諸問題について、IMF、世界銀行やパリクラブ等の国際的枠組における議論に積極的に参加していきます。

〔事務運営の報告〕

① パリ・クラブ債務救済の実績

平成22年度においては、6件の合意が成立しました。

(参考) 平成22年度のパリ・クラブ合意

年月	国名	パリクラブ合意内容	我が国の対応
22年7月	ギニアビサウ	ケルンターム	二国間合意文書締結準備中
8月	コモロ	ケルンターム	対象債権なし
9月	アンティグア・ バーブーダ	クラシックターム	二国間合意文書締結準備中
9月	リベリア	ケルンターム	削減 約160億円
11月	コンゴ民主	ケルンターム	二国間合意文書締結準備中
12月	トーゴ	ケルンターム	二国間合意文書締結準備中

② 拡大HIPCイニシアティブ

過剰な対外債務を負ったままでは、途上国の経済開発を持続的に進めることはできません。こうした観点に立ち、国際社会全体として、拡大HIPCイニシアティブを推進しています。これは、HIPC sがIMFの経済構造改革プログラムの実施や、「貧困削減戦略ペーパー」(Poverty Reduction Strategy Paper: PRSP)の作成等に取り組むことを条件に、大幅な債務削減を実施するものです。

我が国は、他のG7諸国とともに、拡大HIPCイニシアティブを超えた自発的な措置として、完了時点(注)に到達したHIPC sの債務を全額放棄しています。平成21年度は、新たに4か国(コンゴ民主、ギニアビサウ、リベリア、トーゴ)が加わり、完了時点到達国は全体で32か国となりました。

(注) 完了時点(Completion Point: CP)とは、拡大HIPCイニシアティブの適用対象国が、世銀・IMF理事会において、上記プログラムの着実な実施や貧困削減戦略ペーパーの完成などの条件を満たしたと承認される時点のことです。

施策 6-2-4: 知的支援

[平成22年度実施計画]

開発途上国が持続的な経済発展を進めるためには、財政金融分野等における適切な制度の構築が必要です。また、開発途上国と我が国が貿易投資等の経済関係や、密輸阻止及びテロ防止等の協力関係を深める前提として、相手国当局の能力強化が重要です。

この観点から、これまでの取組を踏まえつつ、開発途上国の政策担当者等を対象にした日本の経済財政政策等についての研修・セミナー、開発途上国が抱える政策課題等についてのワークショップ等の研究交流、さらに開発途上国の財政・税制、アジアの地域金融協力等についての研究調査・セミナー等を行い、我が国の経験に裏打ちされた知識やノウハウを提供することで、人材育成支援及び国際協力に積極的に取り組んでいきます。

また、開発途上国の税関当局に対しても、WCO(世界税関機構)等の国際機関や、APEC(アジア太平洋経済協力)、ASEM(アジア欧州連合)等の地域協力の枠組み及び二国間の取組等を通じ、税関分野の制度構築・整備、執行改善・能力強化を支援し、我が国との貿易投資等の経済関係及び水際取締りに関する協力関係の強化に取り組んでいきます。特に、開発途上国の税関における知的財産侵害物品の水際取締能力の向上を図るため、WCOの枠組みを通じた支援に積極的に取り組んでいきます。同時にこれまで行った支援の不断の点検と改善を行うことにより、今後実施する支援が質の高いものとなるよう努めます。

[事務運営の報告]

開発途上国が発展段階や経済構造に応じて適切な経済社会制度の設計及び運用を行うこ

とは、その国が今後、経済発展を遂げる上で非常に重要です。平成22年度は、経済・社会開発の担い手となる開発途上国の政策担当者等に対する人材育成を目的とした研修・セミナーや開発途上国に専門的なアドバイスをするための専門家派遣、開発途上国が抱える政策課題等についてのワークショップを実施しました。

実施に際しては、相手国政府の現地担当者や在外公館の財政経済担当者へのヒアリング等を通じて、事前に相手国の要望や現状を的確に把握するとともに、今後の研修・セミナーの内容の改善を図るため、終了時に参加者との協議やアンケートを実施しました。その他、参加者のその後の活動状況や、今後の技術援助に関する要望等を把握することを目的に、現地へ専門家を派遣した機会に、相手国政府担当者や過去の研修生との協議を実施しました。

このように、平成22年度は、国際協力・交流の推進に積極的に取り組むとともに、技術援助の相手先から把握した要望や意見に即した効果的・効率的な支援になるよう取り組みました。

開発途上国の税関当局が、関税等の適正・公平な課税、安全・安心な社会の確保、貿易の円滑化といった税関に課せられた使命を果たしていくためには、税関の改革・近代化が非常に重要です。こうした観点から、平成22年度は、税関の改革・近代化に取り組んでいる開発途上国税関当局が抱えるそれぞれの課題を把握した上で、支援の対象国と支援の分野の重点化を図った研修を計画し、本邦受入研修や専門家派遣を実施しました。

支援の対象国については、開発途上国税関当局の改革・近代化を実施する能力に配慮しつつ、東アジアの国々（ASEAN諸国及び中国）を重点支援地域としました。

支援の分野については、関税評価や知的財産の保護、輸出入貨物のリスク判定能力等、税関当局として税収の確保や適正な水際取締り、貿易の円滑化のために必要な技術的分野を重点的に実施する分野としました。特に、知的財産の保護に関し、WCOの枠組みを通じて、専門家派遣等の支援に積極的に取り組み、税関当局間の連携強化等を図りました。

平成22年度において開催した研修・セミナーは以下のとおりです。

【財務省国際局による知的支援】

	平成22年度の実施状況
フィリピンに対する財政金融分野の技術協力	・ASEAN各国の経済活動の主体である中小企業にとって、情報の非対称性の問題が障害となり、銀行等からの資金調達が困難となっています。この非対称性の問題に対処するため、中小企業の信用情報のインフラ整備が重要です。 ・我が国からフィリピンに専門家を派遣し、財務省、中央銀行の職員を対象に、「企業信用情報データベース及び信用保証制度の整備」をテーマとするセミナーを行いました。
ラオスに対する財政金融分野の技術協力	・平成22年10月に証券取引所設立、平成23年1月に証券取引を開始したラオスにおいて、証券市場の規制・監督に携わるラオス金融当局関係者の能力向上を目的として、我が国から専門家を派遣し、法令整備に関する助言活動と、証券市場の規制・監督をテーマとしたセミナーを実施しました。

【財務総合政策研究所による知的支援】

	平成22年度の実施状況
財政経済長期セミナー	・開発途上国の財政・経済の政策運営の中心となる人材を育成することを目的として、日本と社会・経済的に関係の密接なアジアを中心とした開発途上国の財務省等の若手幹部候補生を受け入れ、日本にてセミナーを実施しました。 ・大学教授や財務省職員等が講師となって、財政経済全般にわたる日本の諸政策や経験等について講義を実施したほか、ポリシーペーパー指導等を行いました。
中央アジア・コーカサス夏期セミナー	・中央アジア・コーカサス地域の市場経済移行国に対する人材育成を目的として、ウズベキスタン金融財政アカデミーの学生のほか、アゼルバイジャン、アルメニア、カザフスタン、グルジア、タジキスタン及びトルクメニスタンの財務省職員等を対象に、日本にてセミナーを実施しました。 ・大学教授や財務省職員等が講師となって、財政経済全般にわたる日本の諸政策や経験等について講義を実施したほか、ポリシーペーパー指導等を行いました。
ウズベキスタン金融財政アカデミー支援	・ウズベキスタン政府により、財政等の専門家育成を目的に設立されたウズベキスタン金融財政アカデミーから、人材育成を目的として、同アカデミーの学生を中央アジア・コーカサス夏期セミナー（上述）へ招へいしました。 ・同アカデミーでの英語による講義及び修士論文の口頭試問への参加等のため、現地（タシケント）へ専門家を派遣しました。
ベトナム社会政策銀行支援（中小企業金融分野）	・ベトナム社会政策銀行との中小企業金融分野に関する技術協力プロジェクトである、「小企業向け融資審査手法に係る研修ノウハウの伝授」について、現地（フトー）へ専門家を派遣し、同行が実施した新人職員研修における小企業融資審査講座の達成度等に関して調査・意見交換を実施しました。
マレーシア中小企業銀行支援（中小企業金融分野）	・マレーシア中小企業銀行との中小企業金融分野に関する技術協力プロジェクトである「小企業向け融資審査手法の改善」について、現地（クアラルンプール及びマラッカ）に専門家を派遣し、本プロジェクトを通じて改訂した融資審査フォームの運用状況調査及びプロジェクトの効果測定等を実施しました。
ラオス開発銀行支援（中小企業金融分野）	・ラオス開発銀行との中小企業金融分野に関する技術協力プロジェクトの開始に向け、現地（ビエンチャン）において、ラオス開発銀行に対する中小企業金融に関する支援ニーズの調査を実施しました。 ・また、同調査において判明した支援ニーズを踏まえ、現地（ビエンチャン、サワンナケート、パクセー）に専門家を派遣し、セミナーを実施したほか、技術協力に関する協議及びフィージビリティ調査を実施しました。

【財務省関税局による知的支援】

		平成22年度の実施状況
受入研修	二国間援助経費	・ 東アジアの国を中心に、国別研修と専門家派遣を連動させ支援分野の重点化・絞込みに努め、相手国の実情により即した受入研修を実施しました。 また、アフリカ諸国を対象とした貿易円滑化セミナーを実施しました。
	JICAプログラム	・ JICAと協力して、日本の関税行政の全般的な知識の修得を目的とした税関行政セミナー及び地域別や国別の研修を実施しました。
	WCOプログラム	・ WCOに加盟している開発途上国の税関当局の中堅職員に対し、WCO事務局における理論研修及び我が国における実務研修を実施しました。 ・ WCO本部及び同アジア・大洋州地域事務所と協力して、麻薬探知犬の能力向上に関する地域セミナー等を実施しました。
専門家派遣	二国間援助経費	・ 受入研修との連動に努めつつ、東アジアの国を中心に、HS分類、関税評価、事後調査、原産地規則及び研修管理の分野を中心とした専門家派遣を実施しました。
	JICAプログラム	・ リスク管理など税関改革・近代化を支援するため、カンボジア関税消費税局、インドネシア経済担当調整大臣府、マレーシア関税局、フィリピン関税局、ボツワナ歳入庁及びケニア歳入庁などへ長期専門家を派遣しています。また、これら各国からの要請に基づき短期専門家の派遣を実施しました。
	WCOプログラム	・ WCO本部及び同アジア・大洋州地域事務所と協力して、関税評価、組織マネジメント、知的財産の保護等に関する地域セミナー等を実施し、我が国の専門家を派遣しました。

(新) ◎業績指標 6-2-2：知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度 (単位：％)

	平成22年度	
	目標	実績
研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合	70%以上	98.4%

(出所) 関税局参事官室(国際調査担当)、国際局地域協力課、財務総合政策研究所国際交流室

(注1) 研修・セミナーの参加者を対象に実施するアンケート調査で「非常に有意義」、「有意義」、「普通」、「あまり有意義ではない」、「有意義ではない」の回答項目の内、研修・セミナーの総合的な評価に対して「非常に有意義」、「有意義」、と回答した者の割合。なお、アンケート調査の概要についてはP567参照。

(注2) 数値(割合)はそれぞれの研修・セミナーのアンケート調査で得られた数値を単純平均したもの。

○参考指標 6-2-6：研修・セミナー等の実施状況（国際局・財務総合政策研究所・関税局）

〔受入研修・セミナーの実績〕

（単位：件、人）

		平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
コース数	国際局	3	1	2	1	0
	財務総研	6	6	5	4	2
	関税局	29	21	27	41	37
	合計	38	28	34	46	39
受入人数	国際局	31	17	37	13	0
	財務総研	91	86	58	42	38
	関税局	279	217	262	376	422
	合計	401	320	357	431	460

（出所）国際局地域協力課、財務総合政策研究所、関税局参事官室（国際調査担当）調

〔専門家派遣の実績〕（国際局・財務総研分）

（単位：件、人）

		平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
案件数	国際局	1	2	0	1	2
	財務総研	6	3	16	11	11
	合計	7	5	16	12	13
派遣人数	国際局	2	2	0	2	5
	財務総研	25	15	48	47	46
	合計	27	17	48	49	64

（出所）国際局地域協力課、財務総合政策研究所調

〔専門家派遣及び地域セミナーの実績〕（関税局分）

（単位：件）

	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
専門家派遣	88	76	66	69	65
セミナー	10	10	9	21	8

（出所）関税局参事官室（国際調査担当）調

（注）税関、税関研修所、関税中央分析所を含む。

政策目標に係る予算額：平成22年度予算額：132,873百万円〔21年度予算額：153,753百万円〕

平成22年度においては、経済協力に必要な経費として、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門出資経費アジア開発銀行等拠出経費、二国間技術援助等経費の予算措置を行いました。

5. 平成21年度政策評価結果の政策への反映状況

(1) ODAの効率的・戦略的な活用

平成22年度は、これまでの海外経済協力会議における議論や、行政刷新会議による指摘も踏まえつつ、関係省庁間で密接な連携を図りながら、国際開発金融機関及び諸外国との援助協調の推進、官民連携やNGOとの連携の促進、国別援助計画の策定等を通じて、財務省が所管するODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組みました。

(2) 有償資金協力

円借款業務については、債務の償還確実性を確保するとともに援助効果の向上を図る観点から、関係省と調整しつつ、相手国政府と協議の上、適切な円借款供与に取り組みました。平成22年度は、アジアを中心とする開発途上国の経済成長を支援すると共に、T I C A D I Vのプロセスを進展させるようアフリカ向けに援助効果の高い円借款を供与し、その着実な実施に取り組みました。また、C O P 15で取りまとめられたコペンハーゲン合意などを踏まえ、インドネシアやベトナムに対し、気候変動対策プログラムローンを供与し、その着実な実施に取り組みました。さらに、経済・社会情勢の変化に応じて円借款制度の見直しに取り組みました。なお、J I C Aの海外投融資について、具体的案件の実施を通じて新実施体制の検証・改善と案件選択ルールの詰めを行う「パイロットアプローチ」の下で、22年度内に再開しました。

(3) 国際協力銀行業務

国際協力銀行（J B I C）業務については、民業補完の原則の下、国策上重要な海外資源確保、我が国産業の国際競争力の維持・向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする事業の促進、国際金融秩序の混乱への対処に努めました。

地球環境の保全については、平成22年3月に株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正し、途上国政府等が実施する温暖化対策プロジェクトに対して、J B I Cが支援を行えるようにし、具体的な支援を実施しました。

また、「新成長戦略」に盛り込まれている「パッケージ型インフラの海外展開」の支援等に応えるべく、平成22年4月及び11月には日本政策金融公庫法施行令の改正を行い、J B I Cの投資金融業務の対象分野を拡充するとともに、J B I Cに期待される新たな役割に対応するため、更なる機能強化及び日本政策金融公庫からの分離に向け、所要の法案を国会に提出しました（注：平成23年4月に改正法が成立）。

(4) 国際開発金融機関（M D B s）を通じた支援

M D B sは気候変動対策や貧困削減等の開発課題への対応に重要な役割を果たすことから、22年度においても、我が国は、その活動に積極的に関与・貢献しました。たとえば、世界銀行グループ所属機関（国際復興開発銀行、国際金融公社、国際開発協会）をはじめとするM D B sの改革や増資についての国際的な議論に積極的に参加しました。その際、得られた増資についての合意を実施するため、所要の法改正や予算措置を行いました。また、M D B s理事会や政策対話等を通じて、M D B sへの出資が一層有効かつ効率的に活用されるよう、我が国のODA政策・開発理念をM D B sの戦略に反映させていくこと、業務改革や合理化努力を通じて、各機関が一層効率の高い支援を行う体制を強化すること等を求めました。また、M D B sにおいて日本人職員が一層活躍できるよう、世界銀行において将来の正規職員となるために必要な知識・経験を積む機会を提供するプログラムを引き続き実施するなど、各機関とともに取組を強化しました。

(5) 債務救済への取組

対外債務支払に係る一時的な流動性不足や、債務持続性の確保が困難な状況に直面した途上国に対しては、パリ・クラブの一員として、適切な債務救済を目的とした合意形成に向けた議論に積極的に参加しました。

HIPC sについては、拡大HIPCイニシアティブに基づく大幅な債務救済を通じて、債務問題の解決と貧困削減への取組を支援しました。

中所得国については、将来にわたる債務返済能力を個別に分析し、各国の状況に見合った措置を検討するなど債務問題に適切に対処しました。

(6) 知的支援

研修・セミナー、専門家派遣の実施に当たっては、相手国の要望に即した内容となるように事前に相手国の政策・実務担当者や在外公館の財政経済担当者との意見交換を十分に行うとともに、事後に実施するアンケート・意見交換に基づき、内容の見直しに努めました。また、開発途上国が抱える政策課題等についてのワークショップ等を通じて我が国の経験に裏打ちされた知識やノウハウを提供することにより相手国の政策・実務担当者の実務能力の向上を図りました。

さらに、効果的な技術援助の実現のために、引続き、我が国の財政・経済分野の技術援助関係者間の緊密な連携を行うとともに、IMF、世銀、ADBの現地事務所等、援助関係機関との現地での緊密な情報交換に努めました。

開発途上国の税関職員に対する技術協力については、各国から支援が要望されている分野と各国における実施の可能性をそれぞれに勘案した上で、税収の確保や適正な水際取締り、貿易の円滑化をバランスよく実施できるような税関の技術的分野の能力向上を図り、開発途上国税関の改革・近代化の実現を目的として取り組んでいきます。また、WCOに対して、途上国税関における改革・近代化及び知的財産侵害物品の取締りの能力構築を支援するため、今後ともWCOを通じた途上国税関の能力向上に向けた知的支援を一層推進しました。

なお、経済協力調査等委託事業については、平成22年6月に行われた行政事業レビュー（公開プロセス）の評価結果を踏まえ、当該委託事業を廃止しました。

6. 目標を巡る外部要因等の動向

(1) 開発途上国に対する資金の流れ

我が国の平成21年における開発途上国に対する資金の流れの総額（平成22年12月公表の最新値）は、全体として対前年比13,651百万ドル増の45,456百万ドルになりました。我が国から開発途上国に対する資金の流れのうち、6割は民間資金によって占められており、途上国の開発を進めるに当たっては、ODAやその他政府資金（OOF）を活用して、基礎的な経済インフラや制度・政策環境の改善を図ることを通じて、民間投資を促して行くことが極めて重要であると考えられます。

なお、平成21年におけるODA実績は、対前年比132百万ドル減の9,469百万ドル、OOF実績は対前年比10,223百万ドル増の8,237百万ドル、民間資金実績は対前年比3,478百万

ドル増の27,217百万ドルとなりました。

(注) 実績は全て支出純額（支出総額から回収額を差し引いたもの）。

○参考指標 6-2-7：開発途上国に対する資金の流れ

開発途上国に対する資金の流れ

(百万ドル)

	平成17年	18年	19年	20年	21年
ODA	13,126	11,136	7,679	9,601	9,469
ODA以外の政府資金(OOF)	-2,421	2,438	211	-1,986	8,237
民間資金	12,278	12,290	21,979	23,738	27,217
非営利団体による贈与	255	315	446	452	533
総計	23,238	26,179	30,315	31,805	45,456

(出所) 財務省、外務省発表

(注) DACにおいて現在では開発途上国として分類されない東欧・卒業国、及び欧州復興開発銀行（EBRD）向けを除く。なお、平成21年からは欧州開発復興銀行（EBRD）向け拠出金の一部を除く。

(参考) 平成20年、21年における日本の開発途上国に対する資金の流れ

				平成20年	平成21年
経済協力総額	ODA	二国間	無償資金協力	4,777	2,209
			技術協力	2,987	3,118
			政府貸付等	-940	674
		国際機関に対する出資・拠出等		2,777	3,467
		ODA計		9,601	9,469
	OOF	輸出信用（1年超）		-629	-786
		直接投資金融等		-1,952	-7,498
		国際機関に対する融資等		594	1,525
		OOF計		-1,986	8,237
	民間資金	輸出信用（1年超）		-4,878	-1,220
		直接投資等		25,710	19,440
		その他二国間証券投資等		3,952	7,010
		国際機関に対する融資等		-1,046	-1,987
		民間資金計		23,738	27,217
非営利団体による贈与		452	533		
資金の流れ総計			31,805	45,456	

ネットベース、単位：百万ドル

(出所) 財務省、外務省発表

ネットベース、単位：百万ドル

(出所) 財務省、外務省発表

(注) DACにおいて現在では開発途上国として分類されない東欧・卒業国、及び欧州復興開発銀行（EBRD）向けを除く。なお、平成21年からは欧州開発復興銀行（EBRD）向け拠出金の一部を除く。

(2) 国際開発金融機関等の活動状況

○参考指標 6-2-8：国際開発金融機関の活動状況（日本人幹部職員数等を含む）

世界銀行（セクター別融資承諾額）

（単位：億ドル）

	平成18年	19年	20年	21年	22年
農業・漁業・林業	17.5	17.2	13.6	34.0	26.2
教 育	19.9	20.2	19.3	34.5	49.4
エネルギー・鉱業	30.3	17.8	41.8	62.7	99.3
金 融	23.2	16.1	15.4	42.4	91.4
保健・その他の社会サービス	21.3	27.5	16.1	63.0	67.9
産業・貿易	15.4	11.8	15.4	28.1	12.5
情報・通信	0.8	1.5	0.6	3.3	1.5
法務・司法・行政	58.6	54.7	53.0	94.9	108.3
運 輸	32.1	49.4	48.3	62.6	90.0
上下水・治水	17.2	30.6	23.6	43.6	41.0
合 計	236.4	247.0	247.0	469.1	587.5

（出所）世界銀行年次報告書

（注1）世界銀行の年度は、前年7/1～当年6/30。

（注2）国際開発協会分を含む。

アジア開発銀行（セクター別融資承諾額）

（単位：億ドル）

	平成18年	19年	20年	21年	22年
農業・天然資源	8.1	1.5	4.4	4.4	6.1
エネルギー	13.7	14.0	24.6	21.3	24.5
金 融	17.9	11.6	1.2	5.1	12.6
産業・貿易	0.1	1.0	1.7	1.0	1.0
教 育	2.5	1.5	1.3	0.9	0.7
保健・社会保障	—	0.5	2.1	0.9	1.8
給水・衛生・廃棄物処理	6.4	4.1	4.0	8.1	6.1
運輸・通信	14.3	39.3	27.3	23.5	38.3
公共政策	2.2	11.8	19.5	53.1	8.9
多目的	8.8	15.9	18.8	14.1	15.5
合 計	74.0	101.1	104.9	132.3	114.6

（出所）アジア開発銀行年次報告書等

（注）アジア開発銀行の年度は、1/1～12/31。

(3) 国際開発金融機関における日本人職員数等

アジア開発銀行の黒田東彦総裁や、世界銀行グループの多数国間投資保証機関（MIGA）長官など、国際開発金融機関の様々な分野において日本人職員が活躍しています。

我が国としては、国際開発金融機関において、日本人職員が一層活躍することを目指し、各国際開発金融機関と協力しながら、例えば世界銀行において将来の正規職員となるため

に必要な知識・経験を積む機会を提供するプログラムを実施するなど、日本人採用の促進に積極的に取り組んでいます。

国際開発金融機関における日本人職員数等

		世界銀行 グループ	アジア 開発銀行	米州開発銀行 グループ	アフリカ 開発銀行	欧州復興 開発銀行
日本人職員数	平成21年12月	104	129	17	3	18
	平成22年12月	108	137	20	5	14
日本人幹部職員数 (平成22年12月)		7	7	3	0	1
日本人比率		2.3%	13.6%	1.3%	0.5%	1.4%

(出所) 各機関資料

(注1) 世界銀行グループについて、日本人職員数の平成21年12月の行は平成21年6月末現在、日本人職員数の平成22年12月末の行及び日本人幹部職員数は平成22年12月末、日本人比率については、平成22年6月末現在の数値。

(注2) 日本人幹部職員数は、局長級以上を指す。

7. 今後の政策等に反映すべき事項

(1) 今後の方針

政策目標6－2 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

引き続き推進

改善・見直し

廃止

施策 6-2-1 ODAの効率的・戦略的な活用

引き続き推進

改善・見直し

廃止

施策 6-2-2 円借款、国際協力銀行業務、国際開発金融機関を通じた支援

引き続き推進

改善・見直し

廃止

施策 6-2-3 債務問題への取組

引き続き推進

改善・見直し

廃止

施策 6-2-4 知的支援

引き続き推進

改善・見直し

廃止

(2) 企画立案に向けた提言

① ODAの効率的・戦略的な活用

これまでに海外経済協力会議やパッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合で行われた議論や行政刷新会議による指摘等を踏まえつつ、関係省庁間で密接な連携を図りながら、国際開発金融機関及び諸外国との援助協調の推進、官民連携やNGOとの連携の促進、国別援助計画の策定等を通じて、財務省が所管するODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組めます。

② 有償資金協力

円借款業務については、債務の償還確実性を確保するとともに援助効果の向上を図る観点から、関係省と調整しつつ、相手国政府と協議の上、適切な円借款供与に取り組んでいきます。平成23年度については、パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合等の趣旨も踏まえ、日本企業の海外展開を支援すべく、アジアを中心とする開発途上国の経済成長を支援すること等を目標として、円借款供与を実施していきます。また、COP15のコペンハーゲン合意及びCOP16のカンクン合意を踏まえ、引き続き気候変動対策円借款の供与にも取り組んでいきます。さらに、経済・社会情勢の変化に応じて円借款制度を見直していきます。

JICAの海外投融資については、「パイロットアプローチ」の下で引き続き制度設計に取り組んでいきます。

③ 国際協力銀行業務

国際協力銀行（JBIC）業務については、民業補完の原則の下、「新成長戦略」に盛り込まれている「パッケージ型インフラの海外展開」の支援に係る業務の実施を含め、国策上重要な海外資源確保、我が国産業の国際競争力の維持・向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする事業の促進、国際金融秩序の混乱への対処に努めていきます。

④ 国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援

MDBsについては、引き続き主要出資国として業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念をMDBsの政策に反映させ、また、引き続き、我が国の開発援助にMDBsの専門的知見や人材を活用することで、我が国支援の効果・効率を増大させていきます。さらに、各機関相互や他の援助主体との間の協調・連携の推進、重点分野の明確化、結果を重視した援助の取組、援助効果の評価の推進、日本人スタッフの増加を含むスタッフの多様性確保を図ることにより、支援の効率性・有効性を高めるMDBsの取組を積極的に支援していきます。

また、MDBsを通じた開発援助について、広く一般に紹介していきます。

⑤ 地球環境保全・改善に向けた開発途上国の取組み支援

我が国は、気候変動等の地球環境問題が開発途上国に与える問題の重要性を認識し、引き続き必要な援助を提供することにより開発途上国における地球環境の保全・改善を支援する観点から、資金に関する国連の気候変動交渉をフォローするとともに、これまで我が国がこれまで行ってきた二国間・多国間の支援を引き続き実施していきます。具体的には、COP16で取りまとめられた「カンクン合意」により設置が決定した、緑の気候基金（Green Climate Fund）について、我が国はその設計に係る議論に積極的に参画していきます。

⑥ 債務救済への取組

対外債務支払に係る一時的な流動性不足や、債務持続性の確保が困難な状況に直面した途上国に対しては、パリ・クラブの一員として、途上国の支払能力や今後の債務持続性の見通しなどを踏まえた適切な債務救済を行うべく、合意形成に向けた議論に積極的に参加します。

HIPC sについては、拡大HIPCイニシアティブに基づく大幅な債務救済を通じて、構造改革を実施したHIPC sに対する債務問題の解決を図るとともに、貧困削減への取組を支援します。

中所得国については、将来にわたる債務返済能力を個別に分析し、各国の状況に見合った措置を検討するなど債務問題に適切に対処します。

債務国の債務持続性枠組みについては、世界銀行・IMF等の枠組みでの議論に積極的に参加します。

⑦ 知的支援

研修・セミナー、専門家派遣の実施に当たっては、今後も相手国の要望に即した内容となるように事前に相手国の政策・実務担当者や在外公館の財政経済担当者との意見交換を十分に行うとともに、事後に実施するアンケート・意見交換に基づき、内容の見直しに引き続き努めていきます。また、開発途上国が抱える政策課題等についてのワークショップ等も行い、我が国の経験に裏打ちされた知識やノウハウの提供に努め、政策立案・実施能力の向上等を目的とした人材育成支援を中心とする国際協力に積極的に取り組んでいきます。

さらに、効果的な技術援助の実現のために、引続き、我が国の財政・経済分野の技術援助関係者間の緊密な連携を行うとともに、IMF、世銀、ADBの現地事務所等、援助関係機関との現地での緊密な情報交換に努めます。

開発途上国の税関職員に対する技術協力については、各国から支援が要望されている分野と各国における実施の可能性をそれぞれに勘案した上で、税収の確保や適正な水際取締り、貿易の円滑化をバランスよく実施できるような税関の技術的分野の能力向上を図り、開発途上国税関の改革・近代化の実現を目的として取り組んでいきます。また、WCOに対して、途上国税関における改革・近代化及び知的財産侵害物品の取締りの能力構築を支援するため、今後ともWCOを通じた途上国税関の能力向上に向けた知的支援を一層推進します。

(3) 平成24年度予算要求等への反映

平成22年度政策評価結果を受け、行政刷新会議による指摘も十分に踏まえつつ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、平成24年度予算要求において、必要な経費の確保に努めていきます。

④ 政策目標6－3：アジア経済戦略の推進（新成長戦略）

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

近年、アジア諸国は、日本企業と共に産業集積を形成し、豊富で勤勉な労働力を背景に力強く、急速な成長を遂げてきました。アジア各国は、世界的な金融危機にも適切に対応し、今や世界経済の牽引役として堅調な経済回復をみせています。

アジアでは中間所得者層の成長が著しいこと、また、環境問題や都市化等、我が国が先に直面し、克服してきた制約要因や課題を抱えながら成長していることは、我が国にとって、大きなビジネス機会といえます。今日のアジアの著しい成長を更に着実なものとしつつ、アジアの成長を日本の成長に確実に結実させるためには、我が国がこれまでの経済発展の過程で学んだ多くの経験をアジア諸国と共有し、我が国がアジアの成長の「架け橋」となるとともに、環境やインフラ分野等で固有の強みを集結し、総合的かつ戦略的にアジア地域でビジネスを展開する必要があります。また、アジアを基点として、こうした取組を広く世界に展開して行くことが求められています。

このように、我が国がアジアの一員としてアジア全体の活力ある発展を促し、アジア市場における取引活動を拡大させ、アジア市場と一体化しつつ、また、こうした取組をアジアを基点として世界に展開して行くことにより、我が国自身の大きな成長機会を創出することが重要となっています。こうした「アジア経済戦略」について、財務省としても、下記4.に掲げる施策などを関係省庁と連携しつつ、積極的に推進していきます。

2. 内閣の基本的な方針との関連

第173回国会 総理大臣所信表明演説

第174回国会 総理大臣所信表明演説

第176回国会 総理大臣所信表明演説

第171回国会 総理大臣施政方針演説

第174回国会 総理大臣施政方針演説

第177回国会 総理大臣施政方針演説

第174回国会 財務大臣財政演説（平成22年1月29日）

第177回国会 財務大臣財政演説（平成23年1月24日）

明日の安心と成長のための緊急経済対策（平成21年12月8日閣議決定）

新成長戦略（基本方針）（平成21年12月30日閣議決定）

新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）

財政運営戦略（平成22年6月22日閣議決定）

新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策（平成22年9月10日閣議決定）

円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策（平成22年10月8日閣議決定）

包括的経済連携に関する基本方針（平成22年11月9日閣議決定）

新成長戦略実現2011（平成23年1月25日閣議決定）

パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合決定事項

（平成22年12月10日パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合決定）

3. 重点的に進める業績目標・施策

施策 6-3-1：アジア経済戦略の推進

4. 平成22年度の事務運営の報告

④ 施策 6-3-1：アジア経済戦略の推進

〔平成22年度実施計画〕

① 我が国システムの海外展開の促進

今日のアジアの著しい成長を着実なものとし、アジアの成長を日本の成長に結実させるためには、我が国が強みを持つ環境やインフラ分野等で、総合的かつ戦略的にアジア地域でビジネスを展開するとともに、アジアを基点として、こうした取組を、広く世界に展開して行くことが求められます。具体的には、鉄道、水、エネルギーなどのインフラ整備支援や、環境共生型都市の開発支援については、民間の金融機関だけでは対応できないリスクの高いものもあります。日本企業の海外でのビジネス展開に対しては、これまでも円借款や国際協力銀行業務等を通じて支援を行ってきたところですが、国際的な競争が激しくなっている分野の案件については、官民あがて一層取組む必要があり、財務省は、円借款のSTEP制度（本邦技術活用条件）やJBICの投資金融などの枠組みを活用して、ファイナンス面から支援していきます。

また、施策 6-2-2③で述べたとおり、途上国政府等が実施する温暖化対策プロジェクトに対して、JBICによる支援を可能とするため、「株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する法律案」を平成22年2月に国会に提出しています。この改正によって、高度な環境技術の活用を通じ、アジア諸国の経済成長に伴う地球環境への負荷を軽減すると共に、環境分野に強い日本企業の受注機会拡大にもつながることを目指しています。

② アジア債券市場の構築支援（アジア債券市場育成イニシアティブ）とアジアにおける地域金融協力の推進

成長著しいアジアの途上国は政府・企業ともに資金需要が旺盛です。過去にドル等の外貨を短期で借り入れ、自国通貨建てで長期融資に向けていたため、97年のアジア通貨危機の際、自国通貨の減価に伴い返済負担が大きく増加し、危機の影響を深刻化させました。こうした問題に対処するため、アジア地域の債券市場の整備が重要との認識がなされ、施策 6-1-3で述べたとおり、ASEAN+3間でアジア債券市場育成イニシアティブを進めています。こうした取組により、アジア債券市場が成長すれば、政府や企業のバランスシートの脆弱性を是正するのみならず、資本市場の発達に寄与することで、アジア域内の貯蓄をアジアの成長に向けた投資につなげることが出来ます。また、域内の金融システムが強化され、資金配分の効率性が向上してより高い経済成長を可能にすることで、さらに通貨危機のリスクを低めることも期待されます。

現在、アジア債券市場育成イニシアティブにおいて、我が国は、アジアの企業が発行する債券に信用保証を行う信用保証・投資ファシリティ（CGIF）設立に向けて議論に積極的に参画しているほか、アジア諸国によるサムライ債発行への支援をはじめ、域内のクロスボーダー債券取引を促進するなど、様々な取組を進めています。アジア経済戦略を推進する観点からも、本イニシアティブで我が国は主導的な役割を果たしていきます。

また、アジア債券市場育成イニシアティブだけでなく、チェンマイ・イニシアティブ等の地域金融協力を推進していくことは、ひいてはアジア全体の成長の基盤となるものであり、この観点からも推進していきます。

〔事務運営の報告〕

① アジア経済戦略の推進（再掲）

今日のアジアの著しい成長を更に着実なものとしつつ、アジアの成長を日本の成長に確実に結実させるため、日本がこれまでの経済発展の過程で学んだ多くの経験をアジア諸国と共有し、日本がアジアの成長の「架け橋」となるとともに、環境やインフラ分野で固有の強みを結集し、総合的かつ戦略的にアジア地域でビジネスを展開する必要があります。「新成長戦略」に謳われているように、我が国は経済成長と環境を両立させるインフラ整備を得意としており、この分野で世界に貢献することとしています。我が国が議長を務め、平成22年11月に京都で開催したAPEC財務大臣会議においても、環境配慮型のインフラ整備のためのファイナンスの重要性が「成長戦略とファイナンスに関する京都レポート」の中で確認されたところです。

また、アジアを中心とする旺盛なインフラ需要に応えつつ、我が国システムの海外展

開の促進をファイナンス面から支援するため、STEP（本邦技術活用条件）案件の推進を含む、円借款の一層の積極的な活用に努めました。

② 国際協力銀行（JBIC）の機能強化（再掲）

近年、海外では膨大なインフラ需要が発生し、個々の案件も大型化してきています。こうした中、諸外国はインフラ案件の受注を成長機会と捉え、先進国のみならず、中国、韓国といった新興国を含めて、国際競争は激しさを増しています。また、インフラ案件の大規模化・長期化に伴い金融リスクが大きくなる一方で、リーマン・ショック後の金融危機の影響も受け、海外ビジネスを行うために民間だけで必要な外貨の資金調達を行うことが難しくなっています。このような海外ビジネス環境を背景として、我が国経済界等から、インフラ分野などにおける我が国企業の海外展開に対する政策金融面での支援機能に期待する声が強く出されたことを踏まえ、今後の経済成長の大きな柱である我が国企業による海外展開を積極的に支援すべく、以下の通り、JBICの機能強化を図っています。

イ 株式会社日本政策金融公庫法施行令の改正

平成22年4月及び11月に株式会社日本政策金融公庫法施行令の改正を行い、我が国の産業の国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進を図るために特に必要があると認められる以下の事業について、JBICの先進国向け投資金融業務の対象分野に追加しました。

- 鉄道に関する事業
- 水道、下水道その他污水处理施設及び工業用水道に関する事業
- 再生可能エネルギー源による発電に関する事業
- 変電、送電及び配電に関する事業
- 石炭による発電に関する事業
- 石炭から発生させたガスを原料とした燃料製品等の製造に関する事業
- 大量の二酸化炭素の回収及び貯蔵に関する事業
- 情報通信等の技術を利用した、電気又は熱の効率的な使用に関する事業
- インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備に関する事業

ロ 株式会社国際協力銀行法案の提出

また、JBICに期待される新たな役割に対応するため、更なる機能強化及び日本政策金融公庫からの分離に向け、所要の法案を国会に提出しました（平成23年4月に改正法が成立）。具体的な機能強化分野として、法案では以下の事項を盛り込んでいます。

- ① 先進国向け輸出金融
- ② 短期の「つなぎ資金」を供与する投資金融
- ③ 我が国企業（大企業を含む）が外国企業を買収するための資金等を供与する投資金融

- ④ 中小・中堅企業を含む我が国企業の積極的な海外事業展開支援のためのツーステップローン
- ⑤ 通貨スワップに対する保証
- ⑥ 売掛債権の流動化・証券化支援のための保証
- ⑦ 輸出金融における再保証

なお、上記①～⑦のうち、①～④については、新ＪＢＩＣの設立・機能強化を円滑に行う観点から、現行の日本政策金融公庫・国際協力銀行部門が実施している業務の延長として新ＪＢＩＣの設立（平成24年4月1日）に先立ち、平成23年度中から先行実施することとしています。

③ アジア債券市場の構築支援（アジア債券市場育成イニシアティブ）とアジアにおける地域金融協力の推進（再掲）

アジアの債券市場の整備は、域内の豊富な貯蓄を域内の投資に活用するための環境整備につながり、域内の経済成長を促進します。また、資金調達手段の多様化を通じて日系企業等の現地通貨建てでの資金調達の円滑化にも貢献します。

アジア債券市場育成イニシアティブでは、平成22年11月に域内の企業が発行する社債に保証を供与し、現地通貨建ての債券発行を促進することを目的とした信用保証・投資ファシリティ（ＣＧＩＦ）を設立し、我が国はＪＢＩＣを通じて2億ドルを出資しました。また、平成22年9月には、域内のクロスボーダー債券取引の障害となっている各国の規制、市場慣行に関する情報収集、並びに取引慣行及び決済上のメッセージ・フォーマットの調和化に向けた検討課題の調査を進めるため、多数の官民の専門家が参加するＡＳＥＡＮ＋３債券市場フォーラム（ＡＢＭＦ）を設置し、第１回会合を東京で開催しました。

また、アジア債券市場育成イニシアティブだけではなく、チェンマイ・イニシアティブ等他の地域金融枠組みについてもその推進に向けて積極的に参画しました。

(新) ○参考指標 6-3-1：アジア債権市場の規模

A S E A N + 3（除く日本）の現地通貨建て債券市場の規模

（単位：10 億ドル）

	1997年	2002年	2008年	2009年	2010年	
						対前年比
中国	116	342	2, 213	2, 567	3, 052	+19%
香港	46	68	92	144	164	+14%
韓国	130	486	817	1, 016	1, 149	+13%
インドネシア	5	56	70	99	106	+7%
マレーシア	57	79	166	185	247	+34%
フィリピン	17	27	57	63	73	+16%
シンガポール	24	61	128	141	179	+27%
タイ	10	47	141	177	225	+27%
ベトナム	—	0	13	12	15	+25%
合計	405	1, 167	3, 696	4, 404	5, 209	+18%

（出所）ADB “Asian Bonds Online”

（注） 数値は国債及び社債の発行残高の合計

(新) ○参考指標 6-3-2：アジア地域における案件に対する J B I C の出融資等実施状況（国際協力銀行業務）

（L/A ベース、単位：億円）

	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
中国	219	92	430	163	135
韓国	4	—	74	289	107
香港	36	81	—	30	—
台湾	—	899	4	—	—
東アジア 計	258	1, 072	508	483	243
ブルネイ	—	296	—	—	—
インドネシア	1, 743	150	1, 225	3, 063	138
マレーシア	170	184	55	909	13
フィリピン	237	1, 986	60	—	—
シンガポール	96	212	589	85	128
タイ	204	246	549	171	131
ベトナム	131	25	215	92	129
東南アジア 計	2, 582	3, 099	2, 693	4, 320	538
インド	229	316	211	559	260
スリランカ	—	7	—	—	—
モルディブ	—	—	—	4	—
南アジア 計	229	323	211	563	260
アジア 計	3, 069	4, 495	3, 412	5, 365	1, 041

（出所）国際協力銀行調

（注） 四捨五入の関係上、端数が一致しないことがある。

(新) ○参考指標 6-3-3：アジア地域に対する円借款実施状況 (E/N ベース、単位：億円)

	平成 18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
中国	1,371	463	—	—	—
モンゴル	—	288	—	29	50
東アジア 計	1,371	751	—	29	50
カンボジア	26	47	35	72	—
インドネシア	1,252	1,060	1,206	1,139	439
ラオス	5	5	—	15	—
フィリピン	85	365	341	680	508
タイ	—	624	630	45	239
ベトナム	951	979	832	1,456	866
東南アジア 計	2,320	3,080	3,045	3,407	2,052
アフガニスタン	—	—	—	—	—
バングラデシュ	249	430	397	388	—
ブータン	—	36	—	—	—
インド	1,849	2,251	2,360	2,182	480
モルディブ	27	—	—	—	—
パキスタン	232	—	479	233	197
スリランカ	392	—	350	367	331
南アジア 計	2,749	2,717	3,587	3,170	1,008
アジア 計	6,440	6,547	6,632	6,606	3,110

(出所) 国際局開発政策課調

(注1) 四捨五入の関係上、端数が一致しないことがある。

(注2) 債務救済は含まない。

(新) ○参考指標 6-3-4：J B I C によるサムライ債発行支援の実績 (平成22年度)

(単位：百万円)

国 名	借 入 人	承諾額
メキシコ	メキシコ政府	150,000
インドネシア	インドネシア政府	60,000
パナマ	パナマ政府	41,500
トルコ	トルコ政府	180,000
インド	インド輸出入銀行	20,000

(出所) 国際協力銀行調

④ 外為法に基づく報告書の簡素化

新成長戦略に基づき、クロスボーダーのローンを供与する場合（日本本社から海外子会社に対する親子ローンの供与等）について、外為法令上、契約ベースの報告書と支払ベースの報告書の2つの報告書の提出を求める仕組みを改め、支払ベースの報告書に一本化する等の簡素化を図ることとしました。当該簡素化に係る省令の改正について、平成23年2月に意見募集手続きを行いました（注：同年4月に当該改正省令を公布し、5月に施行）。

6. 目標を巡る外部要因等の動向

アジア経済は、世界金融危機を切り抜けた後、堅調な内需と輸出の回復により力強い成長を遂げており、IMFは、2011年と2012年のアジアの途上国における経済成長率が、それぞれ前年比8.4%増と引き続き堅調に拡大するとの予測をしています。また、ASEAN+3（除く日本）の現地通貨建て債券市場の規模は2010年には同18%増（対前年比）と拡大し、上述のアジア債券市場育成イニシアティブの下で着実に拡大しています。一方、一次産品及び食料価格の高騰に起因するインフレの上昇やいくつかの国への大規模な資本フロー等の潜在的なリスク要因があり、中東・北アフリカ地域における出来事や、我が国で発生した震災が及ぼすのサプライチェーンを通じたへの影響等、域内経済への不確実性とともに留意する必要があります。

今日のアジアの著しい成長を更に着実なものとしつつ、アジアの成長を日本の成長に確実に結実させるため、引き続きアジア経済戦略を推進していくことが重要です。

（参考）アジア主要国の経済見通し

（単位：％）

	2008年	2009年	2010年	2011年 (予測)	2012年 (予測)
中国	7.7	7.2	9.5	8.4	8.4
韓国	2.3	0.2	6.1	4.5	4.2
インド	6.2	6.8	10.4	8.2	7.8
インドネシア	6.0	4.6	6.1	6.2	6.5
マレーシア	4.7	-1.7	7.2	5.5	5.2
フィリピン	3.7	1.1	7.3	5.0	5.0
シンガポール	1.5	-0.8	14.5	5.2	4.4
タイ	2.5	-2.3	7.8	4.0	4.5
ベトナム	6.3	5.3	6.8	6.3	6.8

（出所）IMF世界経済見通し（2011年4月）

（注）2011年、2012年は予測。数値は全て実質。

7. 今後の政策等に反映すべき事項

(1) 今後の方針

政策目標6－3 アジア経済戦略の推進（新成長戦略）

引き続き推進

改善・見直し

廃止

施策 6-3-1 アジア経済戦略の推進

引き続き推進

改善・見直し

廃止

(2) 企画立案に向けた提言

① 我が国システムの海外展開の促進

今日のアジアの著しい成長を着実なものとし、アジアの成長を日本の成長に結実させるためには、我が国が強みを持つ環境やインフラ分野等で、総合的かつ戦略的にアジア地域でビジネスを展開するとともに、アジアを基点として、こうした取組を、広く世界に展開して行くことが求められます。具体的には、鉄道、水、エネルギーなどのインフラ整備支援や、環境共生型都市の開発支援については、民間の金融機関だけでは対応できないリスクの高いものもあります。日本企業の海外でのビジネス展開に対しては、これまでも円借款や国際協力銀行業務等を通じて支援を行ってきたところですが、国際的な競争が激しくなっている分野の案件については、官民あげて一層取り組む必要があり、財務省は、STEP（本邦技術活用条件）案件の推進を含む、円借款の一層の積極的な活用やJBICの投資金融などの枠組みを活用して、ファイナンス面から支援していきます。

また、新成長戦略に盛り込まれている「パッケージ型インフラの海外展開」の支援等、JBICに期待される新たな役割に対応するため、機能強化及び日本政策金融公庫からの分離に向け、所要の法案を国会に提出しているところです（注：平成23年4月に改正法が成立）。これにより、我が国企業による海外事業展開がより積極的に行われることが期待されます。

② アジア債券市場の構築支援（アジア債券市場育成イニシアティブ）とアジアにおける地域金融協力の推進

成長著しいアジアの途上国は政府・企業ともに資金需要が旺盛です。アジアの債券市場構築を支援することは、アジア域内の豊富な貯蓄をアジアの成長に向けた投資に活用することの促進につながります。同時に、日系企業等の現地通貨建てでの資金調達の円滑化にも貢献します。

アジア債券市場育成イニシアティブの下、平成22年11月に設立した信用保証・投資ファシリティや同年9月に設置したASEAN+3債券市場フォーラムを活用し、アジア債券市場の構築を支援していきます。信用保証・投資ファシリティでは、域内の企業が発行する社債に対する具体的な保証案件の組成を進めていきます。また、ASEAN+3債券市場フォーラムでは、ASEAN+3域内のクロスボーダー債券取引の障害となっている各国の規制・市場慣行に関する情報収集、並びに取引慣行及び決済上のメッセ

ージ・フォーマットの調和化に向けた検討課題を報告書に年内に取りまとめます。アジア経済戦略を推進する観点からも、このような具体的な取組を含め、本イニシアティブにおいて我が国は主導的な役割を果たしていきます。

また、アジア債券市場育成イニシアティブだけでなく、チェンマイ・イニシアティブ等の地域金融協力を推進していくことは、ひいてはアジア全体の成長の基盤となるものであり、これらに積極的に取り組んでいきます。

財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保

㊦ 政策目標 7－1：政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保

- ㊦・7-1-1：政府関係金融機関等の適正な運営の確保
- ・7-1-2：政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保

○ 政策目標 8－1：地震再保険事業の健全な運営

- ・8-1-1：地震保険の普及
- ・8-1-2：地震保険検査の実施

○ 政策目標 9－1：安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理

- ・9-1-1：新たな年金制度の創設への対応
- ・9-1-2：諸外国との社会保障協定への対応
- ・9-1-3：国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保

○ 政策目標10－1：日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保

○ 政策目標11－1：たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

- ・11-1-1：WHOたばこ規制枠組条約に係る国内措置に関する取組
- ㊦・11-1-2：未成年者喫煙防止に対する取組
- ・11-1-3：たばこ事業の適切な運営と管理・監督
- ・11-1-4：塩事業の適切な運営の確保
- ・11-1-5：塩需給実績の公表

※「㊦」マークは、重点的に進めるものを示しています。

④ 政策目標7-1：政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

政策金融は、金融という資金供給の手法によって、特定の政策目的を達成する政策実現手段であり、税制、補助金等と同様に財政政策の一環として政策的な資源再配分機能を果たしています。政策金融の機能が的確に発揮されるためには、その担い手である政府関係金融機関等が適正かつ効率的に運営されていることが重要です。

政府関係金融機関等は、政策金融改革関連法（注）を踏まえ、平成20年10月より新体制へ移行されており、今後も、株式会社日本政策金融公庫については、経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、質・量ともに的確な対応を行うとともに、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行います。

政策金融改革関連法において政府保有株式の全部を処分するものとされた株式会社日本政策投資銀行等については、平成21年の株式会社日本政策投資銀行法の一部改正法等により、株式の処分期限を平成24年4月からおおむね5年後から7年後を目途へと変更されるとともに、平成23年度末を目途として、政府による株式保有の在り方を含めた同行の組織の在り方等を見直し、必要な措置を講ずることとされています。

また、我が国の産業の国際競争力の維持又は向上を図るために重要な海外の案件に対する民間企業の取組をより有効に支援するため、日本政策金融公庫の部門である国際協力銀行について、その機能を強化し同公庫から独立した政策金融機関とするために必要な措置を講じます。

さらに、政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営を確保するため、主務省として、金融庁や関係省庁と連携しつつ、効果的、効率的な検査等を行います。

（注）株式会社日本政策投資銀行法（平成19年法律第85号）、株式会社商工組合中央金庫法（平成19年法律第74号）、地方公営企業等金融機構法（平成19年法律第64号）、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成19年法律第58号）をいう。

（注）この「1. 『政策の目標』に関する基本的考え方」は、平成22年度政策評価実施計画（22年3月策定、23年3月改訂）の「基本的考え方」を要約したものです。全文は、平成22年度政策評価実施計画（22年3月策定、23年3月改訂）のP125～127参照。

2. 内閣の基本的な方針との関連

第174回国会 総理大臣施政方針演説

第174回国会 財務大臣財政演説（平成22年1月18日、平成22年1月29日）

明日の安心と成長のための緊急経済対策（平成21年12月8日閣議決定）

新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）

新成長戦略実現2011（平成23年1月25日閣議決定）

経済危機対策（平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）

緊急雇用対策（平成21年10月23日緊急雇用対策本部決定）

3. 重点的に進める業績目標・施策

施策 7-1-1：政府関係金融機関等の適正な運営の確保

4. 平成22年度の事務運営の報告

⑨ 施策 7-1-1：政府関係金融機関等の適正な運営の確保

〔平成22年度実施計画〕

政府関係金融機関等は国の政策金融の担い手として、経済・金融情勢等に即応して迅速・的確な対応を行うことが必要です。

平成21年度は、現下の厳しい経済・雇用状況を踏まえ、景気回復を確かなものとするため、累次の経済対策（注）を行ってきましたが、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」において、イ 中小企業者への円滑な資金供給を行うため、景気対応緊急保証の創設（現行の緊急保証の枠（30兆円）に加え新たに6兆円追加）やセーフティネット貸付の延長・拡充等

ロ 中堅・大企業の資金繰り対策として、株式会社日本政策投資銀行等が平成22年3月末を期限として実施している危機対応業務（長期資金貸付け等）の実施期間を平成23年3月末まで延長

ハ デフレ経済下で、長期の設備投資等を行う企業に対し、危機対応業務のスキームも活用しつつ、民間金融機関及び政府系金融機関からの借入金利について、2年間、物価下落に対応して、0.5%の引き下げを図る制度の創設

などの施策が盛り込まれ、平成22年度においてもこれらの施策を実施することとされています。

さらに、厳しい経済情勢の下、経営上の困難にある中小企業者に対する相談体制を強化するため、株式会社日本政策金融公庫では「生活対策」中小企業金融緊急特別相談窓口において、中小企業金融の円滑化に向けて、円滑、迅速かつきめ細やかな対応を行っています。

財務省では、このような対策を適切に行うことにより、企業の資金繰りの円滑化を図っていきます。

（注）「経済危機対策（平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）」、「緊急雇用対策（平成21年10月23日緊急雇用対策本部決定）」をいう。

国際協力銀行については、「新成長戦略」及び「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」を踏まえ、国際協力銀行の投融资機能を強化し、民間企業のインフラ分野その他の戦略的海外投融资を支援するため、「新成長戦略実現2011」において、機能強化（主な内容として、先進国向け輸出金融、短期つなぎ資金の供与、外国企業を買収するための資金等の供与、現地通貨対応強化等を含む）とともに、機動性・専門性・対外交渉力強化の観点から、日本政策金融公庫から国際協力銀行を分離することとしており、所要の対応を図っていきます。

株式会社日本政策投資銀行については、株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律（平成21年法律第67号）附則第二条において、「政府は、平成二十三年度末を目途として、この法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二の規定に基づく株式会社日本政策投資銀行（以下「会社」という。）（中略）会社による危機対応業務の適確な実施を確保するため、政府が常時会社の発行済株式の総数の三分の一を超える株式を保有する等会社に対し国が一定の関与を行うとの観点から、会社による危機対応業務の在り方及びこれを踏まえた政府による会社の株式の保有の在り方を含めた会社の組織の在り方を見直し、必要な措置を講ずるものとする」とされており、所要の対応を図っていきます。

株式会社商工組合中央金庫については、中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律（平成21年法律第54号）附則第三条において、「政府は、平成二十三年度末を目途として、（中略）商工組合中央金庫による危機対応業務の在り方、政府の保有する商工組合中央金庫の株式の処分の在り方及び商工組合中央金庫に対する国の関与の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされており、所要の対応を図っていきます。

〔事務運営の報告〕

景気回復を確かなものとするため、累次の経済対策（注1）に盛り込まれた施策（注2）を平成22年度においても引き続き実施するとともに、最近の経済・雇用状況を踏まえ、円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策の一環として、保証・貸付枠を合計14.8兆円（借換保証等11.7兆円、セーフティネット貸付等3.1兆円）を確保し、中小企業等の資金繰りに支障が生じないよう取り組みました。

（注1）「経済危機対策（平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）」、「緊急雇用対策（平成21年10月23日緊急雇用対策本部決定）」、「明日の安心と成長

のための緊急経済対策（平成21年12月8日閣議決定）」をいう。

（注2）中小企業者への円滑な資金供給を行うため、保証・貸付枠を合計57兆円（景気対応緊急保証36兆円、セーフティネット貸付等21兆円）、セーフティネット貸付の金利引下げ等優遇措置を実施（平成23年3月末まで）するとともに、デフレ経済下で、長期の設備投資等のために資金を借り入れる企業に対し、危機対応業務のスキームも活用し、株式会社日本政策金融公庫及び指定金融機関の貸出金利について、2年間、物価下落に対応して、0.5%の引き下げを実施。また、平成22年3月末を期限としていた危機対応業務の実施期間を延長（平成23年3月末まで）。

その結果、23年3月末までに、景気対応緊急保証27兆円、セーフティネット貸付等10兆円、中堅・大企業向けの危機対応業務を活用した長期資金貸付等4兆円の実績を上げ、中小企業者等への円滑な資金供給に貢献しました。

さらに、厳しい経済情勢の下、経営の困難な中小企業者に対して金融の円滑化を推進するために、株式会社日本政策金融公庫に設置した中小企業金融緊急特別相談窓口において、引き続き、迅速かつきめ細やかな対応を行うとともに、以下の対策を実施しました。

イ 関係省庁から政府関係金融機関等に対し、年末・年度末の中小企業の資金需要への十分な配慮と迅速な対応を図るなど、中小企業の資金繰りの円滑化のための対策の実施を文書で要請しました。

ロ 金融担当大臣主催の下、関係閣僚が一堂に会して、「中小企業金融の円滑化に関する意見交換会」等を開催し、財務副大臣等から政府関係金融機関等に対して年末・年度末の中小企業の資金需要への十分な配慮と資金繰りの円滑化のための対応を直接要請しました。

また、平成22年度においては、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受けて、

イ 政府関係金融機関等（日本政策金融公庫、日本政策投資銀行、商工組合中央金庫）において、地震当日（3月11日）から特別相談窓口を開設、

ロ 日本政策金融公庫では、災害復旧貸付等により被災中小企業の支援に取り組んでおり、激甚災害に指定されたことを踏まえ、特に被害の著しい中小企業について、金利の優遇措置（当初3年間は1000万円を上限に0.9%の金利引下げ）、

ハ 東日本大震災に係る被害について危機対応業務の融資の対象に追加、などの措置を講じています。

（注）政策投資銀行等による危機対応業務の円滑な実施を確保し、復旧・復興に万全を期すため、平成23年5月2日に成立した「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」により、政府による出資可能期限等を3年延長した。

日本政策金融公庫の部門である国際協力銀行については、機能強化及び日本政策金融公庫からの分離のための「国際協力銀行法案」を平成23年2月25日に国会へ提出しました。

（注）国際協力銀行法案については、平成23年4月28日に成立した。

施策 7-1-2：政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保

【平成22年度実施計画】

政策金融の機能が的確に発揮され、その政策目的が実現されるためには、政府関係金融機関等において、財務の健全性及び適正な業務運営が確保されていることが重要です。

そのため、主務大臣において、業務の状況等について報告を求め、また、検査を的確に実施することにより、各機関の財務状況や業務運営の適切性を正確に把握し、必要かつ適切な監督を行うことが重要です。

各機関に対する検査の実施に当たっては、財務の健全性及び透明性の確保を一層推進する観点から、民間金融機関を検査している金融庁のノウハウや専門性を活用するため、平成15年度からリスク管理分野に関する検査を金融庁に委任しています。

主務省として、金融庁をはじめ関係省庁と緊密に連携しつつ、

- ① 政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢に関し、引き続き効果的・効率的な検査を行うとともに、
- ② 上記リスク管理分野及び法令等遵守態勢に関する検査結果も踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めていきます。

なお、各機関においても、不良債権などの開示について、リスク管理債権を公表するとともに、財務諸表等において、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第136号）に基づく開示債権を公表するなど、その充実に取り組んでおり、引き続き適切な開示に努めることが重要です。

さらに、政府関係金融機関等に対する検査の質的水準及び判断の適切性の更なる向上を図り、もって検査に対する信頼を確保することを目的として、平成21年度から「意見申出制度」を創設し、被検査機関との意見相違項目について専門的・中立的立場から審理を行うこととしており、不十分な議論を理由とした意見相違が生じることのないよう、双方向の議論を尽くし被検査機関に納得感のある検査の実施に努めていきます。

【事務運営の報告】

政府関係金融機関等（注）の各機関に対する検査の実施に当たっては、財務の健全性及び透明性の確保や金融庁のノウハウの活用という観点から、平成15年度よりリスク管理分野に関する検査は金融庁に委任しており、主務省としては、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、法令等遵守態勢に関する検査を実施しているところです。平成22年度においては、関係省庁と緊密に連携しつつ、3機関に対して主務省による法令等遵守態勢に関する検査を行い、検査対象機関の業務の一部に焦点をあてた検査も実施したほか、監督部局が検査対象機関から受けた報告等の情報も活用した検査を実施するなど、効果的・効率的な検査の実施に努めました。

また、これらの検査結果を踏まえて、検査対象機関に対し検査指摘事項に対する改善報告を求め、その対応状況を確認するとともに、ヒアリングを実施するなど、主務省として各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めました。

なお、各政府関係金融機関においては、不良債権などの開示について、リスク管理債権を公表するとともに、「財務諸表」及び「行政コスト計算財務書類」において、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第136号）に基づく開示債権を公表するなど、引き続き説明責任の充実と透明性の向上に努めました。

（注）政府関係金融機関（（株）日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫）、（株）日本政策投資銀行、（株）商工組合中央金庫及び政策金融機関類似の金融業務を行う独立行政法人（中小企業基盤整備機構、情報通信研究機構、農林漁業信用基金、奄美群島進行開発基金、住宅金融支援機構、国際協力機構）をいう。

政策目標に係る予算額：平成22年度予算額：583,288百万円

[21年度予算額：2,437,104百万円]

平成22年度は、政府関係金融機関の運営に必要な経費として、株式会社日本政策金融公庫補助金、株式会社日本政策金融公庫出資金、危機対応円滑化業務出資金などが計上されており、主に景気対応緊急保証、株式会社日本政策金融公庫のセーフティネット貸付や危機対応業務を実施したこと等により583,288百万円を計上し、前年度を下回る予算措置となっています。

5. 平成21年度政策評価結果の政策への反映状況

- ① 政策金融機関については、関係省庁等と緊密な連携の下、政策金融改革の趣旨に則り、経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、質・量ともに的確な対応を行います。具体的には、累次の経済対策で定められた業務を着実に推進しました。

なお、政策金融改革関連法において政府保有株式の全部を処分するものとされた株式会社日本政策投資銀行等については、平成21年の株式会社日本政策投資銀行法の一部改正法等により、平成23年度末までの間、政府が株式会社日本政策投資銀行等に出資をすることができるようになるとともに、株式の処分期限を平成24年4月からおおむね5年後から7年後を目途へと変更されました。また、平成23年度末を目途として、政府による株式保有の在り方を含めた同行の組織の在り方等を見直し、必要な措置を講ずることとされるとともに、それまでの間、政府はその保有する株式を処分しないこととされており、所要の対応を行いました。

- ② 主務省として、リスク管理分野に関する検査を委任している金融庁をはじめ関係省庁と緊密に連携しつつ、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢に関し、引き続き効果的・効率的な検査を行うとともに、上記リスク管理分野及び法令等遵守態勢に関する検査結果も踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めました。

6. 目標を巡る外部要因等の動向

政府関係金融機関の業務実績等

○参考指標 7-1-1：政府関係金融機関の出融資計画額（補正後）の推移（単位：億円）

（新体制移行後）（新体制移行前）

		平成20年度 (下期)	21年度	22年度	23年度			19年度	20年度 (上期)
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	26,681	70,033	31,153	32,923	旧国民生活金融公庫		27,653	13,382
	農林水産事業	1,920	3,100	3,100	3,515	旧農林漁業金融公庫		3,500	1,280
	中小企業事業	13,337	40,151	26,401	27,251	旧中小企業金融公庫		15,062	7,166
	国際協力銀行	10,765	30,530	14,755	15,525	旧国際協力銀行 国際金融等勘定		10,070	5,035
沖縄振興開発金融公庫		1,389	1,389	1,397	1,429	沖縄振興開発金融公庫		1,429	(通期)
						旧日本政策投資銀行		14,000	7,350
						旧公営企業金融公庫		14,140	6,902

（出所）政府関係機関予算書、各機関資料

（注1）政策金融改革の結果、旧日本政策投資銀行及び旧公営企業金融公庫は、平成20年10月1日にそれぞれ民営化及び廃止されたため、新体制移行後の指標から除いている。

（注2）旧国際協力銀行の海外経済協力勘定は、(株)日本政策金融公庫へ移行されなかったため、指標から除いている。

○参考指標 7-1-2：政府関係金融機関の融資残高の推移（単位：億円）

（新体制移行後）（新体制移行前）

		平成20年度 (下期末)	21年度	22年度			18年度末	19年度末	20年度 (上期末)
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	75,393	74,920	74,702	旧国民生活金融公庫		83,435	78,606	76,564
	農林水産事業	27,583	27,099	26,320	旧農林漁業金融公庫		29,425	28,232	28,066
	中小企業事業	56,394	61,805	64,368	旧中小企業金融公庫		69,186	62,764	58,015
	国際協力銀行	72,501	87,738	83,944	旧国際協力銀行 国際金融等勘定		78,323	73,127	69,541
沖縄振興開発金融公庫		11,156	10,677	10,019	沖縄振興開発金融公庫		12,394	11,671	(通期)
						旧日本政策投資銀行		121,974	115,767
						旧公営企業金融公庫		242,673	232,300
									222,152

（出所）各機関資料

（注1）政策金融改革の結果、旧日本政策投資銀行及び旧公営企業金融公庫は、平成20年10月1日にそれぞれ民営化及び廃止されたため、新体制移行後の指標から除いている。

（注2）旧国際協力銀行の海外経済協力勘定は、(株)日本政策金融公庫へ移行されなかったため、指標から除いている。

○参考指標 7-1-3：政府関係金融機関の金利の推移

(単位：％)

(新体制移行後)

			H21. 3. 31	H22. 3. 31	H23. 3. 31
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	基準利率	2. 30	2. 15	2. 25
		特利①～③	1. 15	1. 25	1. 35
			～1.65	～1. 75	～1.85
	農林水産事業	農業基盤整備	1. 75	1. 85	1. 75
	中小企業事業	基準利率	1. 85	1. 75	1. 75
		特利①～③	1. 15	0. 85	0. 85
			～1. 45	～1. 35	～1.35
	国際協力銀行	輸出	1. 86	1. 85	1. 87
	沖縄振興開発金融公庫		基準利率	1. 55	1. 30
			～2. 60	～2. 85	～3. 10

(参考) 財政融資資金貸付金利 (財投金利)	0. 60	0. 40	0. 40
	～1. 90	～2. 00	～1. 90
(参考) 長期プライムレート	2. 25	1. 60	1. 60

(新体制移行前)

		H19. 3. 31	H20. 3. 31	H20. 9. 30
旧国民生活金融公庫	基準利率	2. 50	2. 10	2. 45
	特利①～③	1. 30	1. 25	1. 75
		～1. 80	～1. 75	～2. 25
旧農林漁業金融公庫		農業基盤整備	2. 05	1. 75
				1. 85
旧中小企業金融公庫	基準利率	2. 35	2. 10	2. 15
	特利①～③	1. 45	1. 25	1. 75
		～1. 95	～1. 75	
旧国際協力銀行 国際金融等勘定		輸出	2. 44	2. 10
				2. 10
沖縄振興開発金融公庫		基準利率	1. 90	1. 80
			～2. 70	～2. 70
旧日本政策投資銀行	一般金利	—	—	—
	政策金利	2. 69	2. 47	2. 57
	I～Ⅲ(注2)	～3. 07	～2. 85	～2. 95
旧公営企業金融公庫		基準利率	2. 45	2. 40
				2. 45
(参考) 財政融資資金貸付金利 (財投金利)		1. 10	0. 70	0. 90
		～2. 10	～2. 10	～2. 10
(参考) 長期プライムレート		2. 20	2. 10	2. 30

(出所) 各機関資料

(注1) 各機関の金利水準は一例。

(注2) 金利体系の見直しにより、平成18年度より政策金利Ⅰ～Ⅱ。

(注3) 政策金融改革の結果、旧日本政策投資銀行及び旧公営企業金融公庫は、平成20年10月1日にそれぞれ民営化及び廃止されたため、新体制移行後の指標から除いている。

(注4) 旧国際協力銀行の海外経済協力勘定は、(株) 日本政策金融公庫へ移行されなかったため、指標から除いている。

○参考指標 7-1-4：政府関係金融機関の平均貸付期間（新規貸出し）

(新体制移行後)

		平成20年度 (下期)	21年度	22年度
(株) 日本政策金融公庫	国民生活事業	5年3か月	5年7か月	5年10か月
	(生活衛生分)	7年9か月	7年7か月	7年10か月
	農林水産事業	14年8か月	14年0か月	14年2か月
	中小企業事業	7年1か月	7年0か月	6年11か月
	国際協力銀行	9年7か月	7年8か月	8年6か月
沖縄振興開発金融公庫		12年9か月	12年0か月	13年0か月

(新体制移行前)

(参考)	18年度	19年度	20年度 (上期)
旧国民生活金融公庫	5年6か月	5年3か月	5年3か月
(生活衛生分)	8年1か月	7年11か月	8年1か月
旧農林漁業金融公庫	16年10か月	16年0か月	14年2か月
旧中小企業金融公庫	8年0か月	7年9か月	7年9か月
旧国際協力銀行 国際金融等勘定	13年3か月	13年9か月	15年1か月
沖縄振興開発金融公庫	16年9か月	13年5か月	(通期)
旧日本政策投資銀行	10年5か月	9年6か月	—
旧公営企業金融公庫	25年2か月	25年4か月	25年5か月

(出所) 各機関資料

(注1) 貸付金額による加重平均。

(注2) (株) 日本政策金融公庫国民生活事業(旧国民生活金融公庫)の計数は普通貸付ベース。

(注3) 旧公営企業金融公庫は件数平均と金額平均の平均。

(注4) 政策金融改革の結果、旧日本政策投資銀行及び旧公営企業金融公庫は、平成20年10月1日にそれぞれ民

営化及び廃止されたため、新体制移行後の指標から除いている。
 (注5) 旧国際協力銀行の海外経済協力勘定は、(株)日本政策金融公庫へ移行されなかったため、指標から除いている。

○参考指標 7-1-5：政府関係金融機関の財務諸表等の主要な計数

(単位：億円)

(新体制移行後)

(新体制移行前)

・財務諸表等

・行政コスト計算財務書類

(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	平成20年度 (下期)	平成21年度
	経常収益	873	1,690
	経常費用	1,063	2,182
	経常利益	△190	△492
	特別損益	3	△9
	当期純利益	△188	△501
	農林水産事業		
	経常収益	393	723
	経常費用	407	741
	経常利益	△14	△18
(株)日本政策金融公庫	中小企業事業		
	経常収益	1,567	2,857
	経常費用	8,169	12,957
	経常利益	△6,602	△10,100
	特別損益	1	△5
	当期純利益	△6,601	△10,105
	国際協力銀行		
	経常収益	977	1,912
	経常費用	778	1,634
	経常利益	199	278
沖縄振興開発金融公庫 (行政コスト計算財務書類)	特別損益		
	特別損益	69	54
	当期純利益	268	332
	業務収入①	△272	△254
	業務費用②	260	255
	業務費用合計 (①+②) =③	△12	1
	機会費用④	11	11
	行政コスト (③+④) =⑤	△2	11

旧国民生活金融公庫	17年度	18年度	19年度	20年度 (上期)
業務収入①	△ 1,693	△ 1,641	△1,658	△830
業務費用②	1,616	1,733	1,846	1,261
業務費用合計 (①+②) =③	△ 77	92	188	431
機会費用④	87	99	83	45
行政コスト (③+④) =⑤	9	190	271	475
旧農林漁業金融公庫				
業務収入①	△ 752	△ 676	△632	△343
業務費用②	1,136	983	953	443
業務費用合計 (①+②) =③	384	307	321	101
機会費用④	72	71	57	32
行政コスト (③+④) =⑤	456	378	378	133
旧中小企業金融公庫				
業務収入①	△ 4,909	△ 5,089	△ 4,499	△2,176
業務費用②	10,709	6,621	9,860	4,705
業務費用合計 (①+②) =③	5,800	1,532	5,361	2,529
機会費用④	262	237	195	94
行政コスト (③+④) =⑤	6,062	1,769	5,556	2,623
旧国際協力銀行国際金融等勘定				
業務収入①	△3,336	△3,698	△3,654	△1,258
業務費用②	2,539	3,002	3,015	1,151
業務費用合計 (①+②) =③	△797	△695	△639	△107
機会費用④	175	163	126	75
行政コスト (③+④) =⑤	△623	△533	△514	△33
沖縄振興開発金融公庫				
業務収入①	△ 397	△ 323	△ 303	(通期)
業務費用②	346	316	269	(通期)
業務費用合計 (①+②) =③	△ 51	△ 7	△ 34	(通期)
機会費用④	14	13	10	(通期)
行政コスト (③+④) =⑤	△ 37	6	△ 24	(通期)

2 「政策の目標」ごとの実績評価書〔政策目標7－1〕

旧日本政策投資銀行					
業務収入①	△ 4,110	△ 3,983	△ 3,740	△ 1,644	
業務費用②	3,189	3,238	3,209	1,926	
業務費用合計 (①+②) =③	△ 921	△ 745	△ 531	281	
機会費用④	277	265	203	111	
行政コスト (③+④) =⑤	△ 644	△ 480	△ 328	393	
旧公営企業金融公庫					
業務収入①	△ 7,810	△ 7,327	△ 6,905	△ 3,121	
業務費用②	4,404	3,892	3,494	1,624	
業務費用合計 (①+②) =③	△ 3,406	△ 3,436	△ 3,410	△ 1,498	
機会費用④	3	3	3	3	
行政コスト (③+④) =⑤	△ 3,402	△ 3,433	△ 3,408	△ 1,495	

(出所) 各機関資料

(注1) 行政コスト計算財務書類において△(マイナス)は、国民負担が生じていない状態を表す。

(注2) 行政コスト計算財務書類は、平成13年6月の財政制度等審議会の報告書に基づき、特殊法人等について説明責任の確保と透明性の向上の観点から、最終的に国民負担に帰すべきコストを集約表示するため、企業会計原則に準拠した形で作成された財務書類。政府関係金融機関は平成12年度決算より作成・公表。

(注3) 新体制後の(株)日本政策金融公庫(国民生活事業、農林水産事業、中小企業事業、国際協力銀行)については、行政コスト計算財務書類を作成していない。

(注4) 政策金融改革の結果、旧日本政策投資銀行及び旧公営企業金融公庫は、平成20年10月1日にそれぞれ民営化及び廃止されたため、新体制移行後の指標から除いている。

(注5) 旧国際協力銀行の海外経済協力勘定は、(株)日本政策金融公庫へ移行されなかったため、指標から除いている。

○参考指標 7-1-6：政府関係金融機関の貸付金償却額の推移 (単位：億円)

		平成20年度 (下期)	平成21年度		18年度	19年度	20年度 (上期)
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	3	21	旧国民生活金融公庫	389	373	202
	農林水産事業	0.4	1.8	旧農林漁業金融公庫	85	122	43
	中小企業事業	11	71	旧中小企業金融公庫	642	629	260
	国際協力銀行	—	—	旧国際協力銀行 国際金融等勘定	7	7	121
沖縄振興開発金融公庫		(通期) 33	19	沖縄振興開発金融公庫	57	37	(通期)
				旧日本政策投資銀行	433	198	42
				旧公営企業金融公庫	—	—	—

(出所) 各機関資料

(注1) 政策金融改革の結果、旧日本政策投資銀行及び旧公営企業金融公庫は、平成20年10月1日にそれぞれ民営化及び廃止されたため、新体制移行後の指標から除いている。

(注2) 旧国際協力銀行の海外経済協力勘定は、(株)日本政策金融公庫へ移行されなかったため、指標から除いている。

○参考指標 7-1-7：政府関係金融機関の延滞率の推移

(単位：％)

		平成20年度末 (下期)	平成21年度末		18年度末	19年度末	20年度末 (上期)
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	4.61	4.80	旧国民生活金融公庫	4.11	4.37	4.55
	農林水産事業	0.70	0.66	旧農林漁業金融公庫	0.82	1.96	0.60
	中小企業事業	4.62	4.25	旧中小企業金融公庫	3.99	3.82	4.19
	国際協力銀行	1.19	0.99	旧国際協力銀行 国際金融等勘定	1.21	1.30	1.31
	沖縄振興開発金融公庫	1.53	1.29	沖縄振興開発金融公庫	2.02	1.83	(通期)
				旧日本政策投資銀行	0.15	0.06	0.07
				旧公営企業金融公庫	-	-	-

(出所) 各機関資料

(注1) 延滞率＝(弁済期限を6か月以上経過して延滞となっている貸付の元金残高/貸付残高×100)。

(注2) 政策金融改革の結果、旧日本政策投資銀行及び旧公営企業金融公庫は、平成20年10月1日にそれぞれ民営化及び廃止されたため、新体制移行後の指標から除いている。

(注3) 旧国際協力銀行の海外経済協力勘定は、(株)日本政策金融公庫へ移行されなかったため、指標から除いている。

○参考指標 7-1-8：政府関係金融機関のリスク管理債権の状況

(単位：億円、％)

	機関名	破綻先債権	延滞債権	3か月以上 延滞債権	貸出条件 緩和債権	合 計	貸付残高に占 める割合(％)
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	406 (434)	1,466 (1,639)	1 (2)	4,654 (3,099)	6,528 (5,174)	9.14% (7.20%)
	農林水産事業	19 (13)	726 (761)	24 (39)	188 (248)	958 (1,061)	3.62% (3.89%)
	中小企業事業	318 (542)	3,727 (4,583)	0 (-)	577 (1,531)	4,621 (6,656)	7.76% (12.28%)
	国際協力銀行	179 (269)	2,572 (1,106)	1 (-)	916 (928)	3,668 (2,304)	4.18% (3.18%)
	沖縄振興開発金融公庫	103 (45)	301 (353)	1 (1)	416 (376)	821 (775)	7.69% (6.95%)

(出所) 各機関資料

(注1) 欄内上段は平成22年3月期、下段()内は平成21年3月期の計数。

(注2) 旧国際協力銀行の海外経済協力勘定は、(株)日本政策金融公庫へ移行されなかったため、指標から除いている。

○参考指標 7-1-9：政府関係金融機関の金融再生法開示債権の状況 (単位：億円)

	機関名	破産更生債権 及び準ずる債権	危険債権	要管理債権	小 計	正常債権	合 計
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	1,331 (1,400)	550 (683)	4,655 (3,101)	6,537 (5,184)	64,973 (66,822)	71,510 (72,006)
	農林水産事業	169 (94)	577 (680)	212 (287)	958 (1,061)	25,681 (26,322)	26,639 (27,383)
	中小企業事業	917 (1,163)	3,131 (3,973)	577 (1,531)	4,625 (6,667)	55,204 (48,058)	59,832 (54,726)
	国際協力銀行	179 (269)	2,696 (1,106)	916 (928)	3,792 (2,304)	103,995 (87,076)	107,787 (89,380)
沖縄振興開発金融公庫		242 (219)	163 (179)	417 (377)	822 (776)	9,857 (10,400)	10,696 (11,176)

(出所) 各機関資料

(注1) 欄内上段は平成22年3月期、下段()内は平成21年3月期の計数。

(注2) 旧国際協力銀行の海外経済協力勘定は、(株)日本政策金融公庫へ移行されなかったため、指標から除いている。

(注3) 中小企業事業の合計は要管理先の求債権で弁済契約を締結したものを含み、小計と正常債券の合計と相違している。

○参考指標 7-1-10：(株)日本政策金融公庫(国民生活事業本部)の第三者保証特例制度及び新創業融資制度の貸付実績 (単位：件、億円)

	平成18年度	19年度	20年度上期	20年度下期	21年度	22年度
第三者保証人等を不要とする融資						
件 数	76,088	100,738	62,552	63,628	137,671	125,759
金 額	4,364	6,448	3,914	4,118	10,274	9,217
新創業融資制度						
件 数	9,237	14,108	7,978	6,798	11,562	10,522
金 額	286	485	274	230	394	358

(出所) (株)日本政策金融公庫資料

(注) (株)日本政策金融公庫国民生活事業の20年度上期以前については、旧国民生活金融公庫の計数を参考表示している。

(参考) (株)日本政策金融公庫(国民生活事業本部)の災害貸付の貸付実績

(単位：件、億円)

	平成18年度	19年度	20年度上期	20年度下期	21年度	22年度
件 数	319	650	238	69	101	365
金 額	18	59	20	6	6	29

(出所) (株)日本政策金融公庫資料

(注) (株)日本政策金融公庫国民生活事業の20年度上期以前については、旧国民生活金融公庫の計数を参考表示している。

○参考指標 7-1-11：(株) 日本政策金融公庫（国民生活事業本部、中小企業事業本部）の
経済対策に係るセーフティネット貸付の実績（単位：件、億円）

		平成20年度下期	21年度	22年度
国民生活事業	件 数	87, 150	238, 041	218, 438
	金 額	7, 299	22, 808	20, 892
中小企業事業	件 数	9, 775	37, 037	31, 023
	金 額	6, 530	28, 186	22, 038
計	件 数	96, 925	275, 078	249, 461
	金 額	13, 829	50, 994	42, 930

(出所) (株) 日本政策金融公庫資料

○参考指標 7-1-12：(株) 日本政策金融公庫（中小企業事業本部）の経済対策に係る中小
企業信用保険引受額の実績（単位：件、億円）

	平成20年度下期 (20. 10. 31～)	21年度	22年度
件 数	422, 606	598, 841	465, 613
金 額	89, 241	99, 542	79, 499

(出所) (株) 日本政策金融公庫資料

(注) 「セーフティネット保証（5号）」に係る実績

○参考指標 7-1-13：(株) 日本政策金融公庫の「生活対策」中小企業金融緊急特別相談窓
口における貸付実績（単位：件、億円）

		平成20年度 (20. 9. 24～)	21年度	22年度
国民生活事業	件 数	37, 314	237, 655	218, 099
	金 額	3, 266	22, 771	20, 871
中小企業事業	件 数	5, 841	34, 143	27, 513
	金 額	4, 526	25, 897	19, 415
計	件 数	43, 155	271, 798	245, 612
	金 額	7, 792	48, 668	40, 286

(出所) (株) 日本政策金融公庫資料

(注1) 平成22年9月9日以前は「生活対策」中小企業金融緊急特別相談窓口（平成21年1月30日に「安心実現のための緊急総合対策」中小企業金融緊急特別相談窓口から名称変更）の実績。平成22年9月10日以降は「円高等対策」特別相談窓口の実績。

(注2) 平成20年9月24日から平成20年9月30日までの実績については、(株) 日本政策金融公庫に統合前の旧国民生活金融公庫及び旧中小企業金融公庫の数値。

(参考) (株) 日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の貸付の実績（単位：億円）

	平成20年度下期	21年度	22年度
金 額	14, 301	38, 693	4, 053

(出所) (株) 日本政策金融公庫資料

(注) 危機対応円滑化業務の貸付とは、指定金融機関に対し、特定資金の貸付け等に必要な資金の貸付けを行うことをいう。

7. 今後の政策等に反映すべき事項

(1) 今後の方針

政策目標7－1 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保

引き続き推進

改善・見直し

廃止

施 策 7-1-1 政策金融機関等の適正な運営の確保

引き続き推進

改善・見直し

廃止

施 策 7-1-2 政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保

引き続き推進

改善・見直し

廃止

(2) 企画立案に向けた提言

- ① 政策金融機関は、国の政策金融の担い手として、経済・金融情勢等に即応して迅速・的確な対応を行うことが必要であり、関係省庁等と緊密な連携の下、経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、質・量ともに的確な対応を行います。
- ② 主務省として、リスク管理分野に関する検査を委任している金融庁をはじめ関係省庁と緊密に連携しつつ、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢に関し、引き続き効果的・効率的な検査を行うとともに、上記リスク管理分野及び法令等遵守態勢に関する検査結果も踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めていきます。

(3) 平成24年度予算要求等への反映

政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営が確保されるよう、平成24年度予算要求において、必要な経費の確保に努めます。